

原料名	生産前ノ物	生産後ノ物	備考
大豆	二、九八一・二六		備考 一、經濟用品中其ノ他ノ中ニ含メルモノハ夏シャツ、毛布、綿綿、セメント、蚊取線香、障子紙、蠟燭、靴下、ウツラ豆、タオル、油、帽子、乾濕計、トタン板、布呂敷、噴霧器、果實袋、帳簿等ナリ 二、肥料(配合ヲ除ク)ノ賣却高欄ハ單肥ノ賣却高ニシテ繰越高及買入高ト賣却高トノ差引一致セサル差額ハ配合肥料原料トナシタルモノナリ
硫酸安	二、二一五・六五		
過磷酸	五、二九二・二四		
撒豆	五、三五九・九六		
硫酸加	八六二・四〇		
骨粉	二八〇・五〇		
魚肥	八七九・七〇		
米糠	一八〇・〇〇	配合肥料	
ロイナホス	五一・六〇		
鹽化加	三二六・六〇		
智利硝石	四四・三〇		
菜種粕	九三・三〇		

原料中ハ、糶ヲ除キタル噸數ニ比シ
 生産シタル配合肥料ノ噸數ノ多キハ
 原料一噸重量ト製品一噸ノ重量ノ換
 算相違ナリ

配合肥料生産數量

合計

一三九、六四一・〇五

二、五三六、〇二・九

一、六四四、八六・三

三六四、一四三・七

項目	数量	数量	数量
半紙	三六、七三	四〇、八五・六八	五、八七六・八
砂糖		一六〇、八〇・七三	
砂		三三、六四〇・五〇	
ゴム底足袋	三、九七三・八一	九、六三三・〇一	三、一九九・六
運動靴	七、六二・〇三	四六、九一・二二	三、六八・三
自轉車部分品	九、七九・四九	一、三〇九・八七	九〇・五
綿織物		一、七四六・六九	
鐘詰		三、三九七・〇〇	
金庫	七・〇八	四、三五五・三〇	一七九・〇〇
蚊張		一、三六六・八〇	一、五八・〇
磷寸	二、四六・〇〇	二九、八五七・九七	一六七・〇
菓菓子	一三三・九	一六、五五〇・八七	一三・六
茶	二七・七	九、二六・三三	
ゴム	六、八六・六	一〇、七九・六八	一八、六七・八
學服靴		八四、四九九・五三	一〇・〇
石炭		七、三九九・二二	
米乳		三、三八四・八九	二・五〇
煉乳		三、一四〇・六四	
海産食品		三、六三三・二三	
青大豆		一八、六九九・三六	
其他	四九五・七	二五、三六四・二七	七九・九
計	六、八六・七	一、二五、一五〇・九	八四、〇五九・九

順位	府	縣	名	金	額	順位	府	縣	名	金	額
一	長	野	岡	二二二、六五二・二八	七	和	山	四二、六八九・二五			
二	靜	岡	取	六二、三七七・三五	八	千	葉	四二、一七三・四三			
三	鳥	取	手	四九、八九四・三五	九	宮	城	三六、〇〇〇・七三			
四	岩	取	道	四九、一五八・三三	〇	崎	玉	三三、一四四・五八			
五	北	道	京	四七、二七七・三七	一	京	都	三三、二八二・二二			
六	東	海	海	四四、八七二・八四	二	秋	田	二八、〇三三・三〇			

九、昭和五年度地方別雜貨取扱順位表

大	兵	奈	和	鳥	島	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	計	二二	四、一二八・四	一七四、六五〇・四七	
阪	庫	良	山	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	計	二五	三、六六四・五	一六七、七三〇・四四	
四五	一三	一九	二三	七	三三	二一	三四	六	四二	四	二二	一五	三九	四三	四六	四四	三八	四一	四一	計	二五	四、九五五・四	二一三、二九九・八六	
五二九・九	五、八〇三・〇	四、六九七・七	三、八五四・八	八、四一八・五	三、〇二五・五	四、三〇八・九	二、五一四・七	八、六一一・九	九九二・〇	一一、〇四五・一	二八、七〇〇・五〇	二八六、七八一・三四	二二三、四六七・七六	二一一、六六四・五二	三六七、一九二・八九	一五五、五三〇・三五	二二四、五〇〇・〇九	一一五、〇七四・九八	四四、七一〇・四六	五三八、六六五・七四	計	二二	四、一二八・四	一七四、六五〇・四七
二二	二五	一五	三九	四三	四六	四四	三八	四一	二一	二二	二二	二五	三九	四三	四六	四四	三八	四一	四一	計	二五	三、六六四・五	一六七、七三〇・四四	
二二	二五	一五	三九	四三	四六	四四	三八	四一	二一	二二	二二	二五	三九	四三	四六	四四	三八	四一	四一	計	二五	四、九五五・四	二一三、二九九・八六	
四、一二八・四	三、六六四・五	四、九五五・四	二、〇五三・六	九、二七・六	二、四〇・二	七、二四・二	二、一五六・一	一、二七八・三	一一、〇四五・一	一一、〇四五・一	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	二二、二二八・三	計	二五	四、九五五・四	二一三、二九九・八六
一七四、六五〇・四七	一六七、七三〇・四四	二一三、二九九・八六	一〇三、二九八・八五	五五、八二七・四〇	一一、一九五・五四	三六、〇二五・四三	一一、四六七・九六	五、一五八・六五	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	一〇、四二九・〇四〇・九八	計	二五	四、九五五・四	二一三、二九九・八六

府縣名	順位	數量	金	額	府縣名	順位	數量	金	額
北海道	四〇	一、五八九・五	八五、〇二七・四九	神奈川	二七	三、三八五・五	一七七、一一四・六一		
青森	三六	二、二六〇・九	一〇三、三六一・四二	新潟	三三	三、〇〇四・一	一七八、一〇八・八六		
岩手	九	七、三七三・一	三四二、六九四・三八	山梨	三〇	三、一三五・五	一五七、五二四・六九		
宮城	二	一一、〇四三・〇	六一〇、一五五・二五	長野	一	一四、五四三・五	六九一、〇八一・〇六		
秋田	一〇	七、二一一・一	三七七、五九一・八三	富山	三一	一一、二五五・九	四五八、六二一・〇九		
山形	一七	四、八一〇・〇	二四三、六九八・七〇	石川	二九	三、一二二・二	一八三、八六九・二五		
福島	二二	五、八六〇・三	三〇四、八七三・〇七	福井	二〇	四、三八八・九	一七六、九四七・四七		
茨城	二四	三、八三一・四	一九二、一六九・二四	岐阜	三七	二、二一七・六	一〇六、九九九・九〇		
栃木	一四	五、四五六・九	三〇八、四八四・三四	愛知	五	九、六四七・六	四四一、八〇四・六七		
群馬	三五	二、三九八・三	一一二、六八二・八二	三重	二八	三、三八四・一	一六九、八二六・〇七		
埼玉	一六	四、九三七・九	二六四、二六二・〇九	滋賀	二六	三、四六八・六	一五三、一〇一・三二		
千葉	一八	八、一〇八・六	三七四、二四五・八五	京都	一一	五、九五一・四	二七六、五七七・三〇		
東京	一	四、七〇八・三	二一一、九六二・五二	東京	一一	五、九五一・四	二七六、五七七・三〇		

八、昭和五年度地方別肥料取扱高順位表

合計	九六七・三五	一三六・三〇	一六、〇五四・六六
雜	三七〇・六〇		
籾			

三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三
奈	愛	岐	山	三	富	宮	栃	滋	山	新	福	高	山	神	香	福	青
奈																	
良	知	阜	形	重	山	崎	木	賀	梨	瀧	岡	知	口	川	川	島	森
一四、二九七・五二	一四、五三六・一五	一四、五六四・五九	一五、〇一八・三〇	一五、四七二・三九	一六、二八三・九六	一六、六七三・二〇	一八、四四九・六五	一八、五九六・四五	一八、六一六・〇二	二〇、二九二・五一	二一、一三〇・七一	二一、九一五・九四	二四、一七三・六八	二五、〇七五・三四	二五、八四〇・九九	二六、五一五・七六	二七、五九八・三九
四七	四六	四五	四四	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一
沖	大	長	熊	岡	茨	福	大	德	愛	石	兵	群	廣	佐	鹿	島	島
兒																	
繩	阪	崎	本	山	城	井	分	島	媛	川	庫	馬	島	賀	島	根	根
一一、二一四、九三九・六一	五五、四七	三〇、三七・七一	四、六八二・六三	五、六三四・二一	七、五一六・四九	八、一四〇・五八	九、一四一・六八	九、二六九・二九	九、七七二・一八	一〇、三四六・〇五	一〇、九四八・九五	一一、〇六四・三一	一一、九八五・四八	一二、一五六・〇〇	一四、一六七・八三	一四、一七八・九八	一四、二四四・二九

第六節 大日本生絲販賣組合聯合會

大日本生絲販賣組合聯合會は單に「生絲聯合」又は「絲聯」とも略稱せられ設立は昭和二年三月であるが實際事業の開始は同年七月一日よりである。昭和五年迄は横濱市のみに事務所

を設置して居つたが同年五月よりは主たる事務所を横濱市中區北仲通五丁目五十七番地帝意ビルに、從たる事務所を神戸市明石町三十二番地明海ビルに設置した。

一、所屬組合の推移

1 年度別所屬組合及聯合會數

所屬聯合會 所屬組合 合計 全國組合製絲數 に對する比率	第一立 年當 度時	第二 年 度	第三 年 度	第四 年 度	昭和 六年 六月 末 日	昭和 六年 七 月 末 現 在
五(二四一組合)	六(二六〇組合)	七(二九〇組合)	八(二九八組合)	十一(三三〇組合)	十一(三三〇組合)	十一(三三〇組合)
一一・二	一九	二七	三八	五〇	五〇	五九
一七	二五	三四	四六	六一	六一	七〇
六三%	六七%	七三%	七四%	八八%	八八%	八九%

2 年度別府縣別所屬組合及聯合會

府縣別	第一立 年當 度時	第二 年 度	第三 年 度	第四 年 度	昭和 六年 六月 末 日	昭和 六年 七 月 末 現 在
岩手縣	一	一(組合一)	一(組合一)	一(組合一)	二(組合一)	二(組合一)
群馬縣	三(聯合會三)	三(聯合會三)	三(聯合會三)	三(聯合會三)	三(聯合會三)	四(聯合會三)

岐阜縣大野郡大名田町	有限責任	信用販賣購買利用組合飛彈普及社	島根縣鹿足郡日原村	有限責任	生絲販賣購買組合聯合會石西社
岐阜縣武儀郡關町	有限責任	生絲販賣組合長良社	島根縣那賀郡野津町	保證責任	販賣購買組合那賀製絲社
愛知縣寶飯郡小坂井町	有限責任	生絲販賣組合寶南社	島根縣那賀郡濱田町	保證責任	購買販賣組合濱田製絲社
愛知縣寶飯郡一ノ宮町	有限責任	生絲販賣組合寶榮社	島根縣邑智郡川下村	保證責任	邑智生絲販賣組合江水社
愛知縣寶飯郡國府町	有限責任	生絲販賣組合穗山社	廣島縣佐伯郡油見村	有限責任	蠶絲信用販賣利用組合佐伯社
愛知縣丹羽郡羽黑村	有限責任	生絲販賣利用組合富士館	德島縣名西郡藍畑村	保證責任	生絲販賣購買利用組合昭和館
愛知縣葉栗郡草井村	有限責任	草井村蠶絲販賣組合蘇陽館	香川縣木田郡平井町	有限責任	木田郡生絲信用販賣利用組合
三重縣度會郡有田村	有限責任	度會蠶絲販賣利用組合五十鈴	愛媛縣西宇和郡眞穴村	有限責任	眞穴蠶業購買販賣利用組合
京都府熊野郡佐野村	有限責任	販賣組合昭利社	高知縣長岡郡大篠村	有限責任	高知蠶絲販賣組合聯合會
京都府天田郡上夜久野村	有限責任	上夜久野信用購買販賣組合昭榮社	高知縣土佐郡朝倉村	有限責任	土州蠶絲販賣組合聯合會
京都府天田郡庵我村	有限責任	大和蠶絲販賣購買利用組合	高知縣吾川郡弘岡上ノ村	有限責任	海南蠶絲販賣組合
奈良縣吉野郡下市町	有限責任	販賣購買利用組合芳榮社	高知縣香美郡佐古村	有限責任	繭絲販賣組合香南社
奈良縣吉野郡國樺村	有限責任	蠶業社生絲販賣購買利用組合	高知縣高岡郡越智村	有限責任	高吾繭絲販賣組合
鳥取縣東伯郡市勢村	保證責任	西伯南部製絲販賣利用組合	高知縣香美郡山南村	有限責任	鏡繭絲販賣組合
鳥取縣西伯郡手間村	保證責任	同榮製絲販賣購買利用組合	高知縣香美郡片地村	有限責任	本山町信用購買利用組合
鳥取縣東伯郡日下村	保證責任	伯耆大山生絲信用販賣利用組合	高知縣長岡郡本山町	有限責任	製絲販賣購買利用組合泗水社
鳥取縣西伯郡巖村	保證責任		熊本縣菊池郡泗水村	有限責任	

二、出 資

1 年度別出資口數、出資金額及拂込濟出資金額

項 目	創立當時第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度
出 資 口 數	二三八口	二四六口	二五七口	二七六口	三〇三口
出 資 金 額	二三八、〇〇〇圓	二四六、〇〇〇圓	二五七、〇〇〇圓	二七六、〇〇〇圓	三〇三、〇〇〇圓
拂込濟出資金額	七、四〇〇圓	七三、八〇〇圓	一一二、六八一圓	一五八、八二七圓	一七四、三三三圓

三、生絲受入並販賣

1 年度別生絲受入並販賣金額

年 度	受 入 捆 數	販 賣 捆 數	販 賣 金 額
第一年度 自昭和二年五月 至同二年六月	五〇捆	五〇捆	四八、二九九・四三
第二年度 自昭和三年六月 至同三年七月	一七、〇五二	一六、七二五	一三、〇八〇、三七二・九四
第三年度 自昭和四年六月 至同四年七月	一九、六一三	一九、六九八	一五、五七〇、三五七・六八
第四年度 自昭和五年六月 至同五年七月	二五、三六九	二二、一〇八	一五、五八八、八五五・一七
第五年度 自昭和六年六月 至同六年七月	三三、二六六 三二、四八七 六、七七九	三三、〇五六 三二、六〇八 六、四四八	一四、四七二、七一・五九 一二、三九二、三六二・八八 一、〇九〇、三六二・八八

2 府縣別年度別生絲受入表

4 第五年度月別生絲(季別、織度別、色別)受入表

(自昭和五年七月至同六年六月) (單位欄)

合	武	富	眞	水	錦	廣	管	總	協	頤	隆	飛	會	水	長	昭							
計	石	穴	田			卷			南		彈	染		內	生	和							
計	組	組	組			組			組		及	安		社	社	館							
	神	橫	橫	神	神	橫	橫	神	橫	橫	橫	橫	橫	橫	橫	神							
	七 八 七	七 七 〇	二 九								五 七				三								
	三 九 、 二 六 六	三 二 、 六 、 七 七 九	一 三			一 八	一 八	三 三	五 四	六 六	七 二	七 三	七 八	八 二	一 〇 八	一 一 〇	一 一 四	一 一 五	一 二 五	一 三 四			
	三 九 、 〇 五 六	三 二 、 六 、 四 〇 八	四 二			一 八	一 八	三 三	五 五	五 三	七 二	七 三	七 八	六 五	一 二 四	一 〇 八	一 一 〇	九 六	一 一 五	一 〇 二			
	九 九 七	四 〇 八 九						一 三					一 八	一 九			一 八	一 三	一 三	三 三			
	一 四 、 四 七 二 、 七 一 、 五 九	一 二 、 〇 九 〇 、 三 六 二 、 八 八	一 五 、 六 一 四 、 三 三			一 五 、 四 五 八 、 四 四	一 八 、 七 二 八 、 一 六	一 六 、 三 六 〇 、 二 三	二 七 、 一 九 五 、 四 六	二 八 、 三 七 一 、 九 七	三 〇 、 六 二 五 、 三 〇	二 三 、 二 五 四 、 四 四	四 〇 、 一 〇 五 、 九 三	三 八 、 三 一 七 、 九 〇	三 六 、 一 〇 九 、 二 五	三 四 、 五 七 九 、 二 三	五 二 、 一 五 六 、 六 七	七 五 、 九 三 二 、 四 六	五 三 、 九 六 三 、 四 四	七 九 、 八 六 四 、 八 三	五 三 、 二 八 五 、 三 九	八 二 、 〇 八 三 、 七 五	五 〇 、 七 三 三 、 二 九

和	共	芳	同	濱	五	昭	那	寶	大	鏡	埴	昭	高	寶	香	協	石	三	三	西		
田	愛	榮																				
組	組	組																				
社	社	社	合	絲	社	社	合	社	絲	絲	合	社	合	社	社	絲	社	社	社	部		
橫	橫	神	神	神	神	橫	神	橫	神	神	橫	神	橫	神	橫	神	橫	橫	橫	神		
一	八																					
一 四 三	一 五 六	一 八 五	一 八 九	一 九 七	一 九 八	一 四 七	一 五 四	二 〇 八	二 〇 八	二 一 六	二 一 六	二 四 八	三 九	二 七 〇	二 八 五	三 一 五	三 四 三	三 五 三	三 五 〇	三 六 五	三 九 六	四 一 〇
一 四 四	一 七 四	一 四 八	一 八 九	一 六 三	一 九 八	一 四 七	一 五 四	一 三 六	二 〇 九	二 一 六	二 一 六	二 四 八	二 三 九	二 七 〇	三 〇 三	二 九 二	三 三 四	三 五 三	四 一 〇	四 五 一	三 一 八	
		三 七		三 四				七 二								二 三	九				九 二	
五 〇 、 七 三 三 、 二 九	八 二 、 〇 八 三 、 七 五	五 三 、 二 八 五 、 三 九	七 九 、 八 六 四 、 八 三	五 三 、 九 六 三 、 四 四	七 五 、 九 三 二 、 四 六	五 二 、 一 五 六 、 六 七	一 八 、 九 七 七 、 四 八	四 九 、 八 一 三 、 一 〇	七 六 、 四 五 七 、 〇 七	七 〇 、 〇 〇 二 、 四 六	八 三 、 一 九 三 、 一 八	九 〇 、 三 九 四 、 一 四	七 九 、 四 九 〇 、 九 八	一 〇 三 、 五 一 三 、 〇 九	一 〇 八 、 四 九 〇 、 八 四	一 〇 五 、 八 〇 三 、 六 八	一 一 五 、 七 一 五 、 二 〇	一 二 八 、 九 四 四 、 五 一	三 、 〇 九 六 、 八 三	一 五 〇 、 一 〇 七 、 八 四	一 五 九 、 九 六 七 、 五 〇	一 一 、 五 一 四 、 一 二

横濱神戸總計	戸				神						
	總計	合計	秋		春		合計	秋		春	
			計	廿一中 十四中	計	廿一中 十四中		計	廿一中 十四中	計	廿一中 十四中
二、六四	六八七	二七三			二七三	二七三		四二五			三七九
四、〇三	六四	二〇九			二〇九	二〇九		四〇五			三五二
三、八九	四四七	一八五			一八五	一八五		二六二	二	九	三三九
四、二九〇	六二八	二二九			二二九	二二九		四〇九	九八	五五	三三六
三、八七	六六一	一六五			一六五	一六五		四九六	四六	二三八	五四
四、六九九	七四三	二六七			二六七	二六七		五七六	五三	四六八	三六
二、九三九	五二六	一三七			一三七	一三七		三七九	三四	一五三	一八
三、九七	六八	三三七			三三七	三三七		二六一	一八	四〇	七二
一、五八	三〇四	八八			八八	八八		二二六	一四七	五九	二五
二、〇二七	四八八	一〇九	一八	一八	九	九		三九	一六九	九五	二六
三、一三	七八三	一七六	一八	一八	一五八	一五八		六〇七	二九九	一六三	二四
二、七八	四五四	二二二			二二二	二二二		三三三	一五	四	一五
三、九一九一	六、九〇三	二、二六	三六	三六	二、一八〇	二、一八〇		四、六八七	二、三三六	一、二八〇	一、八八八
七六七	七							七七			七
二三五	二三四	一九			一九	一九		一〇五	六七	四九	一八
四、〇五三	六、八五六	二、一九七	三六	三六	二、一六二	二、一六二		四、六九	二、三九九	一、二二二	一、九二

種別	横				濱						
	總計	合計	秋		春		合計	秋		春	
			計	廿一中 十四中	計	廿一中 十四中		計	廿一中 十四中	計	廿一中 十四中
七月	一、九七	一、三〇〇			一、三〇〇	一、三〇〇		六五七	七	七	五三
八月	三、四三	二、〇八			二、〇八	二、〇八		一、三四〇	七	五	一、二三〇
九月	三、四七	一、六九			一、六九	一、六九		一、七五〇	二二	一	一、八五
十月	三、六二	一、六二			一、四四	一、四四		二、〇〇〇	八六	七二	一、一五
十一月	三、一五	一、〇七	六	六	一、〇四	一、〇三		二、〇四九	一、一五	三八	八六〇
十二月	三、九三	一、三〇	一四	一四	一、二五	一、二五		二、六四七	一四	二〇	九六
一月	二、四三	一、三三			一、三三	一、三三		一、二〇〇	六八	九	五三
二月	三、二七	一、五八	五	五	一、五三	一、四六		一、九六	六八	五	五八五
三月	一、三四	三七	四	四	三三	三三		八〇〇	五	五	二九
四月	一、五九	七			七	七		八七	四〇	三六	四三
五月	二、三〇	五九〇			五九〇	五九〇		一、七四〇	九〇	三六	八八
六月	二、二四	五九			三九	三九		一、七三三	八六	一	八六八
合計	三、五八	一、八四	一九〇	一九〇	一、三六	一、三六		一、七四二	八、四三	七、六四	九、五四
前年	七〇	三四	三	三	三六	一六		三六	三三	二〇	二五
返送	一〇二	三六			三六	三六		六四	五九	四	一
差引	三、一九	一、四一	二二八	二二八	一、三三	一、三三		一九、〇四	八、六〇	七、三三	九、六四

所屬聯合會、並所屬組合名	出資口數	出資額	出資拂込額	出資拂込未済額
富山縣兩礪販利聯	一五	七、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇
同 下新川中央販利組合	一三	一、五〇〇	三〇〇	一、二〇〇
同 販利組合富南農倉	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
同 販利組合婦負南部農倉	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
同 射水東部販利組合	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
同 販利組合北礪農倉	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
同 販利組合南礪農倉	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
同 販利組合石動地方農倉	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
石川縣販購聯	一三	六、五〇〇	一、三〇〇	五、二〇〇
福井縣販購聯	一五	七、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇
愛知縣販購聯	一〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
滋賀縣信販購聯	二八	一四、〇〇〇	二、八〇〇	一一、二〇〇
京都府販購聯	一〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
兵庫縣販購聯	一五	七、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇
奈良縣販購聯	一〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
鳥取縣信販利聯	一五	七、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇
岡山縣般信販利組合	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
廣島縣信販購聯	一〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
山口縣販購聯	二〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇
徳島縣販購聯	六	三、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇

第七節 全國米穀販賣購買組合聯合會

全國米穀販賣購買組合聯合會は昭和六年五月二十五日に設立せられ、主たる事務所を東京に置き、従たる事務所を大阪、門司に設置し、外に大阪事務所の販賣所を神戸、京都、名古屋に置く。東京、大阪兩事務所は同年九月一日より事業を開始し、門司事務所は同年十月一日より事業を開始せり。

一、全販聯道府縣別會員及出資額表

所屬聯合會、並所屬組合名	出資口數	出資額	出資拂込額	出資拂込未済額
北海道信販購聯	八	四、〇〇〇 ^円	八〇〇 ^円	三、二〇〇 ^円
青森販購聯	六	三、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇
岩手販購聯	一〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
宮城販購聯	一五	七、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇
秋田販購聯	三〇	一五、〇〇〇	三、〇〇〇	一二、〇〇〇
山形販購聯	六	三、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇
福島縣高野村信販購組合	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
茨城販購聯	五	二、五〇〇	五〇〇	二、〇〇〇
栃木販購聯	五	二、五〇〇	五〇〇	二、〇〇〇
埼玉信販購聯	一五	七、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇
千葉販購聯	一六	八、〇〇〇	一、六〇〇	六、四〇〇
新潟販購聯	四〇	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一六、〇〇〇

府 縣 別	事務所別及 販賣所別		東 京		大 阪				門 司	合 計			
	販賣地	産地販賣	計	大	阪	神	戸	京	都	名	古	屋	計
石 川													
山 口													
滋 賀													
山 形													
大 分													
岩 手													
千 葉													
福 岡													
栃 木													
計	五、六	一、〇〇八	一、五七四										一、五七四

全販聯府縣別販賣數量一覽表

(自昭和六年九月一日至同年十月三十一日)

爲に入札販賣を行つた。出荷米は總數九千五百三十七俵に達し、之を各銘柄等級別に見本陳列の上番號を附し、一口二十俵以上として入札を行つた。入札數約三百口其の俵數一萬二千俵に達し極めて盛況であつた。

併し乍ら其後殘存米の發表、英國金本位制中止等の材料の爲に期正米相場は未曾有の混亂を呈し、全販聯の販賣力を著しく減せしめた。其後更に日支衝突事件勃發し米價は不可救的に悪化し率勢米價を下廻るに至り、一部にては政府の出動

を切望するに至つたが、十月七日米穀委員會にて左記の如き決定を見、愈々政府は出動の意を決した。

『今後米價が尙最低の基準價格を下廻る趨勢にあるときは調節の爲め其の期を逸せず直ちに玄米百萬石以内の買入を行ふ事を政府に一任する』

右決定さるるや、その影響は産地の賣借みとなり、従つて全販聯の販賣成績が振はなかつたのも止むを得ないことであらう。

香川縣信購販利聯	二〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇
愛媛縣購販聯	一〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
福岡縣購販聯	一七	八、五〇〇	一、七〇〇	六、八〇〇
佐賀縣購販聯	一六	三、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇
長崎縣信販購聯	一	五〇〇	一〇〇	四〇〇
熊本縣信販組合肥後米券社	六	三、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇
大分縣販購聯	五	二、五〇〇	五〇〇	二、〇〇〇
宮崎縣販購利聯	二	六、〇〇〇	一、二〇〇	四、八〇〇
鹿兒島縣信販購利聯	二	六、〇〇〇	一、二〇〇	四、八〇〇
岐阜縣濃飛農倉販聯	五	二、五〇〇	五〇〇	二、〇〇〇
計	四二九	二二四、五〇〇	四二、九〇〇	一七一、六〇〇

右表の内富山縣販購聯並岐阜縣濃飛農倉は最近全販聯に加入せるものであつて猶右の他福島縣に於ても最近縣購販聯が設立され他と同様の割當を以て加入する筈である。

二、事業の概況

設立當初は十一月一日より事業を開始し翌年十月三十一日に至るまでを第一年度とする豫定であつたが一般の希望切なるものがあつたので十一月を十月に更に九月に繰上げたのである。従つて第一年度は本年九月一日より同年十月三十一日までとし十一月十一日より翌年十月三十一日までを第二年度

とする事になつた。

右の如く開業以來日猶淺く事業上見るべきものが無い。併し全販聯の設立は多年の懸案であり研究に研究を重ねての上の事であり、且正に時代の要求に依るものである限り、充分なる期待をかける事が出来る。

猶一年度の取扱豫定俵數は東京、大阪兩事務所は百四十萬石、門司事務所は十萬石である、來る十一月よりの新年度よりは此の豫定俵數に達するの充分なる確信を有して居る。

東京事務所に於ては昭和六年九月一日事業開始を記念する

香	青	廣	熊	鳥	愛	兵	長	茨	宮	佐	宮	新	秋	富	
計	川	森	島	本	取	知	庫	崎	城	崎	賀	城	湯	田	山
二、五三	三〇〇							六〇〇	四〇〇	八三三	四八	九六	一、〇八	五〇	
五、八三								八〇			五〇	二〇〇	三〇〇	八〇〇	
一八、二九四	三〇〇							八〇〇	四〇〇	八三三	一、〇〇八	一、〇九八	一、三六	一、三六〇	
八、七五九															
一三、八六五															
一三、〇四二															
五、九七															
四一、五八三	五〇	四五〇		四〇	五元	六〇〇	六四〇		三三七	一、〇〇					
三、九六四				四八〇											
六、八一	五	三〇〇	四〇	四〇	四〇	五元	六〇〇	六四〇	八〇〇	八二	九八	一、〇〇	一、〇九	一、三六	

備考 門司は昭和六年十月一日開業
 附記 右表数の内東京事務所のものは産地販賣、消費地販賣の二つを含み大阪、門司兩事務所は全部産地販賣に依るものである。

全販聯消費地販賣一覽表 (自昭和六年九月一日至同年十月卅一日)

購	精	問	販	購	精	問	販
買	米	費	賣	買	米	費	賣
組	業	團	先	組	業	團	先
合	者	體	數	合	者	體	數
一七	八八	二二	八八	一七	八八	二二	八八
	五九、八八五	七二・七一			五九、八八五	七二・七一	
	一九、〇一九	二二・七八			一九、〇一九	二二・七八	
	一、九四一	二・三三二			一、九四一	二・三三二	
		消費團體	販賣先			消費團體	販賣先
		四				四	
		八三、五〇九				八三、五〇九	
		一〇〇〇〇				一〇〇〇〇	
		全俵數ヲ百トセル割合				全俵數ヲ百トセル割合	

全販聯産地販賣一覽表 (自昭和六年九月一日至同年十月卅一日) 「産地販賣は現在東京事務所に限る」

購	消	問	販	購	消	問	販
買	費	費	賣	買	費	費	賣
組	團	屋	先	組	團	屋	先
合	體	體	數	合	體	體	數
一	三	二二	一	一	三	二二	一
	二、〇八〇	一一、二九七			二、〇八〇	一一、二九七	
	一、一四五	七・七・六六			一、一四五	七・七・六六	
		一四・二八				一四・二八	
		七・八六				七・八六	
		精米業者	販賣先			精米業者	販賣先
		二				二	
		一四、八〇七				一四、八〇七	
		三五				三五	
		一〇〇〇〇				一〇〇〇〇	
		全俵數ヲ百トセル割合				全俵數ヲ百トセル割合	

右表に見る如く消費地販賣、産地販賣の何れに於ても問屋並に精米業者が多数を占めて居るが漸次消費組合、購買組合其他の消費團體との連絡提携の途を執りつゝある。以上の如き情勢の下にあつたのであるが其間米價は依然として率勢米價を下廻りつゝあつたので十月十四日愈々政府出動決定し、新古米合せて百萬石買入るゝ事になりその詳細の發表があつた。

今や正に全販聯は大試練の秋に遭遇せるわけである、即ち

全販聯の統制力の如何を問はれる事になる。全國組合の米に對する統制力を此際確然と把握して置かねばならず、又其處にこそ全販聯設立の意義があるのである。猶全販聯將來の計畫としては既に決定して居ることではあるが聯合農業倉庫建設こそ最重要事である。全國の農業倉庫網を一手に統制する爲には聯合農業倉庫の建設を待たずしては至難なことである。

去る十月七日、八日産業組合中央會主催の第四回の全國農

業倉庫協議會に於て中央會案として提出されたる『全販聯の機能を發揮せしむる方策』が種々論議されたが結局聯合農業倉庫を一日も早く建設すべく努力する事がその主たるものであつた如く實に聯合農業倉庫建設に依りて、はじめて全販聯の全機能を發揚出来るのである。更に現在に於ても各消費組

合並消費團體等と提携すべく主力を注いで居るが、此等とがつしり手を組む處にはじめて全販聯のモットーとする生産者より消費者への理論が完全に實現される譯である。事業開始より日猶淺いが此等の諸點に主力を傾倒し、以て三千萬農民の血となり肉とならん事に目下必死の努力をなしつつある。

第八節 産業組合製絲組合及産業組合製糸組合聯合會

蠶絲業組合法による産業組合製絲組合は該法に依る他の蠶絲業組合に先だちて昭和六年八月三、四日の兩日に亘り赤坂溜池三會堂に於て第六回全國産業組合製絲協議會を開催し次の二件を決定せり。

- 一、産業組合製絲組合設立ニ關スル件
- 一、全國産業組合製絲組合聯合會ノ設立ニ關スル件

爾來着々豫定の如く産業組合製絲組合創立準備に着手し九月上旬に至るまでに創立總會を終了せるものは岩手、福島、長野、愛知、高知、島根、岐阜、埼玉、神奈川、群馬の十縣にして最初設立の豫定の十五縣の内未だ其の創立總會終了の報に接しざるものは鳥取、愛媛、山梨、熊本、三重の五縣なり其の後も引續き此の各五縣に於ける産業組合中央會支會に對して産業組合製絲組合設立促進方を依頼し、鳥取縣に於いて

は聯合會經費負擔中平均割に付いて議論ありし模様なるも幸ひ圓滿なる解決を見るに至り、京都府の如きは任意的に加入し來りて十月一日京都府及鳥取縣産業組合製絲組合は其の創立總會を終了せり。續いて十月十日愛媛縣産業組合製絲組合も創立總會を終了し計十三府縣の産業組合製絲組合の設立を見るに至れり。

最初設立豫定の三重、熊本、山梨の各縣は種々なる事情の爲本年度に於いては設立絶望にして尙ほ十月十六日に至りて初めて農林省より設立認可を受くるに至り、指令を交付せられしものは福島、群馬、神奈川、長野、愛知、高知、鳥取の七縣産業組合製絲組合にして仍て當日此の七組合の代表者を發起人として新設の組合に對して左記の要領を以て全國産業組合製絲聯合會の創立總會の通知を發し同時に官報公告の手

續をもとるに至り愈々全國産業組合製絲組合聯合會の設立を見る模様となれり。

一、場所 産業組合中央會

二、日時 昭和六年十一月七日 午後一時
三、議案
尙ほ此の十三府縣に於ける産業組合製絲組合の組合長、副組合長、及所屬組合數、簽數は左の如し。

名	稱	組 合 長	副 組 合 長	所 屬 組 合 數	總 簽 數
群馬縣	産業組合製糸組合	新井 高四郎	長岡 新太郎	1	一四、七三四
高知縣	産業組合製糸組合	岡田 晋吉	窪田 宇太郎	9	一、〇二三
岩手縣	産業組合製糸組合	佐々木 保五郎	鈴木 野木	1	七八三
長野縣	産業組合製糸組合	石垣 倉治	杉原 定興	八七	一一、七六三
福島縣	産業組合製糸組合	渡部 又左衛門	山内 庄次郎	五	四一〇
愛知縣	産業組合製糸組合	宮島 斧吉	清水 松太郎	一〇	一一、二四七
神奈川縣	産業組合製糸組合	落合 慶四郎	堀野 江三	二	一、一三〇
島根縣	産業組合製糸組合	松崎 謙二郎	神崎 直三郎	五	四〇二
愛媛縣	産業組合製糸組合	武智 太一郎	辻 直意	五	五六四
岐阜縣	産業組合製糸組合	伊藤 泰太郎	船渡 佐輔	三〇	二、一八六
鳥取縣	産業組合製糸組合	磯江 熊太郎	長谷川 浩	五	四九〇
埼玉縣	産業組合製糸組合	(創立總會終了セシモ役員ヲ再選スル由)		1	二、五三六
京都府	産業組合製糸組合	平野 吉右衛門	柴山 久司	1	一一三

備考 ×印ハ官吏

第三章 殖民地に於ける産業組合

我が殖民地である臺灣、朝鮮、樺太、關東州は近時農業、工業、商業等各種産業に於ては勿論、教育其の他各般の方面に對しても急速なる發展をなしつつある。この間にあつて我

が産業組合運動は如何なる過程を辿つてどこまで進展し得たか、また現在は何なる状態にあるか、それをこれから述べやうと思ふ。

第一節 臺灣の産業組合

臺灣に産業組合制度が設けられたのは、今を去る十八年前、即ち大正二年二月十日であつて同年三月一日より實施せられたのである。

臺灣の産業組合に關する法制は、臺灣産業組合規則なる名稱の下に、律令第二號を以て公布せられた。内地の組合法と異なる所は、その規則の第一條に規定した「産業組合に關しては産業組合聯合會及産業組合中央會に關する規程を除くの外産業組合法による」ことである。

だが臺灣が内地と事情を異にするだけにその形式に於ても多少の差異はあるのである。

今、臺灣産業組合の特徴を示めすと、

一、産業組合の出資口數に制限がない。即ち一組合員の有

すべき出資口數は特別の事由に依り「臺灣總督の認可を受けたる場合に限り三十口を超ゆることを得」との規定がある。だから三十口以上は臺灣總督の認可をうければ何口までも有することが出来る。

二、理事及監事の選任に付ては認可主義を採つてゐる。「理事又は監事の選任又は解任に付ては知事又は廳長の認可を受くべし」これは役員に重きを置いたが故である。

三、剰餘金の配當率を異にしてゐる。

持分の全部又は一部に對する配當の率は本則として年六分であつて、特別の事由のあるときは定款の規定により此の制限を超え得ることは内地の産業組合と同様であるが其の最高率は拂込済出資額に應じ年一割二分迄とせられてゐる。

四、利用組合の員外利用設備は電氣設備、水道設備、種畜設備に限定せらる。

五、産業組合法中主務大臣とあるは臺灣總督、北海道廳、支廳長とあるは郡守、區裁判所、又はその出張所とあるは地方院及その支部、又は出張所、市町村とあるは市街廳又は區である。

六、聯絡系統機關に付て

産業組合聯合會に付ては現在未だ法制は確立してないが組合側よりの要望頗る熱烈なるものあり、且つ實際に於て必要であるから當局にても考慮中である。

臺灣の産業組合の中央機關は、産業組合協會である。これは内地の産業組合中央會と同じく産業組合の普及發達並相互聯絡を圖るを目的とし、全島の産業組合を會員とし、所屬會員の負擔金により經營する任意申合せの組織である、會頭に總務長官、副會頭に殖産、財務兩局長、幹事は商工課長とし、大正十一年十一月事業開始後所期の目的達成のため努力し來り、功績顯著なるものがある、昭和五年度の豫算總額は三萬四千六百餘圓である。

産業組合制度實施後の狀況

本島には産業組合制度實施

以前に信用組合類似の組合が十六組合あつた。是等は主に商工階級の金融機關で、農村方面には全く働きかけては居らなかつた。購買組合類似のものとしては各地に官吏及各會社員間に日用品の消費組合が組織されて居たのみであつた。販賣組合類似のものは、舊慣によつて設立せられた多數の各種共同販賣組合が存して居つた。

大正二年三月産業組合制度の實施と共に以上の類似組合はその組織を變更して産業組合法制の下に經營を移すに至り當年末に於ける産業組合の普及狀況は左の如くであつた。

信用組合	一三
購買組合	三
信用販賣組合	二
計	一八

上記の如く當局は極めて微々たりしが年と共に發展し組合規則公布後十年の大正十二年には一七・二倍の三百十組合となり昭和五年末には四〇七組合に増加し昭和六年六月末には更に増加して四百十五組合となり之を市街庄區數に比較するに二百八十五の市街、庄區に對し組合數は百分比一四五・五を示してゐる。

今、種類別産業組合數累年比較を表示しやう。

種類別組合數累年比較

種 類	年 次												
	大正二年	同 七 年	同 十 年	同 十 二 年	同 十 三 年	昭 和 元 年	同 三 年	同 四 年	同 五 年	同 六 年	同 七 年	同 八 年	同 九 年
信 用 組 合	一三	一四五	二〇四	二二一	二二七	二二一	二〇二	一八九	一七〇	二〇二	二〇七	二〇七	一七〇
販 賣 組 合													
購 買 組 合													
利 用 組 合													
販 購 組 合													
信 購 組 合													
信 購 組 合													
信 利 組 合													
信 販 組 合													
信 販 利 組 合													
計	一八	一七三	二六四	三二〇	三三三	三三三	三八七	三九八	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七

組織別組合数

産業組合を組織別に分類して見ると、組合数四一五のうち

で、二組合を除いた四一三組合は全部有限責任組織であつて、二組合は保証責任組合である、無限責任組織の組合は本島には現在に於ては全然之を見ないのである。今、これが分布を

州別にしてその趨勢を表はさう。

組織別組合数調 (昭和六年六月末日現在)

組 織	州 廳		
	有 限 責 任	無 限 責 任	保 證 責 任
合 計	九三	九三	九三
臺 北 州			
新 竹 州			
臺 中 州			
臺 南 州			
高 雄 州			
澎 湖 廳			
臺 東 廳			
花 蓮 港 廳			
合 計	九三	九三	九三

次に組合員数を見るに實施以來漸増の傾向を示し、昭和五年には二十三萬四千三百五十三人にして一組合平均員数七百八十人なり。出資口数に於ては八十一萬六千五百六十六口にして組合平均二千四百四十九口を示せり。出資金に就て見れば

の總額一千五百二十六萬四千六百八十五圓内拂込出資金は千三百三十四萬六千三百三十圓なり、今左に之が累年比較を表示しやう。

組合員数出資口数及出資金累年比較 (年末現在)

種 目	年 次	
	大正二年	同 七 年
調 査 組 合 數	一四	一六六
組 合 員 數	二、七六〇	七〇、四二八
組 合 平 均 員 數	一九七	四二四
出 資 口 數	二〇、七三八	二二六、三六〇
組 合 平 均 出 資 口 數	一、四八一	一、四二三
同 十 二 年	三〇〇	一三九、四八四
同 十 三 年	三三三	一三三、〇二七
昭 和 元 年	三八六	一三三、〇二七
同 三 年	三九八	一三三、〇二七
同 四 年	四〇七	一三三、〇二七
同 五 年	四一五	一三三、〇二七

出資金		總額	一組合平均	拂込済出資	一組合平均
九六七、三四〇	六、二〇〇、六九一	一三、一二六、二七九	一五、四七二、四〇六	一五、二六四、六八五	一五、二六四、六八五
六九、〇九六	三七、三五三	四八、七五四	四〇、〇八四	四六、一一七	四六、一一七
四八三、七二三	四、四五五、二七九	一一、六二三、〇四五	一一、八〇七、六一九	一三、三四〇、六三〇	一三、三四〇、六三〇
三四、五五〇	二六、八三八	三八、七四三	三三、一八〇	四〇、三〇四	四〇、三〇四

資金關係に於ては昭和五年十二月末運轉資金總計六千四百八十一萬四千二百二十五圓にして一組合平均十九萬二千七百九十二圓を示し、剩餘金は二百七十二萬四千二百一十一圓にして一組合平均八千二百三十圓を示せり、今運轉資金累年比較を左に示さう。

運轉資金累年比較附剩餘金

種目	年次	大正二年		同七年		同十二年		昭年三年		同五年	
		一四	一六六	三〇〇	三八六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	
調査組合數		四八三、七二三	四、四五五、一七九	一一、六二三、〇四五	一二、八〇七、六一九	一三、三四〇、六三〇	一三、三四〇、六三〇	一三、三四〇、六三〇	一三、三四〇、六三〇	一三、三四〇、六三〇	一三、三四〇、六三〇
拂込済出資		一九、三八七	六四九、〇六五	四、六五四、九九九	八、〇八三、一八八	九、五七七、〇七五	九、五七七、〇七五	九、五七七、〇七五	九、五七七、〇七五	九、五七七、〇七五	
積立金		一一、四七二、八	一、六八七、三七一	二、八四〇、八一七	三、六八〇、四一四	七、二八〇、三七七	七、二八〇、三七七	七、二八〇、三七七	七、二八〇、三七七	七、二八〇、三七七	
借入金		八四、五五三	四、七一、〇四七	一一、六九六、三九三	三六、六一八、二五四	三四、六一六、一四三	三四、六一六、一四三	三四、六一六、一四三	三四、六一六、一四三	三四、六一六、一四三	
貯金		七〇、三三一	一一、五〇二、六六二	三〇、八一五、二五四	六一、三六九、四七五	六四、八一四、二二五	六四、八一四、二二五	六四、八一四、二二五	六四、八一四、二二五	六四、八一四、二二五	
計		五〇、一七〇	六九、二九三	一〇、二七一	一五八、九八八	一九二、七九二	一九二、七九二	一九二、七九二	一九二、七九二	一九二、七九二	
一組合平均		三〇、〇九二	七二八、六五六	一、八五五、一四七	二、七五三、一六三	二、七二四、二一一	二、七二四、二一一	二、七二四、二一一	二、七二四、二一一	二、七二四、二一一	
剩餘金		二、二四九	四、三八九	六、一八四	七、一三五	八、二三〇	八、二三〇	八、二三〇	八、二三〇	八、二三〇	

次に農村並に市街地組合の貸付金、貯金、借入金、預け金、利率並に手形割引歩合を(昭和五年十二月現在)表示しやう。

A 農村産業組合

貸付金利率	貯金利率		借入金利率		手形割引歩合
	最高	普通	最高	普通	
最高 六〇	最高 一〇	最高 四〇	最高 一五	最高 六	最高 三四
普通 三五	普通 一〇	普通 四〇	普通 一五	普通 六	普通 三三
最低 三五	最低 一〇	最低 四〇	最低 一五	最低 六	最低 三二

B 市街地信用組合

貸付金利率	貯金利率		借入金利率		預け金利率		手形割引歩合
	最高	普通	最高	普通	最高	普通	
最高 三八	最高 三三	最高 一八	最高 三三	最高 一四	最高 二四	最高 一九	最高 一七
普通 三三	普通 三三	普通 一八	普通 三三	普通 一四	普通 二四	普通 一九	普通 一七
最低 一八	最低 三三	最低 一八	最低 三三	最低 一四	最低 二四	最低 一九	最低 一七

次に各種産業組合事業状況を見るに信用事業に於ては内地の産業組合に比して敢て遜色なきも、販賣、購買、利用の事業に於てはまだ充分發展の可能性を有してゐる。故に之等事業組合の普及には鋭意努力し、その進展のため邁進し居るも尙ほ一段の健闘を以て所期の目的を達成せんとしてゐる。

購買事業の状況に就て一言すれば消費的購買組合は相當進出し居るも原料購買組合は爾來肥料は農會に於て之を取扱ひ居りし關係上極めて不振である。併しながら農會は、産業組合に比すれば、その金融に配給網に於て他に比するものなき

A 信用組合並信用兼組合事業状況

統制をなすつゝあれば、早晩その全部が組合の手に移ることと思はるる。

販賣組合は、その米は貯藏並に取引事業が内地と大分趣きを異にしてゐるのでまだ伸びうる力は充分にある。

利用事業に在りては、内地は農具の利用相當多數を占めてゐる現状である。

今、産業組合の事業状況を昭和五年十二月末現在と、同六年六月末現在にて比較して見やう。

種 類	年 度		種 類	年 度	
	昭 和 六 年	昭 和 五 年		昭 和 六 年	昭 和 五 年
組 合 員 數	三九四	三七六	借 入 金	六、五七七、一六九	七、二一九、〇二二
調 査 組 員 數	三三三	三一〇	貯 蓄 金	二五、八九八、六二四	二二、八三九、〇九九
組 合 員 數	二二四、九八九	二一九、四一四	貸 付 金	四一、六〇四、七〇七	四二、二八二、二七〇
出 資 口 數	七二〇、一七一	七一四、七〇三	販 賣 高	五三八、三四七	一、五四六、七六九
出 資 總 額	一一、三五四、四二八	一一、三〇七、三〇五	購 買 品 賣 却 高	三三三、九六五	一、六五二、六〇〇
拂 込 濟 出 資 金	一〇、五三七、一四一	一〇、五二二、四八四	利 用 料 又 は 加 工 料	三四、一七七	一、三三三、七六七
準 備 金	五、三二六、四〇二	四、九四一、六七四	餘 裕 金	七、九一五、九四二	五、六七六、一八五
各 種 積 立 金	二、七九四、四八二	二、五二三、〇一九	剩 餘 金	一、二三〇、五五三	二、〇七二、九四九

B 市街地信用組合事業状況

種 類	年 度		種 類	年 度	
	昭 和 六 年	昭 和 五 年		昭 和 六 年	昭 和 五 年
組 合 員 數	二二	二二	各 種 積 立 金	七五〇、八六九	六〇四、七〇五
調 査 組 員 數	二二	二二	借 入 金	五一、九一七	六一、三五五
組 合 員 數	一五、一二五	一四、九三九	貯 蓄 金	一一、一七二、五〇五	一一、七七七、〇四四
出 資 口 數	九五、〇六三	九五、九五三	貸 付 金	一三、三六四、八〇二	一三、三一六、一九四
出 資 總 額	二、九三七、〇三五	二、九五七、三八〇	手 形 割 引	六三五、六二七	六七四、〇〇六
拂 込 濟 出 資 金	二、七九八、二五八	二、八一八、一四六	餘 裕 金	四、四八〇、五〇六	三、二〇二、〇二〇
準 備 金	一、六六七、一四五	一、五〇七、六七七	剩 餘 金	四四三、三二七	六六一、二六二

事業組合事業状況 (昭和五年十二月末日現在)

種 類	年 度		種 類	年 度	
	昭 和 六 年	昭 和 五 年		昭 和 六 年	昭 和 五 年
總 組 合 員 數	七一	七一	各 種 積 立 金	二一〇、七四三	九四五、五五二
調 査 組 員 數	七一	七一	借 入 金	六五二、三二四	六五二、三二四
組 合 員 數	一一三、六三九	一一三、六三九	販 賣 價 額	三、〇四一、六五五	三、〇四一、六五五
出 資 口 數	九〇、六四二	九〇、六四二	購 買 品 賣 却 高	九九、四六五	九九、四六五
出 資 總 額	一、三八三、四八四	一、三八三、四八四	利 用 料 又 は 加 工 料	五〇五、五八二	五〇五、五八二
拂 込 濟 出 資 金	七四二、五五四	七四二、五五四	剩 餘 金	一一四、四二八	一一四、四二八
準 備 金	一九四、七六七	一九四、七六七			

第二節 朝鮮の産業組合並金融組合

第一、産業組合

朝鮮に於ては大正十五年一月産業組合令公布せられ、同年三月より之が實施を見たのである。朝鮮に於ける産業組合制度確立の必要は遠く明治四十二、三年頃より認められ、爾來之が爲めに種々調査研究を続け來つたのであるが曩に施設せられたる金融組合との調和上成案を得る事至難にして、之れ實に該制度確立の遅れたる主なる原因であつた。次にその沿革の概要を掲げる事とする。

朝鮮に於ける各種産業は何れも、生産組織の規模極めて小さく、従つて農業人口の大部分は所謂小作人階級により構成せらるゝの状態であつた。且又朝鮮は氣候風土の關係上農耕に従事する期間短かく、冬期の約半歳一般農民は殆ど閑暇徒食の状態であつた。今こゝに閑暇を有効に利用せしむ可く適當なる職業を授けたりとも、此等農民は極めて窮迫して居り自己の資金を以つてする事、寔に困難なる事情にあつた。或は又之に資金を與ふるとするも、彼等の生産品は概ね整理統一を缺き、これが販賣は相互物資融通の聯絡少き在來の小市

場に委ねる爲め生産と消費は自然一地域にのみ限定され、従つて生産と消費との關係に於て統制を缺く所大であつた。此の如きは單に小作人階級特有の現象ではなく、一般中小産業者も均しく経験する所であり、かゝる事情は朝鮮産業の發達に大なる支障であつた。要之朝鮮に於ける産業並に經濟の發達不振の因は、中産以下の階級に資金乏しきと、生産及取引組織の不備なるが爲めである。こゝに於て朝鮮總督府は朝鮮産業の骨髄たる中産以下の者に對し、不斷の職業を授け、事業の發達を圖り、而して生産品の完全なる販路を得、各自安んじてその業に精勵せしむると共に、更に消費節約の自助的手段を講ぜんとして産業組合制度を樹立したのである。

- 一、組合業務の範圍を販賣、購買、及利用の三種に限定したること
- 二、組合の名稱はその業種によりて、販賣組合、購買組合及利用組合等々その名稱を附せず、一様に産業組合なる名稱を用ふること。
- 三、組合の組織は有限責任のみとし、組合員の責任は其の出資額を限度とせること
- 四、設立者の最少人員を定めざること
- 五、機關

A 意思機關 總會の外評議員會を置き特殊事項を代議決定するを得しむること

B 業務執行機關及業務監督機關 選任方法は内地同様總會に於て組合員中より選任するの外（但し名稱は内地に於ては理事、監事と爲し朝鮮に於ては組合長、理事、監事と爲す）本令に於ては組合長及理事選任に付ては道知事の認可を受けしむること

六、監督は總督及道知事之を監督し道知事必要ありと認めるときは府尹、郡守又は島司をして業務及財産の狀況報告又は検査に關する監督權の一部を行はしむるを得しむること

七、登記は直接記制を採用し居ること

八、中央會制度なきこと

朝鮮産業組合令發布第一年、昭和元年度に於て十三組合の設立を見、爾來逐年その數を増し昭和六年九月末日迄に許可せられしもの四十二組合に達した。その累年發達狀況は次の如くである。

昭和元年 同二年 同三年 同四年 同五年 同六年
 一組合 三組合 三組合 五組合 六組合 四組合

今昭和五年四月一日より同六年三月末日迄に事業年度を終了せる三十四組合及昭和六年六月末日迄に事業年度を終了せ

る一組合、合計三十五組合に付その事業概況を示せば左の如くである。

昭和五年度末産業組合業務概況

組 合 名	組 員 數	一 般 産 業 組 合	自 作 農 創 設 を 主 た る 目 的 と す る 産 業 組 合	合 計
組 合 員 數	三三三	四五、〇六八	二	三五
出 資 金	七四八、三一〇	一三、八七五	四五、三八五	七六二、一八五
拂 込 出 資 金	一〇九、六四四	二、七七五	一一二、四一九	一一二、四一九
準 備 金 及 積 立 金	三〇、九〇二	—	三〇、九〇二	三〇、九〇二
借 入 金	一、六八八、九〇七	三、五六七、八一九	五、二五六、七九八	五、二五六、七九八
販 賣 品 販 賣 額	二、四六四、八三六	九五、二八一	二、五六〇、一一七	二、五六〇、一一七
購 買 品 購 入 額	—	三、三三一、二八五	三、三三一、二八五	三、三三一、二八五
購 買 品 賣 却 額	六六七、八八四	一、〇二九、八六八	一、六九七、七五二	一、六九七、七五二
加 工 料 又 は 利 用 料	一七、五九六	四一	一七、六三七	一七、六三七

終りに最近の朝鮮産業組合一覽表を掲げ、併せてその業務内容を窺ふの参考とする。

産業組合一覽表 (昭和六年九月末現在)

組 合 名	所 務 所 地	設 立 年 月 日	組 合 員 數	販 賣 事 業 (主なる取扱物)	購 買 事 業 (主なる取扱物)	利 用 事 業 (主なる設備)
舒川産業組合	忠清南道 舒川郡舒川面	昭和二年 一月二十六日	五、五九五	苧布、春布	苧麻 産業用機械器具	織物の精練漂白設備
扶餘産業組合	忠清南道 扶餘郡鵝山面	右 同	二、七一一	苧布、春布	右 同	共同作業場 (織機精練 漂白)

求禮産業組合	濟州産業組合	榮山浦産業組合	龍城産業組合	乾川産業組合	慶州産業組合	義興産業組合	咸昌産業組合	普門産業組合	東村産業組合	鳳樹産業組合	釜山第一産業組合	大陽産業組合	咸陽産業組合
全羅南道求禮郡	全羅南道濟州島濟州面	全羅南道羅州郡榮山面	慶尚北道慶山郡龍城面	慶尚北道慶州郡西面	慶尚北道慶州郡慶州面	慶尚北道單威郡義興面	慶尚北道尙州郡咸昌面	慶尚北道醴泉郡普門面	慶尚北道達城郡解顔面	慶尚南道宜寧郡鳳樹面	慶尚南道釜山府	慶尚南道陝川郡大陽面	慶尚南道咸陽郡咸陽面
昭和四年六月五日	昭和五年三月二十七日	昭和六年九月五日	昭和二年三月二十八日	昭和二年七月九日	昭和二年七月二十三日	昭和二年七月二十九日	昭和二年八月六日	昭和二年十二月二十八日	昭和五年十一月十九日	昭和二年五月十七日	昭和三年一月十九日	昭和三年四月二十日	右同
一、二五三 麻布、米	一七八 食牛鶏、鶏、卵、蜂蜜	不詳 藺筵、農産種子、米、麥、大豆、卵	八八一 紙、麻布	一、七三四 麻布、紡布、膝、米	一、一四四 紙、米、麻布、綿布	一、二七三 米、莞菓製品、綿布、綿子	一、七六七 綿布、絹布、米	七六三 絹布、麻布、綿布	不詳 蔬菜、漬物、果實、穀類、種苗	六六七 紙	五二 蒲鋒、竹輪、櫻乾、素乾	五四八 紙	五三二 右同
産業用機械器具、農産種子、蠶、叭	産業用器具及材料、蜂蜜	産業用機械器具、肥料、叭、藺筵用品	製紙原料藥品、産業機械器具	楮皮、藥品、肥料、鹽	肥料、楮皮、産業用機械器具、薪炭	肥料、綿糸、麻糸、肥料、鹽	生糸、肥料、食鹽、綿糸、大麻、綿糸、繭、麻糸	肥料、種子、農具、農作用材料、漬物用材料	楮皮、藥品、鹽、器具	漁具、鹽、石油、冰箱	楮皮、藥品、鹽、器具	右同	右同
倉庫、麻布共同作業場(機械漂白)	肥育舎	倉庫、産業用機械器具	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具	倉庫、製紙作業場、玄米調製設備	倉庫、製紙作業場	倉庫、玄米調製設備	倉庫、共同作業場(機械、精練染色)	共同作業場、産業用機械器具	揚水機作業、加工用設備	倉庫、共同作業場、産業用機械器具	倉庫、製紙作業場	右同	右同

保寧産業組合	青陽産業組合	大田産業組合	井邑産業組合	高敞産業組合	茂朱産業組合	不二農村産業組合	鳳翔産業組合	群山産業組合	南原産業組合	潭陽産業組合	靈巖産業組合	長興産業組合	浦川産業組合
忠清南道保寧郡大川面	忠清南道青陽郡青陽面	忠清南道大田郡大田面	全羅北道井邑郡井邑面	全羅北道高敞郡高敞面	全羅北道茂朱郡茂朱面	全羅北道沃溝郡米面	全羅北道全州郡鳳東面	全羅北道群山郡	全羅北道南原郡南原面	全羅南道潭陽郡潭陽面	全羅南道靈巖郡靈巖面	全羅南道長興郡長興面	全羅南道靈光郡南郡面
右同	右同	昭和五年十一月十七日	昭和二年三月二十八日	右同	右同	昭和三年三月三十一日	昭和五年九月四日	昭和五年十二月二十六日	昭和六年五月二十八日	昭和二年三月八日	右同	昭和三年三月二十七日	昭和四年五月二日
一、二九三 苧布	一、三二六 苧布、春布	不詳 米、豚肉	一、五六四 苧布、麻布、絹布	六六二 苧布、苧麻	三五七 紙類	二三八 米、麥	六七五 生薑	不詳	不詳 團扇、米、麥、麻布	一、六八三 竹製品	一、〇二二 右同	一、八七六 苧布、綿布	一、〇五一 米、麥
右同	右同	肥料、農具、小豚	苧麻、苧布、産業用機械器具	右同	楮皮、藥品、器具	産業用土地建物、肥料	産業用機械器具、種薑	穀類、食料品、其他經濟用品	團扇原料、産業用機械器具、米、麥、大豆、粟、乾物類、布帛類、石油、竹製原料材料、機械品器具	右同	苧麻、麻糸、綿布、産業用機械器具	肥料、産業用機械器具	肥料、産業用機械器具
織物の精練漂白設備	倉庫、大豆粕粉碎精玄精白設備	倉庫、共同作業場	倉庫、産業用機械器具	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具	産業用土地建物、機械器具	倉庫、産業用機械器具	共同作業場、倉庫	倉庫、竹材作業場	右同	倉庫、共同作業場、(機械、漂白)	倉庫、玄米調製設備、産業用機械器具	倉庫、玄米調製設備、産業用機械器具	倉庫、玄米調製設備、産業用機械器具

德山産業組合	慶尚南道 山清郡矢川面	昭和二十六年 九月二十六日	三六五	右同	右同	右同
徳川産業組合	平安南道 徳川郡徳川面	昭和二十八年 三月二十八日	一、五八〇	絹布、麻布	繭、産業用機具、生糸、大廳	絹布共同作業場、倉庫、産業用機具
陽徳産業組合	平安南道 陽徳郡九龍面	昭和二十九年 七月二日	二、一三五	麻布、綿布、交織布	亞麻系、繭、箆、綿布	倉庫、麻布共同作業場、産業用機具
順川産業組合	平安南道 順川郡順川面	昭和二十九年 十一月二日	一、四九六	絹布、綿布	繭、生糸、産業用機械器具	倉庫、絹布共同作業場、産業用機具
鎭南浦産業組合	平安南道 鎭南浦面	昭和二十七年 十二月二十七日	三二八	芥果、桃、梨、櫻桃	産業用機械器具、病蟲驅除藥及材料包裝材料	倉庫、産業用機械器具
成川産業組合	平安南道 成川郡成川面	昭和二十九年 七月五日	一、一四八	絹布、綿布	繭、生糸、綿糸、産業用機械器具	倉庫、共同作業場、産業用機具
寧邊産業組合	平安南道 寧邊郡寧邊面	昭和二十九年 三月十日	三、七七〇	絹布、麻布、綿布	産業用機械器具、生糸、麻糸、綿糸	倉庫、共同作業場、産業用機具
新義州織造産業組合	平安南道 新義州府老松町	昭和二十九年 九月十九日	一八七	靴下、手袋、莫大小	綿糸、毛糸、産業用機械器具	倉庫、染色及仕上工場
平康産業組合	江原道 平康郡平康面	昭和二十九年 三月三十一日	七九	米、麥	産業用土地建物、肥料	産業用土地建物、機械器具
永興産業組合	咸鏡南道 永興郡共仁面	昭和二十六年 一月二十六日	三、四六二	絹布、麻布、安平	生糸、大廳、蘆草、産業用機械器具	倉庫、共同作業場、産業用器具、機械
産業組合京城第一購買會	京城府道	昭和二十六年 八月十一日	不詳	不詳	食料品、被服、燃料、機械器具、化粧品、藥品、文具、書籍、雜誌、其他日用雜貨	倉庫、共同作業場、産業用機械器具
江華産業組合	江華郡府内面	昭和二十六年 九月五日	不詳	絹布、麻布、苧布、綿布、生糸、花筵、蘭筵	産業用機械器具、精練及漂白並藥品、染料、仕上劑、生糸、大廳系、苧麻系、綿糸、人造絹糸、毛糸	倉庫、共同作業場、産業用機械器具

第二、金融組合

一、金融組合

朝鮮に於ける金融機關は、明治十一年第一銀行が釜山に其の支店を設置したるに創り、明治三十九年には樞要の地に十の農工銀行設立せられたるも、一般下級農民は其の惠澤に浴するに至らず、一方在來の下層金融機關の弊害農民の思想幼稚にして、且つ窮乏せる實情に鑑み、「ライフアイゼン」並に「シユルチエ」式の村落銀行及庶民銀行制度に範を採り、一面朝鮮在來の制度慣習を斟酌して、茲に金融組合の計畫書を得たのである。

斯くて明治四十一年五月三十日勅令第三十三號を以て地方金融組合規則の制定發布を見るに至つた。其後顯著なる組合の發達は、關係法規の根本的改正の必要を生じ、大正三年に及び從來の法規を廢し、地方金融組合令の發布せらるゝに至つた。爾來時運の進展と共に數次の改正を見たが、其の第一次改正は大正七年であつて、之により組合の名稱を單に金融組合とし、新に都市（市街地）組合、金融組合聯合會の設立が認められ、次で昭和三年朝鮮貯蓄銀行令の發布に伴ひ第二次の改正あり、更に翌四年金融制度調査會の審議決定に基き總代會の設置、監事の權限擴張等に亘つて第三次の廣汎なる

改正が加へられた。

金融組合は當初に於ては信用事業を主たる業務とするの外附帶事業として委託販賣、共同購入及倉庫貨物保管をも行つたのであるが、昭和四年に於ける第三次改正に依り、委託販賣及共同購入事業、業務中より削除せられ、事實上信用事業に主力を注ぐに至つた。而して其の附屬法規により、一組合員に對する貸付限度が設けられ、且つ都市組合のみならず村落組合も等しく貯蓄銀行と對立して、普く非組合員の預金の受入を認められてゐる事は注目すべき點である。又其の組織に於て有限責任に限定せられ、理事が總て官選せらるゝことも金融組合の特色である。

昭和五年度末に於ける金融組合總數は六百四十四、同支所百七にして前年度に比し二十二組合、三十九支所の増加を示し、組合員數六十七萬人、これ亦八萬人の増加である。次に業務狀況を略述すれば拂込濟出資金九百一萬圓、各種積立金一千三百十三萬圓、政府下附金三百八十五萬圓、借入金六千二百二十六萬圓、預り金八千二百萬圓にして、運轉資金合計一億六千七百三十九萬圓を算し、貸付金は一億二千三百三十六萬圓に達して居り、各々前年同期に比し増加を示してゐる。尙この外に年度内殖産銀行媒介貸付金は三千九百七十二萬圓に達してゐる。

金融組合創設以來朝鮮總督府は之に對し基本金を下附するを遂げ來たつたのである。今金融組合業務發達の概況を示せ等資金の援助を與へ、之が保護助長に力め、逐年順調の發達 ば次の如くである。

金融組合業務發達概況 (出資金以下金額單位千圓)

種目	年次		組合數	組合員數	出資金總額	積立金	政府下附基金	借入金	預り金	貸出金	預け金	殖産銀行媒介貸付金(年度内)	委託販賣金高(同上)	共同購入金高	倉庫保管(同上)	入庫品價額	出庫品價額
	本所數	支所數															
明治四十年度末	17	1	566	190	1	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正元年度末	190	12	796	240	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正四年度末	240	1	886	310	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正八年度末	310	3	1,077	394	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正十二年度末	499	7	1,300	577	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和元年度末	577	26	1,554	717	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和三年度末	577	32	1,707	717	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和四年度末	633	68	1,850	717	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和五年度末	644	107	1,844	717	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

利餘(△失損)	△	1	26	64	130	1,709	1,910	1,896	1,334	910
---------	---	---	----	----	-----	-------	-------	-------	-------	-----

村落金融組合 は昭和五年度末に於て、組合數五百八十 之朝鮮の地方庶民が殆ど農業者を以つて構成さるるが故であ 三、支所數百七にして組合員數六十三萬九千七百五、その中 農民大部を占め、少數の商、工、水産業者を包含してゐる。 次、次に各道別にその業務概況を掲ぐる事とする。

1 昭和五年度末各道別村落金融組合業務概況(第一表)

道 名	組合數	支所數	組合員數	總額		積立金	政府下付金	借入金
				出資	拂込濟額			
京畿道	53	12	57,333	1,314,830	873,917	710,708	353,000	4,334,635
忠清北道	10	6	29,107	313,550	226,759	55,037	101,000	3,137,049
忠清南道	7	4	52,708	831,010	551,338	77,038	258,000	4,336,109
全羅北道	4	7	43,837	742,980	414,538	47,385	298,000	4,781,981
全羅南道	6	10	69,004	1,017,860	700,848	113,167	380,000	7,514,332
慶尙北道	6	9	62,490	733,540	591,830	113,403	412,000	5,865,115
慶尙南道	3	2	62,408	892,240	651,166	116,668	398,000	6,177,334
黃海道	5	5	59,292	640,640	562,091	115,935	310,000	4,956,000
平安南道	5	8	59,853	445,840	373,333	77,466	321,000	3,046,455
平安北道	4	8	59,185	671,100	506,744	115,768	271,000	3,412,300
江原道	4	10	50,792	568,830	448,688	730,127	271,000	3,418,635
咸鏡南道	3	3	35,806	400,930	339,337	529,749	311,000	2,886,366

威鏡北道	三三	三	三三、九六三	三〇四、九〇〇	二五四、七一九	四一八、四〇一	一五九、〇〇〇	二、二四三、八四一
合 計	五三	一七	六三九、七五五	八、八三三、二〇〇	六、五九〇、二三八	一〇、八六五、二六六	三、八七五、〇〇〇	五、一五九、二五〇

(第二表) — 第一表に續く —

道 名	預り金	貸出金	媒介貸付金	預け金	損益計算		
					總益金	總損金	剩餘金
京 畿 道	四八八、九七七	八、三三一、四一八	七、六六六、〇〇〇	二、五七七、九七七	一、一三四、八三三	一、〇七二、〇六九	六七、三六三
忠 清 北 道	二、一八八、九六四	五、一〇四、五九七	五、四〇、三五五	一、一〇四、二一九	六、〇六一、四九九	六、三九九、三三三	三六、二一七
忠 清 南 道	四、七六七、七六五	八、四四八、六三九	一、五三四、八三八	一、八八九、六三三	一、一三五、四二二	一、〇〇〇、〇四八	六五、三八八
全 羅 北 道	三、七三五、三三八	七、九四四、五三三	六、七二、一五五	一、六〇八、八八三	九、六四、〇一一	九、〇〇、〇九二	三、〇一九
全 羅 南 道	五、三六一、六四三	三、一九一、六一九	一、六四四、四一八	二、六三三、一〇七	一、四四四、六三〇	一、四八、八五三	一五、七七九
慶 尙 北 道	五、八七六、六六六	一〇、三三二、五五五	一、四一六、五四四	三、三三〇、七〇〇	一、三九二、八八七	一、三三六、六六七	四〇、三三〇
慶 尙 南 道	五、五三三、〇六三	一〇、一八八、七〇九	一、九三二、五三三	三、三三七、二二三	一、四〇五、六〇六	一、三三六、七一九	四八、八六七
黃 海 道	四、九〇六、三四一	九、〇二七、五〇〇	一、八三三、五九七	二、五九四、四四五	一、二二八、七九八	一、一四一、三三六	七六、五六二
平 安 南 道	三、七八一、六五二	六、四四六、七三六	三、三三六、六三七	一、四四七、八四二	八、七四、八七六	八、五、三三三	六九、六三三
平 安 北 道	四、七三六、六三九	七、七二一、三四四	八、五七、七九七	二、一八二、七九元	一、〇三三、九一七	九、六、五七七	一、二六、三四〇
江 原 道	三、七六六、七六八	六、六六五、四九九	三、四一、三六六	一、四九一、〇三三	八、五八、四二八	八、〇、六六六	二、七、七八二
咸 鏡 南 道	三、四七、〇五三	五、五五、一三三	三、八一、六二五	一、五五、六四四	七、八二、六〇七	六、六、七九元	二〇、八九八
咸 鏡 北 道	一、六三三、七四三	三、七二八、七四四	八三、八二二	八二、一六八	四、七九、三五〇	四、七、八〇〇	五、〇
合 計	五四、一六八、七〇九	一〇、一五八、〇三五	三、一九七、一九九	二、六、五七、三三四	一、三、三五四、四九三	一、二、七、六、九一九	五八、五六三

都市金融組合 は大正七年の第一次金融組合令改正によりて認められ、當初に於ては村落組合と異り自由主義認められたるが、昭和四年四月の第二次金融組合令改正により多少の變革を見、理事の任免の如きも朝鮮總督に歸屬するに至つた。然し業務取扱に於て、出資一口金額の大なること、手形割引並當座貸越の取扱が認められ居ること、一人當貸付高の制限大なること、短期貸付の期間が短きこと及び業務區域

2 昭和五年度末各道別都市金融組合業務概況(第一表)

道 名	組合數	支所數	組合員數	出 資		積立金	借入金	預り金
				總額	拂込濟額			
京 畿 道	一一	—	七、二九八	九八五、六二〇	六〇七、三三二	三、七、〇八一	一、六三三、〇〇〇	五、五一、八九一
忠 清 北 道	二	—	五、六三三	九二、三七〇	七、一一九	六、七、八四八	一、四三、九三三	四、四、四三〇
忠 清 南 道	五	—	一、六六六	二、八、八八〇	一、三四、二五四	二、三、六九九	二、六八、四五二	一、二、四、〇〇一
全 羅 北 道	五	—	二、四九〇	二、七六、三〇〇	二、〇〇、八二二	一、七六、六五五	六、六九、八二〇	二、〇、四、九六三
全 羅 南 道	七	—	三、三三八	三、三三、〇五〇	一、七〇、五八九	一、四六、八二二	四、七、四九六	一、九、六、四五六
慶 尙 北 道	五	—	一、八九八	三、三、二五五	一、七、〇五八	一、三四、六二〇	四、二、四〇六	一、九、五、九九一
慶 尙 南 道	九	—	五、六七四	七、四九、〇五〇	四、八五、七九三	四、一九、九三三	三、二、八、二〇〇	五、〇、四、一八七〇
黃 海 道	二	—	一、二八六	八、一、六三〇	八〇、一一五	一、三四、三九五	二、六、六二二	九、二、〇〇六
平 安 南 道	三	—	二、二九九	一、六、一〇〇	一、九、〇三三	五、四、九九五	五、五、〇〇〇	二、六、一、九九九
平 安 北 道	三	—	一、三三五	一、一、九四〇	七、二、四八七	一、五、八、四七六	八、三、〇〇〇	一、〇、一、二八一
江 原 道	三	—	九、九	五、五、〇〇〇	三、五、四三三	四、〇、六〇〇	五、〇、八、二二五	五、四、二、二五〇

の狭少なること等に於て村落組合と主たる相違がある。昭和三年度末に於ける組合數は六十一、組合員數三萬二千三百三十九であり、前年度に比し一組合を減じ、組合員數は増加を示してゐる。其の事業數字中注目すべきは預り金二千五百九十五萬圓が、貸出金の二千八百八十萬圓を遙に凌駕してゐる事である。次に各道別事業概況を表示する。

威鏡南道	二	一、〇〇六	八六、五〇〇	七〇、〇〇〇	一六、五二五	二七、七四〇	一、〇九一、九五三
威鏡北道	四	一、九七七	二四二、九五〇	一八七、七四〇	二七、五三三	九六、〇〇〇	一、九三、四四〇
合計	六	三、一五九	三、六二、四五五	二、四九八、七三七	二、六八、一八九	五、〇九、三四六	二、五、九七、七三四

(第二表)

道名	貸出金	媒介貸付金	預け金	損益計			剰餘金
				總益金	總損金	計	
京畿道	四、七〇三、六二二		二、五九八、四四五	六九、三三八	五八四、六四四	九四、七二四	一、〇九一、九五三
忠清北道	五〇五、六四三		三〇〇、九九九	六九、六二二	五五、七五九	一三、八五二	一、九三、四四〇
忠清南道	一、三三三、七三四		三三六、七三三	一七八、七一九	一六三、三三四	一五、三三七	二、五、九七、七三四
全羅北道	二、三六九、九三二		六七二、九九六	二八九、二四六	二八、三九八	六、八四八	二、五、九七、七三四
全羅南道	一、六四一、〇八五		一、〇四一、二〇七	三三九、二五六	二二七、六一〇	一一、六四六	二、五、九七、七三四
慶尙北道	一、二四二、九六八		一、二九九、九六八	三三三、〇一〇	二二〇、九三四	一一、〇七六	二、五、九七、七三四
慶尙南道	三、四四五、七五九		二、七五一、二二五	五五、八八八	五四七、三三三	四、五六六	二、五、九七、七三四
黃海道	一、〇七七、一八六		三三四、五三四	三三、〇四九	九七、二二四	二七、九三五	二、五、九七、七三四
平安南道	一、七一一、五五八		一、四九七、二三八	二四六、三七八	二二二、一〇六	二四、一七二	二、五、九七、七三四
平安北道	六九六、二一九		六五、〇六一	一一、九四四	一〇〇、四八八	二五、四八二	二、五、九七、七三四
江原道	八二〇、七〇九		二六七、一四七	一〇三、〇七七	九五、三四二	七、七二五	二、五、九七、七三四
咸鏡南道	八三三、三三八		五七、六九八	一一〇、六八八	一一四、二四四	一六、四四四	二、五、九七、七三四
咸鏡北道	一、四七七、六六七		九六九、八四三	二四二、〇四三	二四、三三八	二七、六八五	二、五、九七、七三四
合計	二二、〇〇〇、三三九		一三、一六一、八四六	三、四四七、二二五	二、九二五、七三三	五二一、五〇〇	二、五、九七、七三四

二、金融組合聯合會

金融組合聯合會は前述の如く大正七年の金融組合令の改正に基き同年十一月、道を區域として十三の設立を見たのである。其の會員は區域内に主たる事務所を有する金融組合に限るを本則とするが、區域内の産業に關する法人にして朝鮮總督の指定したるものは特に加入する事を得る。茲に産業に關する法人とは、産業組合、漁業組合、畜産同業組合聯合會の謂であり、聯合會は斯かる組合に對し一種の中央金庫の機能を持つものである。而して其の管理機關たる理事長及理事は朝鮮總督の任免するところである。金融組合聯合會が、業務として所屬組合の資金調節の外、その業務の指導をも併せ行ふ事は、機能上有所の特色であり、之が爲め政府は一聯合會對し二十萬圓宛の無利子貸下金を爲してゐる。尙各道聯合會の資金の調節は、創設以來朝鮮殖産銀行が中央金庫たる地位に於て之に當り、昭和四年十月以降同銀行に於ては金融組合

3 金融組合聯合會業務狀況累年比較

(出資金以下金額單位千圓)

種目	年次	大正七年度末	大正十一年度末	昭和元年度末	三年度末	四年度末	五年度末
所屬會員數	總額	二七九	四六二	五五八	六五三	六八二	七〇八
	拂込濟額	一四〇	二四三	三四一	四〇七	四二九	四四二
出資金	總額	二八	一〇三	二九八	三五二	三七八	四〇三

中央金庫課を特設し、聯合會の資金關係業務の指導にも當ることゝ爲つた。

昭和五年度末各道聯合會業務概況を略記すれば所屬會員數七百八にして、内金融組合六百四十四、産業に關する法人六十四である。運轉資金に就て看るに、拂込濟出資金四十萬圓政府貸下金二百六十萬圓、各種積立金百八十九萬圓、預り金三千五百八十六萬圓、借入金三千百二萬圓、合計七千七百七十八萬圓にして、之に對する貸付金は六千三百六十七萬圓である。今之を累年比較に於て看れば、逐年増加を示し順調なる發展の跡を見るも、前年數字に比すれば借入金並貸付金の飛躍的增加せる一方、預り金の減少を示すは注目すべきであり今次經濟恐慌の現れなりと見る。

次に金融組合聯合會累年業務狀況並各道聯合會最近の業務狀況を表示する。

積立金	借入金	政府貸付金	預り金	貸付金	損益計算	
					總益金	總損金
一四九	一四三	一五〇	一、四〇八	一、六八八	一、八九四	
二、二七五	二、二七五	一、二一五〇	一四、六五五	一七、八四五	三三、〇二四	
六、三八一	二、六〇〇	二、六〇〇	一、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	
二八、五四二	三三、八九八	三三、〇一〇	四〇、二八八	四八、六一六	三五、八六二	
一四	二九六	二九六	二九六	二九六	六三、六七四	
					二四五	

4 昭和五年度末各道金融組合聯合會業務概況

道名	組合員数	所屬會員	總額	拂込済	借入金	積立金	預り金	借入金	貸付金	損益計算	
										總益金	總損金
京畿道	四	一	五、五〇〇	五、一三六	二〇〇,〇〇〇	四、七九、三六七	一、七三、七〇〇	五、六〇四、六八	四六五、五五	四九、二四	一、六、五二
忠清北道	三	一	一六、〇〇〇	一四、九〇〇	一〇〇,〇〇〇	一、二六、八八六	二、二七、〇〇〇	三、三三、八五七	二六、八四一	三三、六七四	九、一六七
忠清南道	三	一	二五、五〇〇	二四、〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一、九七、三三三	二、八九、〇〇〇	四、八九、四三	三七六、三三三	三五八、二三五	一八、一一〇
全羅北道	九	三	二六、〇〇〇	二三、九九	一〇〇,〇〇〇	一、九六、七四七	三、五五、〇〇〇	五、五七、〇九八	四〇五、〇九三	三八八、〇四四	一七、〇四二
全羅南道	九	三	八八、〇〇〇	八六、五九九	一〇〇,〇〇〇	三、四八、四九五	五、八九、六〇〇	八、五一、九七五	六〇、四九八	五八、〇八六	三、四二二
慶尙北道	七	二	四〇,〇〇〇	三五、九九九	一〇〇,〇〇〇	四、〇七、八七〇	三、七七、〇〇〇	六、六五、五九九	五〇五、三三九	四七二、五三八	三、七〇一
慶尙南道	七	二	七六、〇〇〇	七四、五〇〇	一〇〇,〇〇〇	二、六、〇〇〇	二、〇六、〇〇〇	六、七三、四二七	四八二、〇六六	四九、一九三	三、八六三
黄海道	五	一	二七、五〇〇	二五、五〇〇	一〇〇,〇〇〇	二、五九、八六四	二、五九、〇〇〇	五、二四、五三四	三七八、七五	三四、二九八	二九、四七
平安南道	四	一	二五、〇〇〇	二二、七九九	一〇〇,〇〇〇	八、五〇〇	一、二八、〇〇〇	三、八七、五三四	三〇〇、八〇一	二八六、三九九	一四、四三
平安北道	四	一	四九、〇〇〇	四七、五〇〇	一〇〇,〇〇〇	二、五五、二一〇	一、三三、〇〇〇	三、六九、一五三	二五、八〇四	二四、四四〇	一、三六四
江原道	四	一	二五、〇〇〇	二三、七四六	一〇〇,〇〇〇	一、六四、九五七	二、六、〇〇〇	四、〇八、八七七	二五八、六八	二四、七四	八、九七四
咸鏡南道	三	一	二七、五〇〇	二六、〇〇五	一〇〇,〇〇〇	五三、一〇〇	一、九八、八七	三、〇六、一三二	三六八、五五	二五九、三三〇	九、二二五
咸鏡北道	二	一	二五、〇〇〇	二四、九三	一〇〇,〇〇〇	四三、〇〇〇	一、五八、三三五	八、二五、〇〇〇	一八三、三六	一七〇、〇八九	一、二六九
合計	六四	九	七八、四二、〇〇〇	四〇三、〇八二、六〇〇	一、八四、二、五〇〇	一、九八、八七	一、三三、〇〇〇	三、六九、一五三	四、七六、五九九	四、四九、一、三三四	二四、二八五

三、朝鮮金融組合協會

朝鮮に於ける金融組合の異常なる發達は、組合並に聯合會相互間に於ける聯絡上一種の中央的機關の要求を必然的に齎し、昭和三年九月二十九日「金融組合及金融組合聯合會の發達及聯絡を圖るを以て目的」とする財團法人朝鮮金融組合協會が設立さるゝに至つた。

- 一、會報其の他の圖書を發行すること
- 二、金融組合趣旨の宣傳を爲すこと
- 三、金融組合事業に關する調査研究をなすこと
- 四、金融組合事業に關する講習講話を開催すること

第三節 樺太の産業組合

産業組合の發展が殖民地に於ては現在如何に困難な状態にあるか、またそれが過去にどんな状態におかれてあつたか、此等の事情に就ては殖民地に産業組合運動を根強く發展せし

- 五、金融組合事業に關する功勞者の表彰を行ふこと
- 六、金融組合、金融組合聯合會及本會の職員に對し退職慰勞會、弔慰金其他の支給をなすこと
- 七、金融組合及金融組合聯合會の建物の損害補填を爲すこと
- 八、金融組合及金融組合聯合會の爲に其の所要物品の共同調辨を爲すこと
- 九、前各號の外本會の目的を達するに必要な事項であり従つて業務上に於ける監督指導權乃至中央金庫の機能は事實上附與されてゐないが現在の協會としては上掲の如き目的及事業の遂行により、將來の發達並に實質的中央機關への途を開拓すべき任務を有するものであらう。

めんと努力して居らるゝ指導者並に組合當事者の深く經驗せる所であらう。即ち植民地を目指して行く移住者（漁業者、農業者、林業者、商業者等を含む）の心裡は「大漁してふん

だんに金儲けして歸國しやうとか、よい山でも安く拂下げて一儲けしやうとか、兎に角移住して行く人は金にのみ執着して日々を送つてゐるのが實狀であつた。また移住者は同一地方からの集團的移民でなく、諸地方からの寄り集りであるから一つになつてお互の利便のために協同活動をやつて行くことなどは、各自の職業や生活様式が相異なるだけに困難のことである。尤もかうした氣分を持つのも無理はない。彼等とて住み慣れた古里の山河を後にして遠く未開の地に獨り活動することは我が國民性の容易に解放し得ざる所である。だが生くるためにはかうした苦痛をも克服しなければならぬ。

かゝる事情は植民地大衆を必然的に個人主義的にそだてあげて行き、従つて相互扶助、共存同榮の方法をとり入れて根強く發展せしむるのは寔に困難のことである。これが組合未發達時の状態であつた。

種類別組合數累年比較

種類	年次		大正四年												
	種	年	大正四年	大正五年	大正六年	大正八年	大正十年	大正十三年	昭和元年	昭和二年	昭和四年	昭和五年十月末	昭和五年九月末		
信用組合	種	年	1	5	5	7	9	12	12	13	13	17	22		

の嵐はこゝには極めて深酷に響いて來た。加ふるに大火火、大水害、不漁、不作、漁獲物、農産物、林産物の慘落は住民をして生産用具である鋸まで入質させ、或は馬の食料を常食とさせるまでに、困窮につき落した。その上擔保に供する何物も持たない多くの人々は當面の苦難から脱出する爲めに非常に苦しんでゐる。その間に於て産業組合の活動はどうか。

かくも深酷なる經濟恐慌は樺太の産業組合方面にどう影響したか、それは貸付金の固定、組合の解散、擔保貸付の激増、生産物の販路の杜絶の形となつて現れて來た。組合當事者はこれが善後措置として「組合を救ふものは組合員なり」のモットーを高揚して組合員を鞭撻し全島組合各種事業の進展に力を盡すと共に組合精神の普及に全力を注ぎつゝ、堅實に進んでゐる。今組合精神擴充のために實行しつゝある事例の二三を挙げれば産業組合新聞の刊行、事業案内、パンフレットの配布、産業組合宣傳「フィルム」の方法によつて未設立地の普及宣傳及不良組合の改善に向つて努力してゐる。次ぎに産業組合の動きを示さう。

種類	年次		大正四年												
	種	年	大正四年	大正五年	大正六年	大正八年	大正十年	大正十三年	昭和元年	昭和二年	昭和四年	昭和五年十月末	昭和五年九月末		
販賣組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
購買組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
利用組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信販組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信購組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
販利組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
販購組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信販組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信購組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信販組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信購組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信販組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
信購組合	種	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
計	種	年	6	15	26	33	37	33	36	40	45	48			

上表を概観するに組合法の公布された大正四年中には全島に一組合の設立すら見ざりしが、翌五年には信用組合五、信販購利組合一、計六組合の設立を見るに至り、更に其の後逐年發達して昭和四年には全組合數四十なりしが五年十月現在に於ては五組合を増加して四十五組合となり、昭和六年九月末には尙ほ三組合を増して四十八組合となるに至つた。而し

て今年の統計は昨年に比して全體から見れば數に於て三組合の増加であるが、購買組合、信販購利組合は各一組合宛の減少を示して居る。これは恐らく經濟恐慌の影響をうけて解散せるものと思はるゝ。

今上表四十八組合中、第一位にあるは信用組合の二十一、第二位は信販購利組合の十一、第三位は信販購利の八組合、こ

れにつぐは購買組合、販購組合の各二組合である。

組合員数累年比較

組合員数	大正四年		同五年	同六年	同八年	同十年	同十三年	昭和元年	同二年	同四年	同五年
	調査組合数	組合員数									
職別業別組合員数											
農	二九五	二九五	六	一五	二六	三三	三七	三三	三六	四〇	四五
工	四九	四九	一	二	二六	二二	三一	二八	三一	三四	三七
商	二三八	二三八	一	一五	二六	三三	三七	三三	三六	四〇	四五
漁	七九	七九	一	二	二六	二二	三一	二八	三一	三四	三七
林	七三	七三	一	二	二六	二二	三一	二八	三一	三四	三七
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官吏會社員											
其他											

組合員数に就て見れば組合法が布かれて一年後の大正五年の統計は、調査組合六、組合員数は二百九十五人にして、一組合當り平均四十九人であつたものが、同八年には共に増加して組合数は二十六、組合員数千四百五十九人を包容するまでに發展し一組合平均五十六人となるに至つた。その後逐

年進展して、昭和元年には調査組合二十八、組合員数二千三百九十六、一組合當り平均八十五人、同四年には調査組合三十四組合、組合員数三千六百七十八人となり、同五年は三十七組合の三千四百九十二人となつてゐる。本表の昭和四年と五年の数字に於て、五年は調査組合数に於ては前年よりも三

組合増加せるに拘らず組合員数の減少し居るは、豊原町樺太廳内にある豊原購買利用組合(昭和四年度調査組合員数五百四十三名、これは殆ど官吏)の事業報告書が已むを得ざる事情のために本調査に洩れたるに因る。
今之を職業別に見るときは、大正五年は農業者の一三八人が第一位にして、商業者七九人は第二位、之に次ぐは漁業者の七三人なりしが、同八年には漁業者の五二二人が首位とな

組合總括概況

りて、農業者、商業者の順位となり同十三年は農業、商業、漁業の順位で、昭和二年には商業者の六一七人首位となり、業者の五一四人第二位に、昭和五年には商業者の一、一八人を第一とし第二位は農業の八七八人、第三位は官吏並に會社員、之に次いで漁業者となつてゐるが前述せる如くに、豊原購買組合の報告未着のため實際と多少異なるは亦已むを得ない。

項目	昭和三年		同四年	同五年
	調査組合数	組合員数		
組合員数	二七八六	二〇、二二九	三、六七八	三、四九二
調査組合数	六	六	二四、七九五	三〇、七八五
出資	八六八、一七九	一、〇三三、〇五五	八七一、〇七七	一、三四四、三九五
出資	六九〇、四九八	一、八二二、五二六	一八二、五二六	一、〇三五、五二五
出資	一八六、七一三	三八、七一〇	一八二、五二六	二〇六、七五四
出資	六二、一八一	二一〇、四九四	三三、七二〇	三七、八二五
出資	一一一、一三七	一一五、五三一	二二五、五三一	一五四、六五一
出資	一、三五〇、七四七	一、七七九、四八七	一、七七九、四八七	二、二二九、九八五

信用組合貯金	六六九、八〇五
販賣組合販賣高	一二七、一八四
購買組合販賣高	一四九、六二七
利用組合利用高	五六三

七八八、六六九
四七、八四七
一六一、九七二
八、四八八

(調査組合数) 九二四(同) 五八六(上)
 四一〇(同) 五八六(上)
 五〇六(同) 六四七(上)
 一〇(同) 五八四(上)

昭和五年の統計数字が昨四年の發展狀勢に比して多少の變動を示せるは、成績優良の組合にして本調査迄に報告未着のため調査洩れせるによるのである。

今、各種事業の大體の狀況を述べやう。
 信用事業は本島として極めて重要であつて、信用組合が活潑に活動し得るに至れば他の事業組合はこれと併進發展するやうになる。而して現在信用事業は他の事業組合に較ぶれば斷然群を抜いては居る。併し現下の不況は組合活動を著しく阻害し、従つて組合員の經濟の上に打撃する所が甚大である。即ち貸付金の固定、貯金の減少等組合は恰も滿身瘡痍の態である。

かゝる事象の主動的原因は、勿論前述の二三年來の不況に因を發すると雖も、理事者に人を得ずして不振組合となれるものも相當ある模様である。而し中には順調なる経過を辿つて一割—一割二分の配當をしてゐる組合もある。
 又組合によりては減債貯金を勵行せるもの、或は不良貸出を

積極的に整理するため努力中のものもあるから今後の發展は相當期待し得らるると信ずる。

購買事業は特種的事情にある組合を除けば十分發展し得る狀況にある。即ち理事者に人を得ぬこと、組合に對する理解が不徹底のために、組合の發展活動を阻害して居る現狀であるがこれを除去することによつて車輪は滑かに進み出でるであらう。

販賣事業も未だ不振の狀況にあるが、これは經濟恐慌に影響されての結果である。併し近時農産物、畜産物の共同販賣農業倉庫の設立等の新規計畫によりて組合員の經濟生活の向上に對して威力を持ち得ることもそう遠くはないであらう。
 利用事業は逐年進展しつゝある。利用設備の主なるものは貨物自動車、發動機船等であるが、前者は生産物並に購買品を運搬し、後者は沖合漁業に利用されつゝある。

以上大體各種事業の狀況を述べたのであるが、この外組合員は副業として養狐(このために特に資金を貸付する信用組

合あり)、割箸製造等に從事してゐる。これらも確なる販路を

求め得れば販賣組合の事として有望であるのである。

運轉資金果年比較

種別	年次	大正五年	同六年	同七年	同九年	同十年	同十一年	同十三年	昭和元年	同三年	同四年	同五年
組合數		六	一五	一四	二六	三三	三四	三七	三三	三七	四〇	四三
調査組合數		六	一三	一三	一九	二二	二八	三一	二八	二六	三〇	三三
拂込濟出資金		二、四五五	四八、二三三	九八、七六六	三二四、五九六	二七二、七八八	四九二、六五五	五、三三七	六五五、二八二	六九〇、四九八	八一、〇七一	一、〇五五、五五五
準備金		—	六九	三三三	二、七二〇	六、五五三	一一、〇九九	一四、八九六	三三、六四四	三二、四五六	一八、二五三	二〇六、七五四
諸積立金		一〇	三六六	一、六四四	一三、七五五	二四、九七七	五、六六〇	六六、〇八四	二七、四〇七	一五四、一五七	三、七〇〇	三、七〇〇
借入金		一〇、〇〇〇	三、〇九六	一、〇、五九二	一〇〇、三三六	一〇九、一七三	二四、九六六	一三、八八六	二四、四一〇	六三、一八一	三三〇、四九四	三三二、五五五
小計		一一、〇〇〇	三、〇九六	一、〇、五九二	一〇〇、三三六	一〇九、一七三	二四、九六六	一三、八八六	二四、四一〇	六三、一八一	三三〇、四九四	三三二、五五五
一組合平均		一、八三三	二〇六、五七〇	七四、一六三	三、八三一	三、三三三	七二七、一五五	四三三、四三三	二、四七三	二、五二二	八、一八二	七、五二二
調査組合數(信用)		六	一三	一三	一九	二二	二八	三一	二七	二六	三〇	三三
貯金		一、七七七	四、七九五	一〇、一八〇	五、三六五	八、三〇一	一、九一〇	二、〇〇二	三、九四四	六、九八五	七、八、六九九	九、四、五六六
一組合平均		二九	三、八九九	四、八九五	二、八二四	三、六三三	四、六四三	七、〇六九	一、四三三	二、七〇八	二、六、二八八	二、七、四七七
合計		一、八三三	二〇六、五七〇	七四、一六三	三、八三一	三、三三三	七二七、一五五	四三三、四三三	二、四七三	二、五二二	八、一八二	七、五二二
一組合平均		三〇、八四四	一〇、六四一	一五、四三三	二〇、二六五	二二、六〇四	二八、一四三	三〇、五三五	四、〇〇六	六、四〇八	六、四、六三五	六、八、〇七一

右表によりて大正五年以降昭和五年迄の統計を見れば大正五年に、拂込濟出資金、準備金、諸積立金、借入金の一組合平均は三、五五九圓なりしが同九年には四・九倍の一七、四四一圓に増加し、同十三年には九年の一・九倍強を増して三三、

四五六圓となり五年には十三年の一・二倍強の四〇、五八四圓に増加するに至つてゐる。
 同様貯金に就て見れば大正五年に一組合平均貯金二八九圓なりしが同九年には九・八倍強を増加して二、八二四圓となり

同十三年には七、〇六九圓（九年の二・五倍強）となり昭和五年にはそれより三・九倍強を増加して二七、四八七圓となつておるが、貯金は昭和三年頃より漸次減少の傾向を辿りつゝある。

有限責任樺太信用組合聯合會

樺太信用組合聯合會は樺太産業組合の中央金融機關であつて内地の産業組合中央金庫の如く樺太に於て産業組合金融の中樞をなしてゐる。本聯合會の活動は近時益々發展し刻下の

經濟恐慌時に處して極めて效果的に組合金融を調節し居るとは所屬組合の活動を助成する唯一の力である。尙ほ現在本會加入手續中のもの五組合あり、今後は有名無實の二三組合を除き全部本會に加入せしめ以て本島組合金融統制を劃策中である。本年の聯合會の貸付金は年末迄に相當額に達する見込みである。今次に數字を掲げてその活動狀態を知らう。

有限責任樺太信用組合聯合會概況（區域全島）

會 員 出 資 口 數	出 資 金 數	拂 込 濟 出 資 金	準 備 金	借 入 金	貯 蓄 金	貸 付 金	昭 和 年	
							昭 和 四 年	昭 和 五 年
一七〇	八六〇	四三、〇〇〇	一八、五二五	六六三	五、六〇〇	三、八五九	二五〇	昭和六年十月十五日
一三三	一三五	六七、五〇〇	二七、七一一	一、一三九	一八、〇四四	一九、一九三	二五〇	
一五二	一五二	七六、〇〇〇	三七、九二〇	一、八六八	一三四、五五四	一四四、三五三	一	

剩 餘 金	一、八三二	二、五七〇	1
-------	-------	-------	---

樺太産業組合協會の設立

昭和六年三月樺太産業組合協會が設立された。これは内地の産業組合中央會と同じく産業組合の指導獎勵機關であつて

産業組合の普及發達に向つて努めて居る。過去に於てかゝる機關のなかつた本島に協會の生れたことは寔に當然のことで今後に後ける協會の活動如何は組合發展の成否に關し、それは本島開發のバロメーターである。

第四節 關東州の金融組合

關東州に金融組合の認められたるは昭和三年五月二十五日關東州及南滿州鐵道附屬地金融組合令（勅令第八十九號）の公布による。同年末には村落組合五、都市組合四、合計九組合であつたが、爾來三年餘を終たる昭和六年三月末現在によれば、村落組合五、都市組合十五、合計二十組合となり、組合數に於て倍加の状態である。殊に都市金融組合に於て逐年著しき増加を示してゐる。

平均三八二、一人（前年同期に比し五二九人の増加を示してゐる。増加の傾向は都市組合に於て特に著しい。

金融組合數累年發達狀況

昭和五年三月末との比較に於て都市、村落兩種組合共組合數には何等移動なきも、組合員數に於ては依然増加の傾向を見る。即ち昭和六年三月末現在に於て七、六四一人（一組合

昭 和 年	都 市 組 合	村 落 組 合	合 計
同 三 年	四	五	九
同 四 年	二	五	七
同 五 年 三 月 末	一五	五	二〇
同 六 年 三 月 末	一五	五	二〇

金融組合員數表

組 合 名	預 り 金		保 身 元 金	出 資 金	假 受 金	雜 勘 定	補 助 金 費	利 益 金	合 計
	定 期	貯 蓄 其 他							
大連河口	四、六八八	二、三九一	三、四一	三〇〇	〇	二、三六	三、〇〇〇	二、三六三	二九、三三
沙河口	二、七〇〇	八、七三三	六、九三	三〇〇	〇	一、四七	四、〇〇〇	一、一五	二八、一七
旅順店	〇	一、五五	二、八九	三〇〇	〇	三、〇〇	二、〇〇〇	五、五	八八、〇〇
瓦橋店	五、〇〇〇	四、一四	一、〇四	三〇〇	六、〇〇	三、〇〇	四、〇〇〇	四、九	四九、五
營口	七、〇一五	九、六七	八、八	三〇〇	〇	一、四〇	四、五〇〇	九、六〇	二九、七五
遼陽	〇	一、一七	〇	三〇〇	一、九〇〇	四、二	五、五〇〇	四、七	七六、四九
奉天	一、四、六六	一、七、五	二、四〇	三〇〇	〇	三、八	五、五〇〇	五、七	八七、六
撫順	六、五〇〇	一、四、八	一、四〇	三〇〇	〇	二、四	三、〇〇〇	二、七	二四〇、一六
鐵嶺	〇	一、七、三	七、八	三〇〇	五	七、八	五、〇〇〇	六、九	一五〇、〇九
開平	〇	一、五、三	七、四	三〇〇	〇	七、四	四、五〇〇	六、四	八五、四二
四原街	〇	四、〇〇	一、〇〇	三〇〇	〇	五、四	四、〇〇〇	六、〇	九四、三三
合計	一、九、〇四	二、三、四	六、二、〇〇〇	一、五、〇〇	一、五、〇〇	一、七、三	一、一、〇	七、二、〇〇〇	一、〇、〇〇〇

(第二表) 第一表の續き

組 合 名	組 合 員 數	出 資 口 數	出 資 金	準 備 金	準 特 備 金	前 年 度 繰 越 金	借 入 金
四平街	六	七〇〇	三、五、〇〇〇	六〇〇	一、四〇〇	三、九	〇
公主嶺	六	七〇〇	一、五、五〇	三、五〇	二〇〇	八	〇
長春	一、三	六〇	三〇、〇〇〇	四、六	一、七	〇	〇
總計	一、九、〇四	二、三、四	六、二、〇〇〇	一、五、〇〇	一、七、三	一、一、〇	七、二、〇〇〇

組 合 名	組 合 員 數	出 資 口 數	出 資 金	準 備 金	準 特 備 金	前 年 度 繰 越 金	借 入 金	
							貸 下 資 金	借 入 金
大連河口	三三	二、一四	一〇、〇〇〇	三、三	四、〇〇〇	二、三	〇	〇
沙河口	一五	八七〇	四、五〇〇	二、八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
旅順店	一〇	六五	一、七	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
瓦橋店	二五	六七	一、七、〇〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	六、五	〇	〇
營口	二五	八〇〇	四、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、四〇	〇	〇
遼陽	六	四	二、七	四	一、〇〇〇	七	〇	〇
奉天	三三	一、六	八、二	二、〇〇〇	四、〇〇〇	七	〇	〇
撫順	二二	一、七	六、三、〇〇〇	四	一、〇〇〇	四	〇	〇
鐵嶺	八	五	二、三	七〇〇	一、九	二	〇	〇
開平	八	五	二、八、〇〇〇	七〇〇	一、九	一	〇	〇
合計	一、九、〇四	五、七、三	七、六、四	一、八、〇〇〇	一、八、〇〇〇	一、八	〇	〇

昭和四年十月末
同 五年三月末
同 六年三月末

都市組合 村落組合 合計
一、二一〇 五、三九六 六、六〇六
一、六〇四 五、五〇八 七、一一二
一、九〇四 五、七三七 七、六四一

一、都市金融組合業務概況
A 運轉資金の内譯(第一表)

次に都市並村落金融組合の昭和六年三月末現在に於ける事業状況を掲げる。

組名	聯合會出資金	假拂金	雜勘定	損失金	現金	金	合計
大沙旅瓦營鞍遼奉撫鐵開四公長	500	0	0	0	1,357	1,657	2,994
河房石	500	0	0	0	846	1,178	2,174
連口順店橋山口陽天順嶺街春	500	0	0	0	1,444	811	2,255
順口	500	0	0	0	1,444	811	2,255
順店	500	0	0	0	1,444	811	2,255
橋山口	500	0	0	0	1,444	811	2,255
陽天	500	0	0	0	1,444	811	2,255
順嶺	500	0	0	0	1,444	811	2,255
街春	500	0	0	0	1,444	811	2,255
合計	5,000	0	0	0	8,588	5,155	13,743

(第二表) 第一表に續く

長	17,611	36,377	0	0	1,000	15,000	10,000	36,377	11
總計	23,336	85,333	25,910	2,260	1,284	17,779	17,710	51,591	57,643

組名	拂込未済出資金	貸付金			所有物		預金			其ノ他
		手形貸付	短期證書	長期證書	不動産	什器	通知	定期	當座	
大沙旅瓦營鞍遼奉撫鐵開四公	47,775	1,663	0	0	0	800	45,000	10,000	4,530	0
河房石	15,740	6,575	0	0	0	300	25,000	0	4,500	6,000
連口順店橋山口陽天順嶺街春	11,500	27,133	1,680	0	0	600	7,779	15,000	4,153	82
順口	11,500	27,133	1,680	0	0	600	7,779	15,000	4,153	82
順店	11,500	27,133	1,680	0	0	600	7,779	15,000	4,153	82
橋山口	11,500	27,133	1,680	0	0	600	7,779	15,000	4,153	82
陽天	11,500	27,133	1,680	0	0	600	7,779	15,000	4,153	82
順嶺	11,500	27,133	1,680	0	0	600	7,779	15,000	4,153	82
街春	11,500	27,133	1,680	0	0	600	7,779	15,000	4,153	82
合計	89,515	78,000	5,040	0	0	1,900	107,000	50,000	21,236	7,011

B 資金運轉の内譯(第一表)

總計	5,000	1,663	0	0	0	500	5,500	4,000	2,458	51,899
春嶺	46,059	2,739	3,208	3,082	4,000	3,051	13,581	6,100	13,845	1,764,846

組 合 名	貸付金 (短期證書) 同(擔保) 長期證書 (擔保)	拂込未済出資金 通知
大連會屯	五五、八二〇〇 一〇三、七五〇〇	一〇、五〇〇〇 一、三六一〇〇
金州	一五五、四三〇〇 五二六、〇五〇〇	六、一七八〇〇
旅順會屯	一四四、〇六八五 一六八、七四八九	一七、〇〇〇〇
普蘭店	一一一、五〇四〇 五二八、二七二六	四二〇〇〇
貔子窩	一三〇、〇〇〇〇 七九、四七〇四	二二二〇〇〇
總計	三三八四、六二一八 一四三、〇〇四五	二七、五〇〇〇 七、八〇三〇〇

B 資金運轉の内譯

合計	利息	貸借定 洋 金 借 借	雜勘定	假受金	出資未済	聯合會 資 金
一九〇八、四九〇	四三、八二〇	二〇、三三〇	一一、八三三	二二、八〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
二一〇六、六三九	五〇、八八九	〇〇	三、二九五	一七、三〇三	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
二七五〇、一七六	三二〇、五五三	〇〇	二、〇〇七	一〇、〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
二一七九、三三四	四七、六二四	〇〇	二、〇九二	九、六	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
一三三五、六六六	四〇、四八四	〇〇	二、二六〇	二、二三〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
九八〇、九六四	二一、四九〇	〇〇	八、六八七	八、五四九	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇

組合員數	出資口數	出資金	缺損補填準備金	特別準備金	前年度繰越金	借入金	預り金 貯蓄	職員身元保證金
一、一〇四	一、一八三	一一、八三〇〇	九、四九七〇	二一、五〇四〇	二一、二六二〇	二〇、〇〇〇〇	六五、三八三	五、五五三〇
一、三三四	二、二四八	二二、四八〇〇	一〇、三七〇〇	一四、〇〇〇〇	七、五〇〇〇	二〇、〇〇〇〇	一〇五、二八六	六、三〇四〇
九七六	一、五二五	一五、二五〇〇	六、四〇〇〇	七、六〇〇〇	二、九六五〇	五、〇七七〇	一五、〇二五	六、四七〇〇
一、二二三	一、五五二	一五、五二〇〇	八、九五〇〇	一八、〇二九二	七、五四一〇	六、〇〇〇〇	九四、九九七	三、〇七九〇
一、一九〇	一、八〇二	一八、〇二〇〇	三、八〇〇〇	七、七〇〇〇	三、九八九	一〇〇、〇〇〇	二七、五八六	一、〇九八〇
五、七三七	八、三一〇	八三、一〇〇〇	三、八、九四七	六八、二〇九四	二、三、三八八	二〇五、〇七七	二二〇、四八八	二二、五〇四

二、村落金融組合業務概況
A 運轉資金の内譯

備考(右方金
左方小洋錢
單位圓)

總計
七、五〇〇
二、三三六
〇
一〇四、八六
二、一五六
一、六四、八九七

合 計	現 金	損 失	雜 勘 定	借 金		所 有 物		假 拂 金	聯 合 會 出 資 金	預 け 金	
				洋 勘 定 二 貨	金 勘 定 二 貨	什 器	不 動 産			其 他	當 座
一九九、四七〇	一九、三一八	二二、八五〇	〇〇	七、九九九	〇〇	一、八五九	四、二七九	〇五	五〇〇	一三六	〇〇
二六六、二八九	三三、六七七	一七、九〇七	三、一五二	〇〇	〇〇	一、七九九	四、九六四	〇〇	五〇〇	一、一八	一、〇七七
二五〇、一七六	五、三六八	一五、六八五	〇〇	〇〇	〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	〇〇	五〇〇	七四	一六、一三三
二八九、三七四	五六、二八九	一九、二四〇	二、三七一	〇〇	〇〇	二、三三四	五、二七〇	七	五〇〇	九、八七四	二、一四二
一三三、六六六	二四、九一九	一一、五三二	〇〇	〇〇	〇〇	二、〇三三	六、八五一	〇〇	五〇〇	一五、七九九	〇〇
九六六、九六八	一三九、五八〇	八七、五二九	五、五二三	七、九九九	〇〇	九、〇〇二	二六、三六四	七五	二、五〇〇	二七、〇〇三	一六、二八九
											四、〇〇〇

金融組合聯合會は昭和四年九月五日、滿洲金融組合聯合會の名の下に關東州及滿鐵附屬地を區域として設立せられた。左にその業務概況を掲げる。

三、滿洲金融組合聯合會業務概況

(第一表) A 運轉資金の内譯

名 稱	會 員 數	出 資 口 數	出 資 金	貸 下 資 金	缺 損 補 填 准 備 金	特 別 准 備 金	前 年 度 繰 越 金
滿洲金融組合聯合會	三〇	三〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(第二表) 第一表に續く

名 稱	預 け 金		保 險 員 身 元 證 金	假 受 金	雜 勘 定	經 費 補 助 金	利 益 金	合 計
	定 期	當 座						
滿洲金融組合聯合會	三〇、〇〇〇	二四、六六一	四、四七七	〇	一、三三三	五、〇〇〇	一四、五八六	一、一六〇、七三七

(第一表) B 資金運轉の内譯

名 稱	貸 付 金		所 有 物	
	貸 下 資 金 貸 付	短 期 證 書 貸 付	不 動 産	什 器
滿洲金融組合聯合會	六、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	〇	〇

(第二表) 第一表に續く

名 稱	預 け 金		其 他	現 金	雜 勘 定	損 失 金	合 計
	通 知 定 期	當 座					
滿洲金融組合聯合會	三、七一〇	三〇、〇〇〇	一、四六九	五、三三七	〇	四〇	一、一六〇、七三七

第四章 雜

第一節 産業組合記念日

第六回産業組合記念日

三月六日!

明るい経済生活の指針、産業組合運動を記念すべき此の日を全国の同志は湧き起る感激を以て迎へたのである。殊に深刻化する恐慌の昭和六年度に於ては色彩鮮かに組合の意義を投げかける記念の日である。

中央會に於ては記念日に先立ち左記の事項を指示した。

指示事項

來るべき三月六日は第六回産業組合記念日であります。昨年度の経済不況の深刻化を受けて多事多難を豫想さるゝ昭和

六年の産業組合記念日の宣傳運動は前回の凡ての場合よりも一層強力に行はれなければならぬことを痛感します。

四百五十萬の組合員諸君、此の産業組合記念日に心からの祝意を表すると共に此の機会に産業組合運動の擴大の爲にあらゆる努力を拂ひませう。

今年は少くとも左記事項は各組合及聯合會に於て周到なる計畫と異常な熱意を以て實行されん事を切に望みます。

記

- 一、事務所の組合旗掲揚裝飾
 - 二、産業組合加入及利用週間
 - 三、組合員及家族の集合
 - 四、その他隨意事項
- 中央會及全購聯の催し

中央會に於ても此の日を祝福し、組合運動を鼓舞する爲に本會々頭岡田良平氏の「新時代の産業組合運動」についての講演をラヂオ放送し、熱聲は更に大阪、愛知の中繼放送により全国同志の耳朵に達せられた。亦宣傳の爲、全国の組合にボスターを配附し、宣傳ビラを撒布した。

此の日、中央會、全購聯の全職員本會講堂に會し、千石、藏川兩氏の一場の挨拶あり、堅實なる組合進展の爲に祝盃を擧げ歡を盡した。

例年の通り全購聯に於ては縣聯合會及全国の町村組合の協力によつて石鹼デーを催し、石鹼による全国の組合員消費の統制運動を行つた。其の出荷數量は左記の通りである。

久美愛化粧石鹼

三三、〇四六打

クミアイ洗棒石鹼

九六六箱

クミアイ平型石鹼

二、八七四箱

クミアイ粉末石鹼

二、二六二箱

總金額八萬七千餘圓にて石鹼の値段暴落により金額に於ては著しき進出の跡見へされ共實際の出荷數量に於てこれを見る時は昨年度に比し三割強の激増振を示して居る。

支會に於ける催し

數ある報告中摘記すれば次の如し。

京都支會 産業組合歌並舞踊解説一千部、宣傳ポスター三千五百枚を印刷し、府下各小學校及各會員、並に他府縣の關係團體に送附す。當日府下各小學校では組合歌及舞踊を催す。記念日用宣傳マツチ一七、四九六包(一包十個人)を各希望

組合に購入せしめ、各組合員に配付せしむ。各部報、部内主要新聞、本會々報に中央會々頭の記念日論説を掲載し、亦本會役職員は各々當日記念講演に出張す。

大阪市會 東京中央放送局より中繼に放送。

て、中央會々頭の講演を放送、天王寺小學校生徒の組合歌合唱をラヂオ放送。

栃木支會 記念日實行事項の例示印刷物を管下組合に發送。

講師及係員を派遣して、産業組合主催講演會、懇談會、研究會を開催す。

千葉支會 縣信聯、縣販購聯合會主催で、記念祝賀會を開催し、顧問、講師、記者團を招聘し主義の宣揚に努む。

鹿兒島支會 實行要目を通牒し、各組合と聯絡をとり、縣學務部と協調して縣下小學校に實行せしむ。當日は各組合協同の下に午前七時、正午の二回に亘り煙火を打上げ一般市民に當日の催しを豫知せしむ。

石川支會 支會報特別號發行、ボスター「農民よ産業組合に結束せよ」を四千枚

縣下各町村に配付、金澤放送局より、三月四日、五日に亘り農林課長、理事長城

森省三氏、内務部長會長中谷秀氏の講演

各組合の催し

各組合の多くの催し中主要なるものを掲ぐれば次の如し。

- 一、組合事務所に國旗及組合旗を各組合員の家に國旗を掲揚し祝意を表す
- 一、宣傳ポスターの貼付並配付
- 一、組合歌レコードによる組合精神の宣傳
- 一、旗行列、假裝行列の催し
- 一、小學校生徒に對し、作文課題を出し、懸賞募集し、舞踊を行はしむ。
- 一、「家の光」「産業組合の力」「人の一生と産業組合」配付
- 一、自轉車隊、自動車隊による宣傳
- 一、活動寫眞、浪花節、淨瑠璃、琵琶會等の娛樂的宣傳
- 一、貯金獎勵標語、組合是、組合訓、の配付
- 一、人形劇、組合劇、餅投げを行ふ

- 一、小運動會、角力の催し
- 一、模擬産業組合の組織
- 一、展覽會開催
- 一、組合に關する標語募集
- 一、ラヂオ取付講演聴取
- 一、組合員並青年男女の會合を催し、講演會、組合の沿革、事業經營、事業狀況等について説明を行ふ
- 一、茶話會を開き福引等の餘興を行ふ
- 一、記念式及表彰式、主婦會、婦人會を開く
- 一、組合員死亡者追弔、法會執行
- 一、産業組合婦人會設立
- 一、青年雄辯大會開催
- 一、副業研究會開催
- 一、役員事業計畫研究懇談會開催
- 一、産業組合青年聯盟の組織
- 一、組合主催民衆藝術大會の開催

- 一、全購聯製品批判會開催
- 一、組合員に電報配達
- 電文「不景氣ハ産業組合ヲ利用スル事ニヨツテ切抜ケラル。皆様一致團結シテ一層組合ヲ利用シマシヨウ」
- 一、組合員加入の獎勵
- 一、出資増口の獎勵
- 一、組合貯金の獎勵
- 一、組合店舗の裝飾及特別賣出
- 一、全購聯石鹼デー、全組合員に久美愛石鹼一箇宛贈呈
- 一、購買品現金制度の斷行、購買品原價販賣
- 一、品評會を開催し、品質の改良を獎勵し、廢物利用展覽會講習會を開く
- 一、記念貯金、据置貯金、定期貯金、償還貯金、家産造成貯金の開始、貸付金及び貯金の利率低下

- 一、農業倉庫の利用獎勵及品評會、即賣會の開催
- 一、共同販賣米無手数料扱開始
- 一、組合月報特輯號發行
- 一、當日を期して藏拂品の特賣
- 一、神社參拜、伊勢大廟代參實行、神社臨時祭典執行
- 一、全購聯の雜貨宣傳の爲組合員に景品として配付
- 一、事業計畫に關する協議會の開催及實行誓約
- 一、組合の貸借對照表、其他現狀を揭示し村民一般に周知せしむ
- 一、組合役員は組合員の家を訪れ規約貯金の實行勸誘
- 一、組合設立記念祝賀會開催
- 一、負債整理の實行計畫樹立

第二節 産業組合振興刷新に關する要綱

◆本要綱は大正十四年、産業組合法發布二十五周年を記念して、之を期して全國の産業組合を振興刷新せん爲め

に定められたもので産業組合運動の基準とすべきものである。故に本年度の年鑑にも之を掲げて諸君の參考に供するものである。

産業組合法發布以來茲ニ二十五周年其ノ間組合數ハ累年増加シ事業ノ分量著シク増進ヲ見タルハ欣フヘキモノナリ

惟フニ産業組合ハ中小産者ノ相互組織ニ依リテ其ノ産業及ヒ經濟ノ發達ヲ圖リ社會的地位ノ向上ト生活ノ安定ヲ期スルモノナルヲ以テ組件事業ノ分量ノ増進ハ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセサルヘカラス若シ夫レ組件事業ノ利用カ組合員ノ一部ニ限ラレ其ノ効果一般組合員ニ及ハサルカ如キコトアラハ組合存在ノ目的ハ没却セラル、ニ至ルヘシ國家カ産業組合法ヲ設ケ組合ニ對シテ特殊ノ保護ヲ與ヘ其ノ發達ヲ圖ルハ其ノ趣旨トスルコト國民ノ福祉ヲ共同ニ増進セントスルニアルヲ以テ組合理事者ハ特ニ此ノ點ニ留意シ組合員亦組合精神ノ本義ニ鑑ミテ組合ニ對スル義務ヲ盡シ貯金産業及ヒ經濟用品ノ購買生産物ノ販賣等ハ組合ヲ利

用スルコト、爲スヘシ若シ組合理事者及ヒ組合員ニシテ組合ノ業務ヲ普通ノ營利事業ト同一視シ徒ラニ重キヲ事業分量ノ増加ト剩餘金ノ多額ニ置キテ組合本來ノ任務ヲ閉却シ又ハ目前ノ利害ニ拘泥シテ組合ノ利用ヲ怠ルカ如キコトアラハ組合將來ノ發達上洵ニ憂慮ニ堪エサルトコロナリ

産業組合ハ斯ノ如ク組合員ノ共同相助ノ精神ニ依リテ個々組合ノ鞏固ヲ圖ルト共ニ其ノ地方的聯合機關ニ依リテ相互ノ關係ヲ密接圓滿ナラシメ更ニ進ミテ全國的聯合機關ヲ組織スルニ至リ初メテ完全ナル發達ヲ期待シ得ルモノナリト雖モ我國ノ現狀ハ組合ト各種聯合機關トノ關係ニ於テ未タ甚タ缺クル所アリ今後益々兩者ノ間ニ於テ充分ナル聯絡ヲ保チ相互ノ關係ヲ密接ナラシメ以テ全國ニ亘ル産業組合組織ノ完成ヲ期セサルヘカラス

産業組合中央會カ茲ニ産業組合法發布滿二十五年ヲ機トシ産業組合ノ振興刷新ニ關スル要綱ヲ作成シ各府縣産業組合會長協議會ヲ開催シテ之カ實行ニ就テ協議セントスルハ過去二十五年間ニ於テ發達シタル我國ノ組合ヲシテ益々其ノ機能ヲ發揮セシメ組合事業ノ大成ヲ期セシメントスルニアリ組合關係ノ諸氏ハ本會ノ意ヲ體シ協議事項ノ實行ニ努力セラレンコトヲ望ム

大正十四年四月

産業組合 志村 源太郎
中央會々頭

産業組合振興刷新ニ關スル要綱

其 一 役員ニ關スル事項

- 一、役員ノ選任ハ公正ニ之ヲ行ヒ情實ニ流レス適材ヲ得ルニ注意スルコト
- 二、組合長又ハ專務理事ハ事業經營上ノ技能ヲ有シ當時組合事務ヲ掌理シ

得ル人物ヲ選任スルコト

三、役員會ハ期ヲ定メテ開催シ重要事項ニ關スル協議及ヒ報告ヲ爲シ其ノ要項ヲ記録スルコト

四、組合事業ノ狀況ハ常ニ組合員ニ周知セシムルコトニ努メ總代會ヲ設クルモノニアリテハ一層周知ノ方法ヲ講スルコト

五、理事ハ法令、定款、内規、總會決議事項ヲ嚴守シ事業ヲ公平ニ執行スルコト

六、監事ハ理事ノ職務執行ヲ監視シ定時又ハ臨時ニ組合ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ監査スルコト

七、役員ハ常ニ組合員ニ對シ組合精神ノ涵養ニ努メ組合員ヲシテ組合ヲ利用セシムルコトニ注意スルコト

其二 事務員ニ關スル事項

一、事務員ハ廣ク適任者ヲ選擇シ其ノ待遇及ヒ修養ニ注意スルコト

二、事務員ノ職責ヲ明カニシ其ノ監督

ヲ嚴正ニスルコト

其三 事業經營ニ關スル事項

(一) 一般ニ關スル事項
一、組合ノ區域ハ地方ノ地理的經濟的關係等ヲ考慮シテ組合事業ノ發達ヲ圖ルニ適當ナル地域ニ依ルコト

二、組合員ノ増加ヲ圖リ組合事業ノ利用ヲ普ネカラシムルコト

三、自己資金ノ増加ヲ圖リ組合基礎ノ鞏固ヲ期スルコト

(二) 信用事業ニ關スル事項
一、貯金ノ獎勵ニ努メ自給資金ヲ潤澤ナラシムルコト

二、貸出ハ資金ノ用途ニ注意シ放漫ヲ戒メ情實ニ流レサルコト

三、組合資金ノ狀態ニ鑑ミ貸出最高限度及ヒ貸出金額ノ決定ニ就キ注

意スルコト

四、資力薄弱ナル組合員ニ對シテハ適當ナル償還方法ヲ定メ貸出ノ便宜ヲ圖ルコト

五、貸出ハ資金ノ用途ニ應シテ條件ヲ定メ資金ノ固定ヲ避クルコト

六、延滞シタル貸出金ノ回收整理ニ努ムルコト

七、役員ニ對スル貸出ニ就テハ特ニ注意シ理事ニ對スルモノハ必ス監事ヲシテ行ハシムルコト

八、組合員ノ納稅等ハ成ルヘク組合ニ於テ其ノ取扱ヲ爲シ組合員ノ利便ヲ圖ルコト

(三) 販賣事業ニ關スル事項
一、主要生産品ノ共同販賣ヲ實行スルコト

二、受託販賣ヲ原則トスルコト

三、副業的生産品ニ對シテハ特ニ其ノ蒐集ニ就テ便宜ヲ圖ルコト

四、購買組合又ハ中央卸賣市場トノ

聯絡ヲ圖ルコト

(四) 購買事業ニ關スル事項

一、取扱品ノ選擇ニ注意スルコト

二、仕入先ノ選擇ニ注意シ聯合會ヲ利用スルコト

三、生計用品ニ就テハ現金賣ヲ原則トスルコト

四、賣掛代金ニ就テハ其ノ回收整理ヲ嚴正ニスルコト

五、取扱物品ノ出納保管整理ニ注意スルコト

(五) 利用事業ニ關スル事項

一、利用設備ノ計畫ニ就テハ組合員利用ノ程度、資金調達ノ方法、收支ノ計算等ニ注意シ其ノ設計、建設等ニ就テハ専門家ノ指導監督ヲ受クルコト

二、利用設備ノ維持管理ニ注意シ減價償却ヲ嚴正ニ行フコト

(六) 農業倉庫ニ關スル事項

一、必要ニ應シ農業倉庫事業ヲ開始

シ其ノ經營ニ就テハ地方生産ノ狀況ト組合ノ經濟狀態ヲ考慮スルコト

二、米穀ノ販賣ニ就テハ成ルヘク平均賣ニ依ルコト、シ此ノ場合ニハ特ニ金融ノ便ヲ圖ルコト

三、乾糶装置ヲ設ケテ糶ノ保管ヲ爲スコト

其四 組合ノ財務ニ關スル事項

一、常ニ組合ノ清算力ニ顧ミ資力ノ充實ニ努メ財産ノ鞏固ヲ圖ルコト

二、固定及ヒ流動資産ト長期及ヒ短期負債トノ關係ヲ考慮シ資産負債相互間ノ調和ヲ保ツコト

三、財務ニ關スル重要ナル事項ハ必ス各理事ノ協議ヲ以テ處理スルコト

四、事務取扱ニ關スル規程ヲ完備シ事務分擔ヲ適當ナラシメ殊ニ現金出納事務ト記帳事務トハ同一人ニテ處理セサルコト

五、現金及ヒ物品ノ管理出納ニ就テハ

特ニ之ヲ嚴ニシ確實ヲ期スルコト

六、會計帳簿ハ確實ナル突合ノ方法ヲ備フル様其ノ組織ヲ整備シ敏速正確ニ記載スルコト

七、帳簿、證書其ノ他必要ナル書類ノ保存ニ注意スルコト

八、積立金及ヒ餘裕金ノ管理ニ就テハ主トシテ産業組合聯合會及ヒ産業組合中央金庫ヲ利用シ又銀行預金ニ就テハ常ニ預入銀行ノ信用ヲ調査シ有價證券ハ最モ確實ナルモノヲ選ヒ保護預ケトナスコト

九、不確實ナル債權其ノ他ニ就テハ適當ニ之ヲ整理シ又資産ニ對スル相當ノ減價償却ヲ行フコト

十、損益ニ關スル計算ハ正確ニ收入スルノ見込ナキモノハ之ヲ計上セサルコト

第三節 產業組合界關係者名簿

第一 道府縣產業組合

主任官氏名

(昭和五年十一月二十五日現在)

北海道 主事 神田不二夫
 青森 同 畑田靜衛
 岩手 同 佐藤公一
 宮城 同 中西宗次郎
 秋田 同 大井五郎
 山形 同 永井多門
 同 同 横田義一
 福島 同 小松直人
 茨城 同 鈴木政男
 栃木 同 森八三一
 群馬 同 馬島壯
 埼玉 同 伴四郎
 千葉 同 打越顯太郎
 東京 同 梅原寅之助
 同 同 上田知精

東京 主事 橋本律二
 神奈川 同 鹽谷鍵重
 新潟 同 田中龜之助
 富山 同 古川義治
 石川 同 山田與之助
 福井 同 白井勇
 山梨 同 横田伊努
 長野 同 伊東伊
 岐阜 同 杉本連治
 同 同 奥原潔
 同 同 吉澤正平
 同 同 桑城勝三郎
 同 同 中村良三
 同 同 眞鍋嘉敦
 同 同 竹内虎太
 滋賀 同 中澤八郎
 京都 同 村松文藏
 大阪 同 上田忠次

兵庫 主事 榎田由平
 同 同 野坂武夫
 同 同 巽百藏
 同 同 田邊末富
 同 同 平野藤四郎
 同 同 林久四郎
 同 同 田島秀夫
 同 同 阿部武一
 同 同 中丸周一
 同 同 金田爾郎
 同 同 德田時藏
 同 同 片岡成一
 同 同 東忠直
 同 同 岐部光久
 同 同 宮城孝治
 同 同 欠
 同 同 藤野繁雄
 同 同 湯野川孝作

大分 主事 平田義雄
 宮崎 同 勝田瀨一
 鹿兒島 同 針持俊熊
 沖繩 主事補 金城研一
 第二 農林省產業組合
 主任官氏名
 (昭和五年十一月二十五日現在)
 產業組合課長 高橋武美
 書記官 井上俊太郎
 事務官 岡本直人
 同 同 小山田光一
 同 同 難波理平
 同 同 若林正臣
 同 同 米澤恒雄
 同 同 松元友助
 同 同 齊藤眞六
 同 同 齊藤眞六
 同 同 向山朝知

芝田 等 理事
 眞鍋博德 同
 藤間五郎 同
 川崎敏正 同
 森重剛 同
 佐藤源一郎 同
 甲木佐一郎 同
 赤坂岩夫 同
 笹治庄次郎 同

第三 大藏省產業組合

係官氏名

(昭和五年十一月二十五日現在)

特別銀行課長 大野龍太
 書記官 相田岩夫
 銀行検査官 井川忠雄

第四 產業組合中央會

役職員氏名

(昭和五年十一月二十五日現在)

東京市牛込區揚場町二一
 會頭理事 岡田良平
 副會頭理事 志立鐵次郎
 同 同 農博 月田藤三郎

理事 法博 岡實
 同 法博 桑田熊藏
 同 法博 矢作榮藏
 同 農博 深井功
 同 農博 佐藤準藏
 同 農博 有働良夫
 同 農博 富永幸太郎
 同 伯爵 三戸熊太郎
 同 伯爵 有馬頼寧
 同 農博 佐藤實次
 同 農博 三輪龍揚
 同 農博 馬場由雄
 同 農博 戶田保忠
 同 農博 岡田信
 同 農博 小濱八彌
 同 農博 小平權一
 同 農博 竹内可吉
 同 農博 荷見安
 同 農博 大野龍太
 同 農博 高橋武美
 同 農博 相田岩夫
 同 農博 那須皓
 同 農博 本位田祥男
 同 農博 井川忠雄
 同 農博 和田一郎
 同 農博 千石興太郎
 同 農博 濱田道之助

主事 有元英夫
 同 德永清次
 同 德永一之丞
 同 辻井滿
 同 金井善一
 同 井關善一
 同 若槻禮次郎
 同 古在由直
 同 縣田秀雄
 同 池田秀雄
 同 牛塚虎太郎
 同 佐上信一
 同 柴田善三郎
 同 山縣次郎
 同 高橋雄豹
 同 阿部嘉七
 同 藏原敏捷
 同 神田純一
 同 堀田一
 同 笹井幸一郎
 同 山中恒三
 同 石黑英彦
 同 除野菊雄
 同 市村慶三
 同 岡正雄
 同 白根竹介
 同 平田紀一

顧問 田寺俊信
 同 鶴澤憲
 同 鈴木信太郎
 同 湯澤三千男
 同 小柳牧衛
 同 有吉實
 同 平井三男
 同 窪田治輔
 同 稗方弘毅
 同 井野次郎
 同 中野邦一
 同 久保豐四郎
 同 大森佳一
 同 香坂昌康
 同 川淵治馬
 同 黑崎眞也
 同 土居通次
 同 坪井勳吉
 同 田中無事生
 同 淺利三郎
 同 福田虎龜
 同 川崎末五郎
 同 鈴木數一
 同 齋藤直橋
 同 吉田勝太郎
 同 本山文平
 同 山口安憲

蠶絲業組合法施行令

(昭和六年七月八日 勅令第七十五號)

第一條 蠶絲業組合ノ經費ノ分賦又ハ過意金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ蠶絲業組合ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ蠶絲業組合ノ組合長ハ遲滞ナク決定ヲ爲シ異議申立人ニ之ヲ通知スヘシ

第二條 養蠶業組合(道府縣ノ區域ヲ地區トスル養蠶業組合ヲ除ク)ノ組合員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ農林大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ裁決ニ付テハ當該養蠶業組合ノ組合長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

道府縣ノ區域ヲ地區トスル養蠶業組合又ハ養蠶業組合以外ノ蠶絲業組合ノ組合員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ農林大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ニ訴願セントスルトキハ其ノ決定ヲ爲シタル養蠶業組合ヲ經由スヘシ

前項ノ規定ハ前條第三項ノ規定ニ依リ農林大臣ニ訴願セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 蠶絲業組合法第九條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五條 異議ノ申立又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

異議ノ申立ニ關シテハ訴願法第五條、第八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第六條 蠶絲業組合解散ヲ爲サントスルトキハ其ノ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 蠶絲業組合ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第八條 蠶絲業組合解散シタルトキハ組合長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ行政官廳清算人ヲ選任ス清算人關ケタルトキ亦同シ

第九條 清算人ハ蠶絲業組合ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算方法及財産處分ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 行政官廳必要ト認ムルトキハ清算方法及財産處分ノ變更ヲ命シ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第十一條 蠶絲業組合合併ヲ爲サントスルトキハ各蠶絲業組合ハ其ノ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

合併ニ因リテ蠶絲業組合ヲ設立セントスル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各蠶絲業組合ノ組合長共同シテ之ヲ爲シ各蠶絲業組合ノ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス前項ノ承認ハ各蠶絲業組合ノ總會ニ於テ組合員半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第二項ノ總會ニ於テハ組合員ハ他ノ組合員ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

第十二條 蠶絲業組合分割ヲ爲サントスルトキハ其ノ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ノ外分割ノ各蠶絲業組合ノ組合員又ハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得總會ヲ開キ命令ノ定ムル所ニ依リ各蠶絲業組合ノ權利義務ノ限度ヲ定メ定款ヲ議定シ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條

合併後存續スル蠶絲業組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル蠶絲業組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル蠶絲業組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ設立シタル蠶絲業組合ハ前條ノ規定ニ依リテ定リタル限度ニ於テ從前ノ蠶絲業組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第十四條 第六條乃至第十條ノ規定ハ蠶絲業組合聯合會及日本中央蠶絲會ニ之ヲ準用ス但シ日本中央蠶絲會ノ解散ノ場合ニ於ケル會員ノ員數ノ計算ニ付テハ蠶絲業組合法第七十四條第二項ノ規定ニ依リ會員タル生絲問屋業組合又ハ生絲輸出業組合ニ以上アル場合ニ於テハ之ヲ一箇ノ生絲問屋業組合又ハ生絲輸出業組合ト看做ス

蠶絲業組合聯合會又ハ日本中央蠶絲會ノ會員前項ノ規定ニ依リ準用スル第六條ノ同意ヲ爲スニ付テハ其ノ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

附 則

本令ハ蠶絲業組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

蠶絲業組合法施行規則

(昭和六年七月十日 農林省令第十七號)

第一章 蠶絲業組合

第一條 蠶絲業組合法第二十二條第一項ノ規定ニ依リ養蠶實行組合ノ届出アリタルトキハ地方長官ハ養蠶實行組合ノ名稱、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタ

ル事項ニ付變更ノ届出アリタルトキ亦同シ

第二條 蠶絲業組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者發起人ト爲リ他ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ地區、創立費用、收支概算及經費ノ分賦收入方法ノ概要ヲ通知シ設立ノ同意ヲ求ムヘシ

第三條 發起人創立總會ヲ召集セントスルトキハ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組合員タル資格ヲ有スル者ニ通知シ且之ヲ公告スヘシ

第四條 創立總會ニ於テハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ他ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

創立總會ノ議長ハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第二十一條ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

第五條 蠶絲業組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ

第六條 創立總會終了シタルトキハ發起人ハ遲滞ナク設立認可申請書ヲ行政官廳ニ提出スヘシ

前項ノ認可申請書ニハ定款、收支豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ記載シタル書面、設立ニ付法定ノ同意アリタルコトヲ證スル書面、創立

費用ノ明細書並ニ議事録ノ謄本ヲ添付スヘシ

第二十四條第四項ノ規定ハ第一項ノ認可申請書ニ之ヲ準用ス

蠶絲業組合法第十七條第一項但書ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依リ添付スヘキ書類ノ外其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第七條 農林大臣蠶絲業組合ノ設立ヲ命シタルトキハ左ニ掲クル事項ヲ告示ス

一、蠶絲業組合ノ種類

二、區域

三、創立委員ノ氏名又ハ名稱及住所

前項第三號ノ創立委員ハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ命ス

第八條 創立委員ハ定款ヲ作成シ農林大臣ニ設立ノ認可ヲ申請スヘシ

蠶絲業組合成立シタルトキハ創立委員ハ互選ニ依リ最初ノ役員ノ就任アル迄組合長ノ職務ヲ行フ者ヲ定ムヘシ

前項ノ組合長ノ職務ヲ行フ者ハ遲滞ナク總會ヲ召集スヘシ

前項ノ總會ニ於テハ役員ヲ選任シ收支豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ議決スヘシ

蠶絲業組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用及其ノ償却方法ハ第三項ノ總會ノ承認ヲ經ヘシ

第九條 蠶絲業組合ノ定款ニハ蠶絲業組合法及同法ニ基キテ發スル命令ニ規定スルモノ、外左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一、目的
二、事業
三、名稱
四、地域
五、事務所所在地
六、役員ニ關スル規定
七、會議ニ關スル規定
八、會計ニ關スル規定

第十條 行政官廳蠶絲業組合ノ設立ヲ認可シタルトキハ其ノ蠶絲業組合ノ名稱、地域、事務所所在地及認可ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十一條 一農會、產業組合又ハ產業組合聯合會ニシテ蠶絲業組合法第三十條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケテ養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得ルモノ左ノ如シ

一、町村農會、市農會又ハ郡農會
二、販賣組合又ハ販賣組合聯合會

第十二條 蠶絲業組合法第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ會則又ハ定款ノ謄本及事業報告書並ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

一、町村農會、市農會又ハ販賣組合ニ在リテハ其ノ會員又ハ組合員ノ數並ニ會員又ハ組合員ニシテ養蠶ヲ爲スモノ及養蠶實行組合ノ組合員タルモノ、數
二、郡農會又ハ販賣組合聯合會ニ在リテハ其ノ會員タル町村農會ノ會員又ハ其ノ所屬組合タル販賣組合ノ組合員ニ付前號ニ掲クル事項

前項ノ書類ノ外行政官廳ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 蠶絲業組合法第三十條第二項ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ事業報告書及脱退ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第十四條 左ニ掲クル者ハ製絲業組合ノ組合員ヨリ之ヲ除外ス

一、玉絲又ハ野蠶絲ノミノ製造ヲ業トスル者
二、座繰ノ方法ニ依リテノミ生絲ノ製造ヲ業トスル者

第十五條 蠶絲業組合ハ組合員名簿ヲ調製シ之ヲ事務所ニ備ヘ置クヘシ

一、組合員ノ氏名又ハ名稱及事務所又ハ營業所
二、經費賦課ノ基礎ト爲ルヘキ事項
組合員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ蠶絲業組合ハ遲滞ナク之ヲ訂正スヘシ
組合員名簿ノ閱覽ヲ求ムル者アリタルトキハ蠶絲業組合ハ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 總會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總會ヲ組織スル者ニ通知スヘシ

前項ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十七條 總會ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ會スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 總會ニ於テハ組合員ハ他ノ組合員ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

第十九條 蠶絲業組合法第三十三條第一項ノ規定ニ依リ總會ノ議決ヲ經ヘキ統制ニ關スル施設左ノ如シ但シ日本中央蠶絲會又ハ蠶絲業組合聯合會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、生産ノ調節ニ關スル施設
二、取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設

第二十條 總會ノ議長ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外組合長ヲ以テ之ヲ充ツ組合長事故アルトキ又ハ蠶絲業組合法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合ニ於テハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ム

第二十一條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲クル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

一、開會ノ日時及場所
二、總會ヲ組織スル者ノ員數

三、出席者ノ員數
四、議事ノ要領

第二十二條 蠶絲業組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十三條 收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ認可申請書ハ毎年二月末日迄ニ行政官廳ニ之ヲ提出スヘシ但シ第八條第四項ノ規定ニ依リ議決シタル收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ認可申請書ハ總會終了後遲滞ナク之ヲ提出スヘシ

第二十四條 蠶絲業組合法第三十三條第一項第三號、第七號及第八號ニ掲クル事項ノ認可申請書ニハ總會ノ議事録ノ謄本ヲ添付スヘシ

定款、收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ變更並ニ借入金ノ認可申請書ニハ理由書ヲ添付スヘシ尚借入金ノ認可申請書ニハ利率、期間、擔保ノ有無及種別、借入先並ニ償還ノ方法ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

統制ニ關スル施設ノ認可申請書ニハ其ノ施設ヲ行ハントスル事由及施設ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

役員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添付スヘシ

第二十五條 事業報告及收入決算ハ次ノ事業年度内ニ總會ノ承認ヲ受ケ遲滞ナク行政官廳ニ之ヲ提出スヘシ

前項ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ得

第二十六條 左ノ場合ニ於テハ蠶絲業組合ハ遲滞ナク其ノ旨行政官廳ニ届出ツヘシ

一、定款ノ施行又ハ事業ノ執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ之ヲ改廢シタルトキ
二、役員ノ退任アリタルトキ
三、清算人ノ就任又ハ退任アリタルトキ

第二十七條 蠶絲業組合ノ役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキ雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十八條 蠶絲業組合ノ解散ノ認可申請書ニハ法定ノ同意アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第二十九條 蠶絲業組合ノ清算結了シタルトキハ清算人ハ清算ニ關スル一切ノ書類ヲ添ヘ其ノ旨行政官廳ニ届出ツヘシ

第三十條 蠶絲業組合ノ合併ノ認可申請書ニハ法定ノ同意アリタルコトヲ證スル書面及合併後存續スル蠶絲業組合又ハ合併ニ因リテ設立スル蠶絲業組合ノ定款ヲ添付スヘシ

第三十一條 蠶絲業組合法施行令第十二條ノ總會ニ於テハ分割ノ各蠶絲業組合ノ權利義務ノ限度ニ付テハ組合員ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決シ分割ノ各蠶絲業組合ノ定款ニ付テハ各蠶絲業組合ノ組合員又ハ組合員タル資格ヲ有スル者各別ニ之ヲ議決ス

前項ノ定款ノ議事ハ分割ノ當該蠶絲業組合ノ組合員又ハ組合員タル資格ヲ有スル者半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第十八條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條 蠶絲業組合ノ分割ノ認可申請書ニハ法定ノ同意アリタルコトヲ證スル書面、分割ノ各蠶絲業組合ノ定款及其ノ權利義務ノ限定ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第三十三條 行政官廳蠶絲業組合ノ解散、合併又ハ分割ヲ認可シタルトキハ其ノ旨ヲ示スヘシ

第二章 蠶絲業組合聯合會及日本中央蠶絲會

第三十四條 道府縣蠶絲業組合聯合會ノ議員ハ其ノ會員タル養蠶業組合ニ於テ其ノ役員又ハ其ノ組合員タル養蠶實行組合、農會、產業組合若ハ產業組合聯合會ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス

全國蠶絲業組合聯合會ノ議員ハ其ノ會員タル道府縣蠶絲業組合聯合會又ハ養蠶業組合ニ於テ道府縣蠶絲業組合聯合會ニ在リテハ其ノ役員中ヨリ、養蠶業組合ニ在リテハ其ノ役員又ハ其ノ組合員タル養蠶實行組合、農會、產業組合若ハ產業組合聯合會ノ役員ノ中ヨリ之ヲ

選任ス

全國産業組合製絲組合聯合會ノ議員ハ其ノ會
員タル産業組合製絲組合ニ於テ其ノ役員又ハ
其ノ組合員タル産業組合若ハ産業組合聯合會
ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス

前三項以外ノ蠶絲業組合聯合會ノ議員ハ其ノ
會員タル蠶絲業組合ニ於テ其ノ役員又ハ組合
員中ヨリ之ヲ選任ス

第三十五條 蠶絲業組合聯合會ノ議員ハ其ノ
故アル場合之ニ代ハルヘキ豫備議員ヲ選任ス
ヘシ

第三十六條 蠶絲業組合聯合會ノ議員及豫備議
員ノ定數ハ會則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十七條 第二十七條ノ規定ハ蠶絲業組合聯
合會ノ議員及豫備議員ニ之ヲ準用ス

第三十八條 蠶絲業組合聯合會ノ總會ノ議長ハ
會則ニ別段ノ定アル場合ヲ餘クノ外會長ヲ以
テ、會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充
ツ會長及副會長共ニ事故アルトキ又ハ蠶絲業
組合第六十八條ノ規定ニ依リ準用スル同法
第三十四條第三項若ハ第五項ノ場合ニ於テハ
出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ム

第三十九條 日本中央蠶絲會設立ノ認可ヲ受ケ
タルトキハ遲滞ナク總會ヲ開キ初年度ノ收支
豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ議決シ其ノ認可
申請書ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第四十條

日本中央蠶絲會ノ議員ハ其ノ會員タ
ル蠶絲業組合聯合會、生絲問屋業組合又ハ生
絲輸出業組合ニ於テ蠶絲業組合聯合會ニ在リ
テハ其ノ役員又ハ議員ノ中ヨリ、生絲問屋業
組合又ハ生絲輸出業組合ニ在リテハ其ノ役員
又ハ組合員ノ中ヨリ之ヲ選任ス

第四十一條 日本中央蠶絲會ノ議員ノ定數ハ三
十人以内トシ各會員ニ付之ヲ同數ニ配當スヘ
シ

前項ノ會員ニ付テハ蠶絲業組合法第七十四條
第二項ノ規定ニ依リ會員タル生絲問屋業組合
又ハ生絲輸出業組合ニ以上アル場合ニ於テハ
之ヲ各一箇ノ會員ト看做ス

第四十二條 日本中央蠶絲會ノ議員ハ其ノ役員
事故アル場合之ニ代ハルヘキ豫備議員ヲ選任スヘ
シ

前二條ノ規定ハ前項ノ豫備議員ニ之ヲ準用ス
第四十三條 第二十七條ノ規定ハ日本中央蠶絲
會ノ議員、豫備議員及特別議員ニ之ヲ準用ス

第四十四條 日本中央蠶絲會ノ會員ノ行フ蠶絲
業ノ統制ニ關スル施設ニシテ蠶絲業組合法第
七十八條第一項ノ規定ニ依リ日本中央蠶絲會
ノ承認ヲ受クルコトヲ要スルモノ左ノ如シ但
シ日本中央蠶絲會ノ決議ニ依リ行フモノニ付
テハ此ノ限ニ在ラス

一、生産ノ調節ニ關スル施設
二、取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設

第四十五條

前項第一項ニ規定スル施設ニ付日
本中央蠶絲會ノ會員ノ農林大臣ニ提出スル認
可申請書ニハ日本中央蠶絲會ノ認可アリタル
コトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第四十六條 第二條、第三條、第四條第三項、
第四項、第五條、第六條第一項乃至第三項、
第九條、第十條、第十六條、第十七條、第十
九條、第二十一條乃至第二十九條及第三十三
條ノ規定ハ蠶絲業組合聯合會及日本中央蠶絲
會ニ之ヲ準用ス但シ第三條及第十六條中二週
間トアルハ蠶絲業組合法第五十七條第二號乃
至第七號ノ蠶絲業組合聯合會及日本中央蠶絲
會ニ在リテハ之ヲ三週間トス第七條及第八條
ノ規定ハ蠶絲業組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第三十六條及第三十八條ノ規定ハ日本中央蠶
絲會ニ之ヲ準用ス但シ第三十八條中第六十八
條トアルハ之ヲ第七十九條トス

第三章 蠶絲業組合及道府縣蠶絲業組合聯合會

第四十七條 蠶絲業組合及道府縣蠶絲業組合
聯合會ヨリ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長
官ヲ經由スヘシ

前項ノ組合會又ハ總會ニ於テハ之ヲ組織スル
者ノ半數以上出席シ其ノ表決權ノ三分ノ二以
上ヲ以テ議決スルコトヲ要ス

第六條第二項及第三項ノ規定ハ第二項ノ認可
ノ申請ニ之ヲ準用ス

農林大臣蠶絲業組合法附則第二項ノ認可ヲ爲
シタルトキハ其ノ蠶絲業組合ノ名稱、地區、
事務所ノ所在地及認可ノ年月日ヲ告示ス其ノ
告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第四十八條

左ノ場合ニ於テハ地方長官ハ農林
大臣ニ報告スヘシ

一、養蠶業組合ノ設立、解散、合併又ハ分割
ヲ認可シタルトキ

二、蠶絲業組合法第十二條ノ規定ニ依リ命令
ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ同法第十三條ノ
規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキ

三、養蠶實行組合ノ設立ノ届出アリタルトキ

四、蠶絲業組合法第三十三條第一項第三號又
ハ第七號ニ掲グル事項ノ認可ヲ爲シタルト
キ

第四十九條 蠶絲業組合法第十二條及第十三條
ニ於テ行政官廳ト稱スルハ地方長官及農林大
臣トス

蠶絲業組合法第六十八條、第七十九條ノ規定
ニ依リ準用スル同法第十二條及第十三條ニ於
テ行政官廳ト稱スルハ道府縣蠶絲業組合聯合
會ニ在リテハ地方長官及農林大臣トシ其ノ他
ノ蠶絲業組合聯合會及日本中央蠶絲會ニ在リ
テハ農林大臣トス

蠶絲業組合法第二十二條第一項ニ於テ行政官
廳ト稱スルハ地方長官トス

蠶絲業組合法第二十七條第一項、第三十條、
第三十三條第二項及第三十四條第三項、第四
項ニ於テ行政官廳ト稱スルハ地方長官トス但
シ道府縣ノ區域ヲ地區トスル養蠶業組合ニ付
テハ農林大臣トス

蠶絲業組合法第四十五條、第五十一條、第五
十六條、第六十八條及第七十九條ノ規定ニ依
リ準用スル同法第二十七條、第三十三條第二
項及第三十四條第三項、第四項ニ於テ行政官
廳ト稱スルハ農林大臣トス

蠶絲業組合法施行令第六條、第八條第二項、
第九條第二項、第十條、第十一條第一項及第
十二條並ニ本則第二十五條、第二十六條及第
二十九條ニ於テ行政官廳ト稱スルハ養蠶業組
合（道府縣ノ區域ヲ地區トスル養蠶業組合ヲ
除ク）ニ在リテハ地方長官トシ道府縣ノ區域
ヲ地區トスル養蠶業組合及養蠶業組合以外ノ
蠶絲業組合ニ在リテハ農林大臣トス

蠶絲業組合法施行令第十四條第一項ノ規定ニ
依リ準用スル同法第六條、第八條第二項、第
九條第二項及第十條並ニ本則第四十六條第一
項ノ規定ニ依リ準用スル本則第二十五條、第
二十六條及第二十九條ニ於テ行政官廳ト稱ス
ルハ農林大臣トス

附 則

本令ハ蠶絲業組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
重要物産同業組合法ニ依リ道府縣ヲ地區トシ
設置シタル蠶絲業者ノ同業組合蠶絲業組合法
ニ依ル蠶絲業組合ト爲ラントスル場合ニ於テ
ハ組合會又ハ總會ヲ開キ蠶絲業組合ノ定款ヲ
議定シ役員ヲ選任シ收支豫算及經費ノ分賦收
入方法ヲ議決シ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

蠶絲業法中左ノ通改正ス
第十一條ノ二第一項中「同業組合」ヲ「蠶絲業組
合、同業組合」ニ改ム
第二十九條乃至第三十四條 削除
第三十五條ノ二中「同業組合」ヲ「蠶絲業組合、
同業組合」ニ改ム
第三十六條中「又ハ同業組合」ヲ「又ハ蠶絲業組
合、同業組合」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定
ム
（參照）
明治四十四年三月二十九日公布法律第四十七
號蠶絲業法抄錄
第十一條ノ二第一項

同業組合法、同業組合聯合會又ハ蠶種製造者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前條ノ検査ニ代ヘ組合員、所屬組合ノ組合員又ハ自己ノ製造スル蠶種ニ關シ検査ヲ行フコトヲ得

第二十九條 前條ノ同業組合聯合會及一府縣以上ノ區域トスル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セザル者ハ相互ノ氣脈ヲ通シ及蠶絲類ノ海外貿易ノ發展其ノ他蠶絲業ノ利益増進ヲ圖ル爲全國ヲ地區トシテ蠶絲業同業組合中央會ヲ設置スルコトヲ得

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ニ掲ケタル者ノ外同業組合聯合會ニ加入セザル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ蠶絲業同業組合中央會ニ加入スヘキ者ヲ指定スルコトヲ得

第三十條 蠶絲業同業組合中央會ノ設置ヲ發起セムトスル者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ前項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ同業組合聯合會、一府縣以上ノ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セザル者及前條第二項ノ規程ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第三十一條 蠶絲業同業組合中央會成立シタルトキハ同業組合聯合會、一府縣以上ノ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セザル者及第二十九條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ規定シタル同業組合ハ之ニ加入スヘシ

第三十二條 蠶絲業同業組合中央會ノ會議ハ之ヲ組織スル同業組合聯合會及同業組合ニ於テ同業組合ノ組合員中ヨリ選舉シタル議員ヲ以テ組織スヘシ

主務大臣ハ蠶絲業同業組合中央會ノ議員定數ノ五分ノ一ヲ超エザル特別議員ヲ命スルコトヲ得

第三十三條 蠶絲業同業組合中央會議員ノ定數配當及選出方法並役員ノ名稱選任及解任及權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 重要物産同業組合法第六條、第七條及第十一條乃至第十六條ノ規定ハ蠶絲業同業組合中央會ニ之ヲ準用ス

第三十五條ノ一 行政官廳ハ同業組合、同業組合聯合會又ハ蠶種製造者カ第十一條ノ二ノ規定ニ依リ行フ検査ニ關シ検査ヲ補正ヲ爲サシメ合格ノ決定ヲ取消シ封印ノ抹消ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 當該官吏員又ハ同業組合若ハ同業組合聯合會ノ検査員ハ自己ノ親族又ハ同居者ニ對シ第十一條、第十一條ノ二及第十七條ノ検査ヲ爲スコトヲ得ス

輸出生絲検査法中改正法律 (法律第二十六號) (昭和六年三月廿八日) 輸出生絲検査法中左ノ通改正ス

第一條第一項及第二條第一項中正量ノ下ニ及品位ヲ加フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前ノ買契約ニ因ル生絲ノ受渡及其ノ生絲ノ輸出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ適用セザルコトヲ得輸出ヲ業トスル者カ本法施行前輸出ノ目的ヲ以テ買入ヲ了シ又ハ輸出ノ委託ヲ受ケタル生絲ノ輸出ニ付亦同シ

(參照) 大正十五年三月二十九日公布法律第三十五號 輸出生絲検査法抄録

第一條 生絲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ正量ニ付國ノ生絲検査所ノ検査ヲ受ケタルモノニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

主務大臣必要アリト認ムルトキハ公共團體ノ設クル生絲検査所ヲシテ前項ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條第一項 生絲ハ前條ノ検査ニ依ル正量ニ依ルニ非サレハ輸出ノ目的ヲ以テ其ノ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

貯蓄銀行法改正法律抄 (法律第四十一號) (昭和六年三月卅一日) 貯蓄銀行法中左ノ通改正ス

第十四條 産業組合中央金庫ハ必要アリト認メタル場合ニ於テハ擔保ヲ徵シテ前條第一號及第二號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

有畜農業獎勵規則 (農林省令第一六號) (昭和六年七月六日)

第一條 農林大臣ハ有畜農業ノ普及發達ヲ圖ル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲ケル場合ニ於テ其ノ施設ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス (中略)

三、有畜農業ニ關スル共同ノ施設事業ヲ行フ組合又ハ産業組合カ其ノ事業ニ關シ左ニ掲ケル施設ヲ爲ス場合

- (一) 家畜又ハ家禽ノ購入
- (二) 家畜又ハ家禽ノ飼養管理ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置
- (三) 飼料作物又ハ藪草ノ改良増産ニ必要ナル土地ノ整備又ハ之ニ必要ナル工作物若ハ器具機械ノ設置
- (四) 飼料ノ調製又ハ貯藏ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置
- (五) 畜産物ノ處理加工ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置
- (六) 畜力又ハ厩肥ノ利用ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置

六、國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ割賦販賣

七、國債其ノ他前號ニ掲ケル有價證券ノ募集又ハ其ノ元利金支拂ノ取扱

出資額以外ノ持分當禁止 期限ノ明示

大正十五年農林省令第九號中左ノ通改正ス

昭和六年七月三十日

農林大臣 町 田 忠 治

附則第三項中「當分ノ内」ヲ「昭和七年七月三十一日迄」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照條文)

施行規則附則第二次第三項左ノ如シ
本令施行ノ際現ニ拂込ミタル出資額以外ノ持分ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ行フ旨ヲ定款ヲ以テ定メタル組合又ハ聯合會ノ剩餘金ノ配當ニ付テハ大正十五年十二月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル前項ノ組合又ハ聯合會前項ノ期日迄ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ剩餘金ノ配當ニ付當分ノ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

産業組合中央金庫法改正

(法律第六十三號) (昭和六年五月廿二日)

産業組合中央金庫法中左ノ通改正ス

第十三條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第二號ヲ第三號ニ改メ以下順次繰下ク

二、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔保ヲ徵セスシテ三十箇年以内ノ年賦償還交付ヲ爲スコト但シ其ノ金額ハ拂込出資金及産業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超エザルモノトス

同條ニ左ノ二號ヲ加フ

六、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲ニ有價證券ノ保護預リヲ爲スコト

七、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲ニ有價證券ノ委託買買ヲ爲スコト

第十四條中「第一號及第二號」ヲ「第一號乃至第三號」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

大正十二年四月六日公布法律第四十二號産業組合中央金庫法抄録
第十三條 産業組合中央金庫ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

- 一、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔保ヲ徵セスシテ五箇年以内ノ定期償還交付ヲ爲スコト
- 二、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

次第ナルコト

(ロ)借入申込ニ關シテハ左記事項御取調相成度コト
一、利用倉庫ハ自己倉庫ナリヤ借入倉庫ナリヤ

二、倉庫ノ所在
三、倉庫ノ構造、建坪、收容力及保管ノ方法

四、營業倉庫ノ證券擔保ノ場合ハ保管倉庫ノ名稱

追而保管ヲ擔保トシテ御貸出相成際モ其保管方法、品質及價格等適正ナル場合ハ本資金ニ準シ御取扱可申上尙取貯藏ニ關シ期日ニ至リ更ニ必要有ル場合ニハ其事情ニ應シ貸付期限ヲ延長スルコトモ可有之ニ付御含置相成度爲念申添候也

米穀資金貸出取扱要項

(昭和四年十一月改正)

米穀資金ハ本手續ニ依リ貸出ヲ爲スモノトス
一、貸出金ノ用途

(一) 産業組合ニシテ農業倉庫ヲ經營スルモノ又ハ販賣組合聯合會ノ左ノ資金

(イ) 保管受寄米ニ對スル貸付資金

(ロ) 販賣受託米ニ對スル假渡資金

(二) 前號ノ資金トシテ貸付スヘキ道府縣信用組合聯合會ノ資金

二、貸出ノ方法

(一) 産業組合ニシテ農業倉庫ヲ經營スルモノ又ハ販賣組合聯合會ニ對シテハ特約若ハ普通ノ手形貸付、手形割引又ハ當座貸越ニ依ル、但シ手形割引ハ荷付爲替手形又ハ販賣先ノ引受アル爲替手形ニ限ル

(二) 道府縣信用組合聯合會ニ對シテハ特約若ハ普通ノ手形貸付又ハ手形割引ニ依ル

三、保證人及擔保

(一) 組合ニ對シテハ信用組合聯合會ノ保證ヲ求ムルノ外當該組合役員ノ保證ヲ求ムルコトアルモノトス

信用組合聯合會ニ對シテハ保證ヲ爲シタル組合ヨリ其ノ保證ノ擔保トシテ農業倉庫證券(證券發行ノ慣習ナキ組合ハ入庫票)ノ徵收ヲ要求スルコトアルモノトス

(二) 金庫本支所ニ販賣代金取立ノ便宜アルカ又ハ其ノ他特別ノ事由アル組合ニ對シテハ信用組合聯合會ノ保證ニ依ラサルコトアルモノトス

右ノ場合ニ於テハ金庫ハ農業倉庫證券(證券發行ノ慣習ナキ組合ハ入庫票)ヲ擔保ニ徵スルコトアルモノトス

(三) 當金庫カ徵スル擔保ハ組合又ハ聯合會ノ申出ニ依リ便宜信用組合聯合會ニ保管ヲ委託スルコトアルモノトス

(四) 販賣組合聯合會ニ對シテハ其ノ役員及

信用組合聯合會ノ保證ヲ求ムルコトアルモノトス

(五) 道府縣信用組合聯合會ニ對シテハ役員ノ保證ヲ求ムルコトアルモノトス

四、利率

(一) 信用組合聯合會ニ對スル金庫普通手形貸付利率ヲ基準トシ組合ニ對シテハ日歩一厘高、販賣組合聯合會ニ對シテハ同率、信用組合聯合會ニ對シテハ日歩一厘安トスルモノトス

(二) 信用組合聯合會ノ貸付利率ハ日歩二厘以內タルコト、ス

五、保證手数料

信用組合聯合會ノ保證ニ對シテハ組合ノ場合ハ日歩二厘、販賣組合聯合會ノ場合ハ日歩一厘ノ手数料ヲ金庫ヨリ支拂フモノトス

六、金庫直接貸出金ニ對スル擔保品ノ保管ヲ信用組合聯合會ニ委託スル場合ニハ保管検査及監視ノ費用ヲ金庫ヨリ別途信用組合聯合會ニ支拂フコトアルモノトス

七、擔保價格

擔保價格ハ時價ノ八割以內ニ於テ定ムルモノトス、但シ米ノ時價ハ産地、東京又ハ大阪正米相場ヲ參酌シテ定ムルモノトス

八、受託米ヲ當金庫本支所々在地又ハ其ノ附近ニ販賣シタル場合ノ爲替手形ニ付テハ左ノ條件ニ依ルモノニ限り一定ノ基本契約ヲ締結シ

手形ノ引受前ノ割引ニ應スルモノトス

(一) 當金庫本支所ニ於テ手形金取立ノ便アルコト

(二) 當金庫本支所ニ豫メ預金又ハ有價證券ヲ擔保ニ差入レ置クコト

(三) 割引限度ハ擔保價格以內タルコト

産業組合 米穀應急對策低利資金
中央金庫 取扱要項

取扱要項

一、本資金ハ産業組合カ昭和五年産米又ハ支米ヲ昭和六年十月末日迄貯藏スル組合員ニ對シテ貸付スル資金トシテ貸出スルモノトス

二、貸出ノ方法

産業組合及産業組合聯合會ニ對シテ貸出スルモノトシ原則トシテ道府縣區域信用組合聯合會ノ保證ニヨルモノトス、但道府縣區域信用組合聯合會ヨリ其所屬組合又ハ所屬聯合會ニ轉貸スル資金ハ金庫ヨリ直接同聯合會ニ貸出スルモノトス

三、貸出ノ金額

貯藏シタル米又ハ支米ノ時價ノ範圍以內トス

四、貸出ノ期間

三ヶ年以内ノ分割償還貸付(利拂ハ年二回)トシ第一年度ハ其三分ノ一以上ヲ一回ニ支拂ヒ殘額ハ一年二回二ヶ年以内ニ分割償還スルモノトス

五、貸出ノ形式

六、貸出ノ利率

金庫貸出利率ハ年五分(手形ノ場合ハ日歩一錢三厘五毛)トシ組合ノ組合員ニ對スル貸出利率ハ直接貸出ノ場合年五分六厘以內信聯保證又ハ轉貸貸出ノ場合年五分九厘以內タルコトアルモノトス

七、手数料

イ、保證貸出ノ場合ニハ金庫ハ聯合會ニ對シテ一年一厘ノ調査手数料ヲ交付シ同聯合會ハ債務者タル組合又ハ聯合會ヨリ年三厘以內ノ保證手数料ヲ徵スルコトヲ得ルモノトス、道府縣區域信用組合聯合會カ其ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ貸出スル資金ヲ融通スル場合ニハ當金庫ハ同聯合會ニ對シテ調査料實費トシテ年一厘ヲ交付シ同聯合會ハ年五分三厘以內ニテ貸出スルモノトス

八、貸付ノ條件

貸出ハ原則トシテ信用貸付トシ場合ニ依リ米穀其他ノ擔保ヲ徵スルコトアルモノトス

九、取扱期間

本資金ノ貸出取扱ハ昭和六年六月末日迄トス

十、借入申込ニ要スル書類
イ、借入申込書

ロ、米又ハ支米貯藏見込數量及其貯藏並ニ監視ノ方法

ハ、貯藏場所ノ所在、所有者、構造、延坪、收容力(支米)

ニ、最近ノ試算表

ホ、事業報告書

ヘ、定款

但イ、道府縣區域信用組合聯合會カ其ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對スル轉貸資金ヲ申込ム場合ハ組合別ニ右書類ヲ提出スルコト

ロ、保證貸出ノ場合ハ保證貸出意見書ヲ添付スルコト

十一、本資金ノ貸付ヲ受ケタル米又ハ支米ノ貯藏者ハ農林省ノ承諾ヲ受クルニアラサレハ昭和六年十月以前ニ其貯藏ヲ廢スル事ヲ得サルモノトス

十二、本資金ノ貸付ヲ受ケタル者ハ農務局長通牒「米又ハ支米貯藏要項」ニ從フコトヲ要スルモノトス

十三、本資金ノ貸出ハ本要項ニ規定ナキモノニ付キテハ預金部地方資金貸付規程ニ準據スルモノトス

一、貯藏場所
イ、農業倉庫又ハ營業倉庫

(ロ) 役場、農會、水利組合、産業組合、耕

地整理組合、畜産組合等ノ事務所構内、倉庫、物置、納屋、作業場等ニシテ粗又ハ支米ノ貯蔵並監視ニ適當ナル場所

(ハ) 倉庫、信用確實ナル個人ノ倉庫、土蔵邸内、農舎等ニシテ粗又ハ支米ノ貯蔵並監視ニ適當ナル場所

二、貯蔵ノ設備

粗又ハ支米ノ貯蔵保管ニ適スル農業倉庫又ハ營業倉庫以外ノ場所ニ保管スル場合ハ貯蔵ノ完全ヲ期スル爲左ノ如キ設備ヲ適當ニ施設スルコト

- (イ) 通風並防湿、防濕設備
- (ロ) 雨漏並鼠害、虫害防除設備
- (ハ) 火災、盜難豫防設備

三、監 督

本資金ノ融通ヲ受ケタル者ハ農業倉庫證券又ハ倉庫證券若ハ入庫票等ヲ擔保又ハ見返トシテ資金借入先ニ提出シタル場合ヲ除クノ外特ニ左ノ監督ヲ受クルノ義務アルモノトス官廳市町村又ハ農會及産業組合中央金庫又ハ産業組合ヨリ粗又ハ支米貯蔵ニ關スル指揮並監視ヲ受ケ報告書ノ提出其ノ他必要ナル指示ニ從フコト

昭和五年度産米及粗ニ對スル

資金貸出取扱要項

(昭和五年十一月定之)

昭和五年度産米及粗ニ對スル資金ノ貸出ハ本手

續ニ依リ取扱フモノトス

一、本要項ハ昭和五年度産米及粗ニ對スル中央金庫普通資金ノ貸出ニノミ適用スルモノトス

二、本要項ニ規定ナキ各項ニ付キテハ昭和四年拾壹月改正ニカ、ル「米穀資金貸出取扱要項」ニ據ルモノトス

三、貸出金ノ用途

- 一、産業組合ニシテ農業倉庫ヲ經營スルモノ又ハ販賣組合聯合會ノ左ノ資金
 - イ、保管受寄米ニ對スル貸付金
 - ロ、販賣受寄米ニ對スル假渡金
- 二、前號ノ資金トシテ貸付スヘキ道府縣信用組合聯合會ノ資金
- 三、農業倉庫業ヲ營マサル信用組合又ハ販賣組合カ自己ノ倉庫又ハ借入倉庫ニ米穀ヲ保管シテ之ヲ擔保トシテ貸出ス場合其ノ貸付資金又ハ假渡資金
- 四、確實ナル營業倉庫ノ倉庫證券ヲ擔保トスル貸付資金
- 五、前二號ノ資金トシテ貸付スヘキ道府縣信用組合聯合會ノ資金

但

- 一、入庫品ニ對シテハ必ス火災保險ヲ付スルコトヲ要スルモノトシ尙前第三號ノ場合ノ倉庫ハ組合ノ手ニ於テ直接且充分ニ其ノ保管ノ監視ヲ爲シ得ルコトヲ要スルモノトス
- 二、第三號以下ノ取扱ハ農業倉庫ナキ地域又

ハ既存ノ農業倉庫カ既ニ満倉シタルカ或ハ其他ノ事情ニ依リ利用シ難キ場合ニ適用スヘキモノトス

四、貸出ノ利率

昭和六年五月末迄左ノ利率ヲ適用スルモノトス

一、組合ニ對スル貸出利率

- 日步壹錢六厘五毛
- 一、道府縣信用組合聯合會ニ對スル貸出利率
 - 日步壹錢五厘
- 一、道府縣信用組合聯合會ノ貸付利鞘又ハ同會ノ保證ニ對スル手数料
 - 日步壹厘五毛

但 北海道ニ對スル利率ハ左ノ如シ

- 一、組合ニ對スル貸出利率
 - 日步壹錢八厘以内
- 一、道府縣信用組合聯合會ニ對スル貸出利率
 - 日步壹錢五厘
- 一、同會ノ貸付利鞘又ハ同會保證ニ對スル手数料
 - 日步參厘以内

五、粗ニ對スル資金貸出

粗ニアリテハ其ノ品質及價格適正ニシテ且其ノ保管方法適當ナリト認ムル場合ハ本要項ヲ適用スルモノトシ尙昭和六年五月末日ニ至リ更ニ必要アル場合ハ其ノ事情ニ徴シ貸出期間ヲ更ニ延長スルコトアルモノトス

養蠶應急資金融通要綱

(昭和六年一月二十五日通牒)

(昭和六年六月二十五日通牒)

一、融通總額

金四千五百萬圓以内

二、融通ノ形式

勸業債券、農工債券、北海道拓殖債券及産業債券ノ引受ニ依ル

日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及産業組合中央金庫ハ右債券ノ發行ニ依リ得タル資金ヲ信用組合若ハ信用組合聯合會ヲ經由シテ又ハ直接ニ産業組合、産業組合聯合會及養蠶者ニ貸付クルモノトス但シ養蠶者ニ貸付クル場合ハ八十人以上ノ連帶債務ト爲スコトヲ要ス

三、利率

預金部ノ債券引受利率ハ年四分五厘、銀行及中央金庫ノ貸付利鞘ハ年五厘以内、信用組合ノ貸付利鞘ハ年七厘以内、信用組合聯合會ノ貸付利鞘ハ年三厘以内トス

四、償還期限

一箇年以内

五、支 途

- (1) 本省助成乾繭組合ノ寄託金ニ對スル資金
- (2) 組合製糸ノ供繭中其ノ工場ニ於テ消化シ得サル繭ニ對スル資金
- (3) (1)及(2)以外ノ産業組合又ハ養蠶者ノ十人以上ノ連帶ニシテ乾繭保管ヲ爲ス者ノ繭ニ對スル資金

(4) 産業組合又ハ養蠶者ノ十人以上ノ連帶ニシテ委託製糸ヲ爲ス者ノ繭ニ對スル資金

昭和六年度養蠶應急資金

取扱要項

(昭和六年六月定之)

- 一、本資金ハ産業組合及産業組合聯合會ニ對シ貸出スルモノトス
- 二、貸出ハ原則トシテ道府縣區域信用組合ノ保證ニ依ルモノトス
- 道府縣區域信用組合聯合會ヨリ其ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ轉貸スル資金ハ金庫ヨリ同聯合會ニ貸出スルモノトス
- 三、資金ノ用途ハ左ノモノニ限ルモノトス
 - 1 農林省助成乾繭組合ノ寄託金ニ對スル資金
 - 2 組合製糸ノ供繭中其ノ工場ニ於テ消化シ得サル繭ニ對スル資金
 - 3 1及2以外ノ産業組合又ハ組合員ノ保管繭ニ對スル資金
 - 4 産業組合又ハ組合員カ製絲委託ヲ爲ス繭ニ對スル資金(組合製糸ノ分ハ2ニ依ル)
- 四、貸出ノ期間ハ壹箇年以内トス
- 五、貸出ノ形式ハ原則トシテ手形貸付トシ百八十日以内ニ於テ期間ヲ定メ切替ニ應スルモノトス
- 六、貸出利率ハ直接貸出、保證貸出共年五分(日步壹錢參厘五毛)トス

但イ、保證貸出ノ場合ニハ當金庫ハ道府縣區域信用組合聯合會ニ對シ年壹厘ノ調査手数料ヲ交付シ同聯合會ハ債務者タル組合又ハ聯合會ヨリ年參厘以内ノ保證手数料ヲ徴スルコトヲ得ルモノトス

ロ、道府縣區域信用組合聯合會カ其ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ貸出ス資金ヲ融通スル場合ニハ當金庫ハ同聯合會ニ對シ調査料實費トシテ年壹厘ヲ交付シ同聯合會ハ年五分參厘以内ニテ貸出スモノトス

組合ノ組合員ニ對スル貸出利鞘ハ年七厘以内トス

- 七、貸出ハ信用貸付若ハ擔保貸付トシ擔保ハ乾繭又ハ生絲トス
- 八、本資金ノ貸出ハ昭和六年十二月末日ヲ以テ打切ルモノトス
- 九、借入申込ニ要スル書類左ノ如シ
 - 1 借入申込書
 - 2 本資金貸付見込調(別紙様式ニ依ル)
 - 3 最近試算表
 - 4 最近年度ノ事業報告書
 - 5 定 款

但イ、前4、5ニ掲クル書類ハ當金庫ニ對シ既ニ提出シアル場合ハ重ネテ提出ノ要ナキコト

ロ、保證貸出ノ場合ハ保證貸出意見書ヲ添附スルコト

有、末吉信用購買販賣利用組合
第十七次(昭和三年)
有、青柳信用購買販賣利用組合

有、河合信用購買販賣利用組合
第十八次(昭和四年)

有、眞島信用購買販賣利用組合
第十九次(昭和五年)

有、眞島信用購買販賣利用組合
長野縣更級郡眞島村

第六節 産業組合大會並協議會

第一 全國的のもの

一、全國産業組合大會

大會順次	期	間	會場	來會者數	協議問題件數	
					中央會提出	支會及會員提出
第一回	明治三十八年五月十一—十二日		東京市三會堂	四二	—	四三
第二回	同三十九年五月八—十日		農商務省會議室	一八〇	二二	二六
第三回	同四十年四月八—十日		同上	二七〇	四	一四
第四回	同四十一年四月八—十日		同上	二〇〇	五	一一
第五回	同四十二年四月八—十日		同上	四〇〇	三	二〇
第六回	同四十三年五月七—九日		名古屋市縣會議事堂	一、二〇〇	四	一三
第七回	同四十四年四月二十八—三十日		農商務省會議室	四〇〇	二	一三
第八回	同四十五年五月二十一—二十三日		兵庫縣明石町公會堂	一、四〇〇	四	三三
第九回	大正二年五月十六—十八日		長野市縣會議事堂	一、八〇〇	四	二六
第十回	同三年十一月五—七日		廣島市西本願寺別院	二、〇〇〇	四	二四

第十一回	同四年五月四—六日		東京市共立女子職業學校	一、〇〇〇	—	三二
第十二回	同五年五月四—六日		新潟市物産陳列館	二、〇〇〇	—	一五
第十三回	同六年五月三—五日		大津市公會堂	二、三〇〇	—	一七
第十四回	同七年四月二十七—二十九日		東京市共立女子職業學校	一、二〇〇	—	二八
第十五回	同八年四月二十五—二十七日		岡山市	二、五〇〇	—	二九
第十六回	同九年四月二十五—二十七日		宇治山田市	二、五〇〇	—	三四
第十七回	同十年五月八—十日		大分市	三、五〇〇	—	三一
第十八回	同十一年四月二十一—二十二日		東京市國技館	一、〇〇〇	—	三二
第十九回	同十二年四月二十五—二十七日		仙臺市公會堂	三、〇〇〇	—	二四
第二十回	同十三年四月十四—十六日		福岡市縣廳構内	五、〇〇〇	—	四一
第二十一回	同十四年四月十五—十七日		山口市公會堂	五、五〇〇	—	二二
第二十二回	同十五年八月七—八日		札幌市大通小學校	五、〇〇〇	—	四五
第二十三回	昭和二年十月一—二日		静岡市師範學校	六、七〇〇	—	五二
第二十四回	同三年四月二十六—二十七日		東京市青山日本青年館	三、〇〇〇	—	四四
第二十五回	同四年四月二十六—二十七日		松江市城山	四、〇〇〇	—	四四
第二十六回	同五年四月三十日—五月一日		岐阜市公會堂	三、〇〇〇	—	四四
第二十七回	同六年五月九日—十日		高松市玉藻城趾	八、〇〇〇	—	二六

二、全國産業組合協議會

産業組合の實地指導に當る者をして指導し、且つ農林、大藏、司法、各省當局の導上必要な事項に付研究する爲め、各府縣郡及び支會等の主事及び主事補を集

め、且つ農林、大藏、司法、各省當局の講演を聴きたりしが其の開催數、期間、出席者數等を擧ぐれば左の如し。

開催數	期	間	會場	出席者數	研究問題件數
第一回	大正十年	自一月十一日至一月十五日 一週間	産業組合中央會	一〇四	七八
第二回	同	自一月十六日至一月二十日 一週間	同	七四	七四
第三回	同	自一月二十四日至一月二十八日 一週間	同	七二	四一
第四回	同	自二月三日至二月七日 一週間	同	七五	六八
第五回	昭和二年	自五月二十六日至五月三十一日 一週間	同	一一一	八九
第六回	同	自五月二十六日至五月三十一日 三日間	同	一二六	三四
第七回	同	自五月二十七日至五月三十一日 三日間	同	一二四	四〇
第八回	同	自五月三十一日至六月三日 三日間	同	一〇一	四五

三、全國市街地信用組合協議會 經營上其他に於て攻究協議すべきもの合の發達に關し協議を爲すものなり。概市街地信用組合の設立後日尙ほ淺く、の尠なからさりしを以て、市街地信用組合の發達に關し協議を爲すものなり。概況を掲ぐれば左の如し。

開催數	期	間	開催地	出席者數	協議問題件數
第一回	大正十年	十一月十五日 二日間	東京市	?	二九
第二回	同	十一月十七日 三日間	神戶市	一一四	二六

四、全國生絲販賣組合協議會

開催數	期	間	會場	出席者數	協議問題件數
第三回	同	自十一月二十六日至十二月三日 三日間	浦和市	一一六	三三
第四回	同	自九月三日至九月三日 三日間	大和市	二四三	三三
第五回	昭和二年	自九月四日至九月四日 二日間	秋田市	一四一	四三
第六回	同	自十月十一日至十月十一日 二日間	廣島市	二七三	三三
第七回	同	自十月六日至十月六日 二日間	東京市	二七〇	二〇
第八回	同	自十月七日至十月七日 二日間	京都市	二四六	三三

開催數	開催年月日	主催者	會場	出席縣數	出席者數	協議問題件數
第一回	大正十三年四月二十五、六日	長野支會	松本市松本中學校	二十一府縣	五一〇	八
第二回	同	群馬支會	高崎市	二十五府縣	三六四	一三
第三回	同	埼玉支會	熊谷町高等女學校	全	六二四	一二
第四回	昭和二年十月二十三、四日	長野支會	上諏訪町上諏訪小學校	同上	八〇〇	一四
第五回	同	中央會	神戸市縣會議事堂	二十府縣	七二	七
第六回	同	中央會	東京市赤坂溜池三會堂	二十二府縣	一〇五	六

五、全國農業倉庫協議會

縣道府名	會名	開催地	開催年月日	關係府縣名	來會者數	備考
青森	第一回 北海道東北六縣支會役員協議會	青森市 縣會議事堂	大正十年八月廿九日	北海道及東北六縣	二二	
北海道	第二回 同	北海道 道會議事堂	大正十二年八月十六日	同	二二	
秋田	第三回 同	秋田縣 縣會議事堂	大正十三年六月十五日	同	二五	
山形	第四回 同	山形市 縣農會館	大正十五年三月十八日	同	四六	
福島	第五回 同	福島市 縣會議事堂	大正十五年八月二十四日	同	三六	
岩手	第六回 北海道東北六縣支會組合關係者協議會	盛岡市 縣會議事堂	昭和二年七月廿一日	同	一〇〇	
宮城	第七回 同	仙臺市 縣會議事堂	昭和三年五月四日	同	八〇	
青森	第八回 同	青森市 公會堂	昭和四年九月十二日	同	九〇	
群馬	產業組合大會	前橋市	明治四十三年十月十九日	東京、神奈川、新潟、埼玉、長野、山形、栃木、茨城、山梨、福島、宮城、山形、岩手、青森、群馬	五〇〇	
富山	一府八縣產業組合大會	上野川村	大正二年九月十五日	東京、新潟、栃木、群馬、滋賀、岐阜、福井、石川、富山	九五七	
富山	第一回 北陸四縣聯合農業倉庫研究會	富山市	大正九年九月六日	新潟、石川、福井、富山	一五七	
新潟	第二回 同	新潟市	大正十年十月十八日	富山、石川、福井、新潟	九五	
石川	第三回 同	金澤市	大正十一年十一月二日	新潟、富山、石川、福井	二〇〇	

第二地方的もの

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題件数
第一回	昭和二年七月四、五日	東京三會堂	一八〇	四二
第二回	昭和四年五月二十二、三日	同	一五二	一九
第三回	昭和五年十一月十七、八日	同	二六五	一七
第四回	昭和六年十月七、八日	同	一四二	一一

六、全國電氣利用組合協議會

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題件数
第一回	昭和四年五月二十七、八日	産業組合中央會	四二	一三

七、全國販賣購買組合聯合協議會

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題件数
第一回	昭和四年九月二十八、九日	産業組合中央會	七二	二

八、全國消費組合協議會

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題件数
第一回	昭和六年二月二十五、七日	産業組合中央會	五〇	三

佐賀	鹿兒島	熊本	福岡	福岡	沖繩	長崎	大分	宮崎	滋賀	大阪	廣島	愛媛	岡山	
第八回	第七回	第六回	第九州各縣產業組合聯合會及市街地信用組合協議會	第五回	第四回	第三回	第二回	第一回	第九回	第七回	第六回	第五回	第四回	
九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	九州各縣產業組合及市街地信用組合協議會	九州各縣產業組合主任官支會役員協議會	九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	九州沖繩各縣產業組合主任官支會役員協議會	九州沖繩各縣產業組合主任官支會役員協議會	九州沖繩各縣產業組合主任官支會役員協議會	近畿、中國、四國、產業組合協議會	近畿、中國、四國、產業組合協議會	中國附近產業組合協議會	近畿、中國、四國附近產業組合協議會	近畿、中國、四國、支會協議會	
佐賀市	鹿兒島市	熊本市	福岡市	福岡市	郡	浦市	長崎市外	大分市	宮崎市	大津市	大阪府廳	廣島市及佐伯郡	松山市	岡山市
昭和五年	昭和四年十月二十七日	昭和三年十月十四日	昭和二年四月十五日	昭和二年四月十五日	大正十五年七月十六日	大正十四年十一月二日	大正十四年三月廿三日	大正十四年三月廿三日	大正十四年三月廿三日	昭和三年九月十日	大正十五年十月十四日	大正十四年十月三日	大正十三年十月三十日	大正十二年十一月二日
九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣	九州、沖繩各縣
九九	七八	一一二	三八	一八	五三	五六	四三	九四	九二	三四	六三	九二	九二	九二

香川	鳥取	山口	新潟	福井	石川	富山	新潟	福井	石川	富山	新潟	富山	福井
第三回	第二回	第一回	第四回	第三回	第二回	第一回	第十回	第九回	第八回	第七回	第六回	第五回	第四回
近畿、中國、四國、支會協議會	近畿、中國、四國、支會協議會	近畿、中國、四國、支會協議會	近畿、中國、四國、支會協議會	近畿、中國、四國、支會協議會	近畿、中國、四國、支會協議會	近畿、中國、四國、支會協議會	北信五縣產業組合協議會	北陸四縣農業倉庫聯合會	北陸四縣農業倉庫聯合會	北陸四縣農業倉庫聯合會	北陸四縣農業倉庫聯合會	北陸四縣農業倉庫聯合會	北陸四縣農業倉庫聯合會
高松市教育會	小島町	東伯郡會	阿武町	新學	溫島	坂井郡	山沼	江沼	東瀧波	新瀧波	新瀧波	富山市	福井市
大正十一年五月十五日	大正十年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日	大正九年四月卅日
鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、	鳥取、島根、香川、愛媛、大分、福岡、
二三	二〇	一三	三四七	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三四	一四五	二〇〇	二〇〇	一四〇	一一一	一一九

大正九年川子追故
 品川周道故
 會組並縣下會
 業故地大下會
 ヲ發祥於開主
 阿武郡於開主
 二阿武郡於開主
 ヲ發祥於開主
 會組並縣下會
 品川周道故

第七節 產業組合關係團體名

道府縣名	會 名	事務所所在地	設立年月日	會員數	備 考
北海道	北海道農業倉庫聯合會	道廳農務課内	大正二〇、四、一	一一八主體	獨立機關トシテ存在ス毎年一回宛生徒募集
同	北海道產業組合講習會	札幌市北二條七丁目	昭和六、四、五	二三團體	
同	上川產業組合青年聯盟	旭川市上川支廳内	昭和六、四、五	二三團體	
同	右ノ外町村ヲ區域トスル產業組合青年聯盟ハ七十四	主婦會ハ三			
青 森	表彰組合懇談會	縣廳商工水産課内	昭和二、六、	二九	
同	農業倉庫聯合會	同	同 二、九、	四一	
同	青森縣市街地信用組合聯合會	同	同 三、四、	六	
岩 手	盛岡市產業組合研究會	盛岡市六日町			
同	岩手郡產業組合研究會	盛岡市郡農會内			
同	紫波郡產業組合研究會	德田信販購組合			
同	稗貫郡產業組合研究會	矢澤信販購組合			
同	江刺郡產業組合研究會	愛宕信販購利組合			
同	和賀郡產業組合研究會	小山田信販購利組合			
同	膽澤郡產業組合研究會	若柳信販購利組合			
同	西磐井郡產業組合研究會	一關信用組合			
同	東磐井郡產業組合研究會	長坂信販購利組合			

道府縣名	會 名	事務所所在地	設立年月日	會員數	備 考
岩 手	氣仙郡產業組合研究會	盛町信用組合	昭和 三、九、一六	二、八〇〇	産業組合ニ關スル研究ヲナシメ且會員ノ普及徹底ニ努ムルヲ目的トス親睦ヲ計ルメ且會員ノ統一聯絡ヲ計ルヲ目的トス管内産米取引業務ニ於テ聯絡ヲ計ルヲ目的トス主ニ農倉庫各倉庫ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ目的トス
同	上閉伊郡產業組合研究會	釜石信用組合	大正二二、一〇、一〇	一一二組合	
同	下閉伊郡產業組合研究會	宮古町信用組合	昭和 二、二、一三	一六組合	
同	九戸郡產業組合研究會	圓子信販購組合	同 六、七、二六	一五〇	
同	二戸郡產業組合研究會	一戸大正社信用組合	同 五、一〇、一五	一一〇	
同	岩手縣產業組合青年聯盟	岩手支會内	同 六、三、六	六〇	
同	八澤產業組合婦人會	八澤村八澤信販購組合内	同 五、二、八	一三〇	
同	岩手縣產業組合青年聯盟	縣廳内	同 六、四、一八	三六	
同	秋田縣產業組合青年聯盟	秋田市大町三丁目秋田縣信聯内	同 六、六、二四	五〇	
同	由利郡農業倉庫聯合會	由利郡本莊町本莊販購組合内	同 六、七、二五	五〇	
宮 城	秋田縣農業倉庫聯合研究會	平鹿郡十文字町販利組合	同 六、五、一七	七〇〇	
同	宮城縣產業組合實務者聯盟	仙臺市定禪寺通三仙臺庶民金庫内			
福 島	安達郡青年聯盟	安達郡部會			
同	安達郡大山青年聯盟	安達郡大山信購組合			
同	安達郡太田青年聯盟	安達郡太田信購組合			
同	信夫郡大森青年聯盟	信夫郡大森信購組合			
同	石城郡江名青年聯盟	石城郡江名信販購利組合			
同	石城郡渡邊村青年聯盟	渡邊村信購組合			
同	二本松家ノ光婦人會	二本松信用組合			

福島	白河信用組合家の光會	西白河郡白河町信用組合	同 六、八、二六	五〇〇	蕪市場經營產業組合
山形	山形縣蕪市場協會	縣蕪商工水產課	大正十一、九、二五	一一組合	
茨城	山形縣農業倉庫協會	同	同 一五、一〇、二六	三九組合	農業倉庫、經營ニ關スル調査研究其ノ他ノ連絡ノ目的ヲ以テ同シ
同	常南農業倉庫協會	眞壁郡下館町有限責任利販組合土浦町有限責任利販組合浦農倉庫有限責任利販組合守谷町有限責任利販組合	昭和二、四、	七	
同	常南農業倉庫協會	北相馬郡守谷町有限責任利販組合	同 四、七、四	一三	
同	守谷町產業組合青年聯盟	同	同 六、三、	七三	產業組合主義ノ普及之ニ關スル調査研究等ヲ目的トス
備考	東茨城西茨城郡產業組合研究會	那珂久慈產業組合研究會			
同	多賀郡產業組合研究會	鹿島行方郡產業組合研究會			
同	新治筑波郡產業組合研究會	眞壁郡產業組合研究會			
同	結城町產業組合研究會	猿島郡產業組合研究會			
同	稻敷郡產業組合研究會	北相馬郡產業組合研究會			
同	(會員ハ其ノ郡内ノ組合數ト同ジクシテ年二回ノ定期開會ヲ爲シ組合經營ニ付研究ヲナス)				
栃木	那須郡產業組合協會	那須郡大田原町	同 四、一、二五	三二組合	
同	下都賀郡產業組合協會	下都賀郡木町	同 六、八、九	三〇組合	
同	上都賀郡產業組合協會	上都賀郡鹿沼町	同 五、一〇、一五	一一組合	
同	栃木縣中部產組青年聯盟	縣蕪商工課	大正一〇、六、二三	三一組合	
同	芳賀郡產組青年聯盟	芳賀郡眞岡町	同 三、六、二四	一六八	
同	栃木縣農業倉庫聯合會	縣蕪商工課	昭和三、七、一六	一八	
同	群馬縣組合製糸協會	高崎市八島町一五信販組合聯合會碓氷社内前橋市曲輪町乙六九群馬縣信聯内	同 二、三、六	六四組	
同	上毛信用組合協會	同			
同	埼玉縣產業組合共勵會	埼玉支會内			

埼玉	埼玉縣農業倉庫協會	同	昭和二、三、六	四七組合	
同	埼玉縣市街地信用組合協會	同	同 二、七、一九	八組合	
同	埼玉縣准市街地信用組合協會	同	同 六、六、一八	三八組合	
同	埼玉縣產業組合婦人協會	同	同 三、八、五	八三五	
千葉	千葉縣產業組合長會	千葉市千葉信用組合支會内	大正一四、九、三	三五〇	
同	千葉縣市街地信用組合協會	同	昭和四、二、一	一〇	
同	表彰組合有終會	同	同 二、四、二五	二九	
同	香南產業組合一新會	香取郡吉田村共成信用組合	同 四、三、三	二〇	
同	長生郡職員會	長生郡蕪市場	同 五、三、六	二三	
同	千葉縣產業組合青年聯盟	支會		一三八	
東京	全國信用組合聯合會協會	麩町區丸ノ内三ノ一信聯内	昭和六、五、二四	四五	
同	東京府信用組合協會	東京支會内	大正二、一、七	二四	
同	東京府消費組合協會	同	昭和四、二、二	一五	
同	東京府建築組合協會	同	大正三、五、一〇	二〇	
同	西多摩郡產業組合振興會	四谷區旭町一ノ一	昭和五、一、一六	一〇〇	
同	北多摩郡產業組合青年聯盟	同	同 五、一、二三	六〇	
同	關東消費組合聯盟	府下大島町二ノ三一	大正二、一、八	二一	
同	消費組合聯合會	小石川區諏訪町三七	昭和四、一〇、六	一〇	
同	東京府消費組合共同精米所	豐多摩郡千駄ヶ谷町六八	同 六、六、二	一九	
同	東京府消費組合婦人會	本郷區追分町五三家庭購買内	大正一〇、九、一六	一、二〇〇	
同	產業組合共勵會	横濱市神奈川區平沼一ノ尾	昭和三、四、八	五〇〇	
神奈川	產業組合共勵會	神奈川縣信用組合聯合會			

產業組合學校同窓會ヲ中心トシテ準備中

神奈川	消費組合研究會	橫濱市神奈川區平沼町一ノ四七產業會館內	昭和六、八、二八	一〇組合
新瀉	市街地信用組合協會	縣廳內神奈川縣支會內	同 五、七、一〇	六組合
同	新瀉縣產業組合共勵會	新瀉縣支會內	大正一五、二、一四	四三
同	同產業組合役職員共濟會	同	昭和三、四、一	八九
同	同農業倉庫協會	新瀉縣穀物検査所內	大正四、九、	六六
同	同瀨取引市場協會	縣廳穀系課內	同 一三、四、	二一
同	同產業組合青年聯盟	新瀉縣支會內	昭和六、九、一五	二〇〇
富山	富山縣農業倉庫協會	富山縣支會內	同 四、三、四	七六農會
同	同產業組合友光會	同	同 四、三、四	四二
同	射水郡產業組合青年聯盟	射水郡小杉町有、小杉信	同 五、八、二四	七〇
同	礪波產業組合婦女聯盟會	東礪波郡北山村有、北	同 五、八、一	三三
同	中新川郡產業組合青年新與會	中新川郡中加積村有、中	同 六、六、二一	二〇
同	出町區域產業組合	東礪波郡出町有、兩礪波	同 六、七、二九	七〇
同	產業組合南友會	利南礪波郡山田村有、販	同 五、三、一五	一九
石川	江沼郡產業組合研究會	江沼郡大聖寺江沼郡産	大正一五、六、二	一九
同	能美郡產業組合研究會	能美郡小松町石川支會小	同 三、九、	三九
同	石川郡產業組合研究會	石川郡任町石川支會松	同 六、五、	五四
同	河北郡產業組合研究會	河北郡津幡郡石川支會津	同 六、一〇、	二〇
同	羽咋郡產業組合研究會	羽咋郡柏崎村柏崎產業組	同 七、一、	三七
同	鹿島郡產業組合研究會	鹿島郡七尾町石川支會七	同 六、一五、	三三
同	鳳至郡產業組合研究會	鳳至郡輪島町石川支會輪	昭和 三、六、八	一六

田、新瀉縣農業倉庫組合聯
 合會昭和六、六、二七日名稱
 變更新瀉縣聯合農業倉庫一
 ヲ含ム

同	珠珊郡產業組合研究會	珠珊郡飯田町珠珊支廳	昭和 二、八、一〇	一八
同	金澤市產業組合研究會	金澤市役所產業課	同 三、一〇、一八	一七
同	石川縣市井信用組合協議會	金澤市廣坂通金澤市信用	同 二、八、一七	一四
同	石川縣產業組合青年聯盟	石川縣廳石川支會	同 五、二、七	二三八
同	石川縣農業倉庫聯合會	石川縣廳協同會	大正 三、九、四	三四
同	協同會婦人部	同	昭和 六、四、二三	一、二〇〇
福井	福井縣販購組合聯合會	福井市城町山里一番地	大正 九、八、七	六七
同	南越藥穀協會	南條郡武生町福井縣米穀	昭和 二、九、二	三五
同	福井縣產業組合青年聯盟	福井市城町山里一番地	同 五、五、一	一五二
長野	長野縣產業組合製糸組合協會	縣廳內	同 六、八、二四	八六組合
同	同市街地準市街地	同	大正 一三、二、一〇	(六、四、三人)
同	同信用組合協會	同	昭和 二、一〇、二	一二組合
同	長野縣農業倉庫協會	同	大正 一、一、二〇	三六倉庫
同	中信組合製絲研究會	松本市中信產業組合會館	大正 一、一、二〇	七組合
同	龍水社製糸研究會	上伊那郡龍水社	大正 一、四、一、一六	一一〇
同	長野縣產業組合青年聯盟	縣廳內	昭和 五、二、一五	(一七團體)
同	小縣新光會	產業組合小縣郡部會內	大正 一、四、一、七	一〇六
同	更級昭榮會	同更級郡部會內	昭和 二、九、二四	六〇
同	北佐久產業會	同北佐久郡部會內	同 三、三、四	五六
同	東筑摩產業友會	同東筑摩郡部會內	同 三、五、五	一四〇
同	上伊那共榮會	同上那郡部會內	同 三、五、四	七〇
同	下伊那同榮會	同下伊那郡部會內	同 三、一、一	一三七

兵 庫	神戶消費組合家庭會	神戶市合區旗塚通七丁目二番地ノ二	大正一三、七、一九	四五〇
兵 庫	兵庫縣農業倉庫協會	神戶市下山手通四丁目兵庫支會内	同 一、六、一	一〇〇
兵 庫	兵庫縣市街地信用組合協會	同	同 一四、一〇、二一	一四
兵 庫	兵庫縣產業組合役職員共勵會	同	同 一五、三、六	二七九
兵 庫	兵庫縣表彰組合有終會	同	同 一五、二、一七	二三
奈 良	奈良縣產業組合青年聯盟	奈良支會内	昭和 五、一〇、五	一四五
和 歌 山	東牟婁郡產友會	東牟婁郡部會	同 三、五、二七	三六
同	有田郡第一部研究會	幹事組合持廻トス		
同	同 第二部研究會	同		
同	同 第三部研究會	同		
同	那賀郡北部研究會	同	同 五、四、三三	
同	同 南部研究會	同	同 六、四、三	
同	海草郡北部研究會	同	同	
同	同 南部研究會	同	同	
鳥 取	鳥取縣農業倉庫協會	支會内	大正 五、二、一七	三〇
同	同 產業組合有終會	鳥取縣產業組合聯合會	同 一、一、四、三〇	三〇〇
同	同 產業組合顯彰會	支會内	同 一三、二、二二	三八
同	產業組合昭盟會	東伯郡部會内	昭和 三、一、三	三七
同	鳥取縣組合製系協會	東伯郡日下村上井同榮製系組合内	同 四、三、	三五
同	鳥取縣伯西購買聯盟	伯西部會内	同 五、八、	六〇
同	西郷村產業組合青年聯盟	八頭郡西郷村西郷產業組合内	同 六、九、六	二五〇

岡 山	岡山縣產業組合講習所同窓會	縣廳商工水産課内	昭和 五、一〇、二八	六四
同	同 農業倉庫聯合會	同	大正 一五、二、二三	五八組合
同	同 產業組合聯盟	岡山市弓ノ町一二三	昭和 二、一、九	三五〇
同	同 產業組合共濟會	縣廳内商工水産課	同 六、一、三一	五一
廣 島	廣島縣產業組合役職員共濟會	廣島縣廳内	同 二、四、二八	五八
同	廣島縣產業組合共勵會	同	同 二、四、二九	四四組合
同	廣島縣產業組合青年聯盟	同	同 四、一〇、七	二〇五
同	山口縣產業組合青年聯盟	山口市中原二四山口縣支會内	同 五、七、二三	三七〇
德 島	德島縣農業倉庫協會	縣商工水産課内	同 三、五、二	三七組合
同	同 產業組合青年聯盟	同	同 五、八、一	六〇五
同	板野郡東部產業組合研究會	板野郡撫養町信用組合内	同 三、五、一五	一九組合
同	上板產業組合研究會	十三(會員輪番)	同 三、五、二〇	一一
同	美馬郡產業組合研究會	同	同 三、三、一八	一四
同	那賀勝浦產業組合研究會	那賀郡立江町信用組合内	同 三、七、八	一八
同	那賀郡川南產業組合研究會	十三(會員輪番)	不 明	二四
同	阿波郡產業組合研究會	同	昭和 三、七、二二	七
同	海部郡下灘產業組合研究會	同	同 二、七、二九	七
同	名東郡產業組合研究會	同	同 三、五、	八
同	海部上灘產業組合研究會	同	同 六、六、一五	八
香 川	木田郡產業組合振興會	香川縣產業組合聯合會支田郡支部内	同 六、八、九	五〇〇
愛 媛	伊豫鐵道沿線產業組合研究會	溫泉郡自治會	大正 五、三、六	三三組合
高 知	高知縣產業組合製系組合	高知支會内		九

近々設立認可ノ豫定

支會	演藝ノ種類	演藝名	演藝者	住	所	演出料	備考
大分	大分縣農業倉庫聯合會	東國東郡能毛村向田產業組合	大分縣農務課內	昭和一五、一〇、一	昭和一五、七、二〇	三三二	縣下農業倉庫ヲ以テ組織ス
福岡	福岡縣產業組合	福岡市天神町一	福岡縣農務課內	同 四、四、一	八五九		
福岡	福岡縣農業倉庫協會	福岡縣產業組合	福岡縣農務課內	同 四、一、二九	二〇七		
佐賀	佐賀縣農業倉庫協會	小田村產業組合婦人會	福岡縣支會內	同 四、二、一九	二、五〇〇		
宮崎	宮崎縣農業倉庫協會	宮崎縣支會內	許島郡小田村上小田、三五〇	同 五、三、六	三〇〇		
長崎	長崎縣農業倉庫協會	長崎縣支會內	縣農工商課內	大正一五、七、二九	五二組合		本縣實務練習所修了生
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	昭和一六、三、一	一〇五		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	同 五、一〇	約五〇		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	同 二、二、一	二五〇		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	大正一三、二、	四〇〇		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	昭和一四、一〇、七	一〇五		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	昭和一六、九、			
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	同 六、八、三一			
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	昭和一四、八、	一五〇團體		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	同 五、九、	一三五		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	昭和一五、八、一〇	一八七		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	同 五、一〇、二六	一六組合		
鹿兒島	鹿兒島縣農業倉庫協會	鹿兒島支會內	當番組合內	同 六、一、一六	二八〇		

第八節 產業組合宣傳用演藝催物

一 地方別催物

支會	演藝ノ種類	演藝名	演藝者	住	所	演出料	備考
山形	浪花節	「光は何處」	梅ヶ枝虎雄	山形郡東置賜郡大川村		一回五圓	諸掛依頼者負擔
埼玉	浪花節	「村の基」「一寸釣貨の行方」	刀水軒八州	北葛飾郡栗橋村		一回五圓程度	旅費負擔
千葉	組合劇	「汗と力」「つもの魂」其他二三	主基好友團	安房郡主基村		實費	青年有志一行拾名
同	組合浪花節	「村の光」	近藤安三郎	君津郡小植村		縣外十五圓	本會囑託(誠恒風)旅費主
同	組合浪花節	「村の曙」「努力」	光風庵老松	足柄下郡大窪村		一日十圓	催者負擔
神奈川	浪花節	「村の曙」	五十嵐榮藏	新潟縣古志郡上組村宮內		一回一〇圓	判任官
新潟	浪花節	「村の曙」	會我酒家正樂	金澤市堀川角場六二		日常旅費同程度	
石川	組合宣傳劇	「組合こそは」	東家燕右	福井市福武電鐵福井新驛前		一回七圓	旅費其他主催者負擔
同	浪花節	「時代と節約」	松旭育天蝶	金澤市大樋町三		一回五圓	旅費其他主催者負擔
同	萬歳	「村は榮えん」「町の榮光」	大和家幸丸	金澤市大樋町三		一回五圓	旅費其他主催者負擔
同	萬歳	「理想郷」その他數種	京山豐重	小縣郡鹽川村		一回五圓	旅費其他主催者負擔
長野	浪花節	「東海道彌次喜多」「新内」	瀧澤陸三郎	小縣郡鹽川村		一回五圓	旅費其他主催者負擔
同	讀物(劇)	「手品」「滑稽場」	小柳六三郎	上田市新參町		數ニヨリ割以上	旅費及宿泊料ハ主催者側負擔
山梨	浪花節	「恵みの露」	桃中軒勇	甲府市東青沼町		一夜ニ付五圓	旅費其他主催者負擔
岐阜	浪花節	「努力」「孝子美談」	原華山	加茂郡黒川村		一回五圓	旅費其他主催者負擔

1、地方別活動寫眞機及フィルム名

二 活動寫眞

山口	山口 人形芝居	「産業組合道しるべ」恵の露「家庭録」	原 環	山口縣佐波郡八坂村	一回十五圓以内	
徳島	浪花節	「努力」恵の露「團結の彼方」家は光る	京山孤舟	大阪市住吉區聖天下二丁目六	一回十二圓	
同	浪花節	「家は光る」	同 孤舟	徳島縣勝浦郡小松島町	一回十三圓	
愛媛	宣傳劇	喜劇、悲劇、社會劇、各種不明	東 義 樂	松山市北原町	四 十 圓	目下ハ勉強スベシ
香川	浪花節		京山孤舟	福岡縣宗像郡勝浦村	一回二十圓	
福岡	勝浦仁和加浪花節	「花の嵐」皇國の礎	花田正五郎	福岡縣宗像郡勝浦村	三 十 圓	旋費其他主催者負擔
同	浪花節	「恵の露」	外 數 名	門司市大里大杉町二丁目	十 圓	
同	浪花節	「貧より富へ」	井上孤舟	福岡市島飼町草ヶ江町	十 圓	
同	浪花節	「眞の光」	數島大學	熊本市迎町	十 圓	
熊本	浪花節	「努力」恵の露その他各種	京山圓之助	鳥取縣東伯郡倉吉町東岩倉	十 圓	遠隔地ハ旅費宿泊ヲ要ス 旅費及宿泊料ハ主催者負擔
大分	浪花節	「努力」恵の露「家は光る」	百々山秋園		七 圓	
宮崎	組合劇	「家の光」恵の露	土道軒大學	薩摩郡樋脇村塔元原信販購利組合員	一ヶ所 三十圓	鹿兒島、宮崎、熊本各縣ニ於テ好評ヲ受ク
鹿兒島	浪花節		鹿兒島大學	鹿兒島市樋之口町五番地	一ヶ所二席十圓	鹿兒島支會ヨリ資料提供
同	浪花節		薩摩郡樋脇村	薩摩郡樋脇村	一ヶ所二席十圓	土道軒氏作
同	浪花節		鹿兒島大學	福岡市島飼別府橋川	一ヶ所二席十圓	同人創作
同	浪花節		鹿兒島大學	鹿兒島市車町七二四	一ヶ所一席五圓	
同	浪花節		鹿兒島大學		一ヶ所一席五圓	

滋賀	江州音頭	「貯金宣傳」「産業組合趣旨宣傳」	梅川寅丸	滋賀縣愛知郡秦川村	一席十圓	旅費其他主催者負擔
三重	浪曲		同 ふみ子	山口縣佐波郡八坂村	二 〇 圓	
大阪	浪花節	「恵の露」夢よりさめて「努力」家は光る	原 環	大阪市西成區鶴見橋通り三丁目	一回十六圓	
兵庫	浪花節	「團結の彼方」恵の露	京山孤舟	大阪市住吉區聖天下二丁目六	一回二十圓	旅費ヲ含ム
同	浪花節	「家は光る」恵の露「努力」	百々山秋園	大阪市西成區鶴見町橋通三丁目一番地	一回十五圓	
奈良	同	「恵の露」夢よりさめて「努力」團結の彼方「家は光る」道徳のうるほひ	京山孤舟	大阪市住吉區聖天下二丁目六	一回二十圓外ニ 三味線付三圓	
鳥取	同	「村の礎」秩父山麓し「團結の彼方」家は光る	鈴木治郎平	東伯郡由良町	一回五圓	旅費其他雜費ハ主催者負擔 トス
同	同	「努力」恵の露	百々山秋園	東伯郡倉吉町	一回十圓	
同	同	「共存同榮」耕作住家の段及其他希望通り	倉田信購販	岩美郡倉田村	一回三十圓	一座連中十五名位
岡山	浪花節	「地方改良」日野田金作	佛敎青年會	箕川郡莊原村大字宇屋家庭	一回五圓	外ニ旅費宿泊費主催者支辨
同	浪花節	「今朝の鳥」夢の朝「朝の光」村の榮	吉川辰之助	苫田郡高野村	一回至十五圓	旅費主催者負擔
同	浪花節	「貧から富へ」	村上操山	岡山市宇野町	一回十圓	
同	浪花節	「貧から富へ」	同	岡山市弓ノ町五丁目七六	一回十圓	
同	浪花節	「人の力」	關東	岡山市弓ノ町五丁目七六	一回十圓	
同	浪花節	「村の榮」	村上操山	岡山市宇野町	一回十圓	
同	浪花節	「愛の力」努力の賜	關東	岡山市弓ノ町五丁目七六	一回十圓	
同	浪花節	「恵の露」	菊右衛門	岡山市弓ノ町五丁目七六	一回十圓	
同	浪花節	「眞の組合長」	同 人	同上	一回十圓	
廣島	浪花節		桃中軒雲月	廣島縣佐伯郡友和村	一回十圓	
同	浪花節		同	同上	一回十圓	

支會名	使用ノ寫眞機名	支會所有 又ハ借入別	支會所有 フィルム名	借用 フィルム名
神奈川	デヴライ機	借用		「新生の村」金の行方「動物オリンピック」故郷の村「くちまろ」 「丁抹の農業」村の榮光「富士」故郷の歌「賢婦せき女」雪崩「捨れる村」農具の改良と利用「肥料配合」肥料施用法改善の鍵「其他」縣農會所有 「悦びの日近し」(四卷)「北國の少年」(二卷)「鐵の光」(四卷)「秩父宮殿下立山御登山」(二卷)「國産愛用」(二卷) 「笑へ若者」 「輝く生涯」
新潟	デヴライ映寫機	縣農會ヨリ借入	「庄吉が幸福になった理由」落穂の頃	
富山	デヴライ映寫機E型	縣社會課ヨリ借入	「庄吉が幸福になった理由」(三卷)「虚榮は地獄」(二卷)「振興の農村」(三卷)「新生の村」(四卷)「産業組合舞踊」(一巻)	
石川	デヴライ映寫機	縣社會課ヨリ借入	「産業組合舞踊」世は持合せ	
福井	デヴライ映寫機	縣農會ト共有	「努力の賜」(一巻)「優良組合實寫」(二卷)「二人の處女」(四卷)「故郷の山」(四卷)「舞踊」(一巻)「蛙は蛙」(一巻)「村の幸」(五卷)「新生の村」(三卷)「金の行方」(二巻)「極光の下」(二巻)	
長野	映寫機G型	縣社會課ヨリ借入	「輝きの前に」新生の村「産業組合舞踊」	
山梨	アクメ映寫機	縣ヨリ借入	「庄吉が幸福になった理由」「新生の村」「金の行方」輝きの前に「振興農村」警笛「捕鯨船」	
岐阜	アクメ映寫機	縣ヨリ借入	「故郷の山」金の行方「三匹の犬」蝸の骨「産業組合舞踊」團結の力「共同の光」	
滋賀	アクメ映寫機	縣ヨリ借入	「農稼」(一巻)「日の丸茶屋」(四卷)「故郷の山」(五卷)	
静岡	アクメ映寫機	縣ヨリ借入	「輝きの前に」團結の力「フリガン活動」「虚榮は地獄」	
愛知	デヴライ映寫機	縣ヨリ借入	「村の榮」	
三重	デヴライ映寫機	縣ヨリ借入	「新生の村」土に還れ「庄吉が幸福になった理由」「アンマーク農民の努力」新藤原多助「雪」「海入丁」伊豆大島巡り「意太郎と何とも仙人」	
京都	アクメ映寫機	京都府信用組合聯合會ヨリ借入		

支會名	使用ノ寫眞機名	支會所有 又ハ借入別	支會所有 フィルム名	借用 フィルム名
北海道	アクメ映寫機	縣農會ヨリ借入	「輝きの前に」(五卷)「金の行方」(二巻)「振興の農村」(三巻)「大正二人馬鹿」(二巻)「土と心を耕せ」(四巻)	
青森	アクメ映寫機	縣農會ヨリ借入	「輝きの前に」金の行方「孤島の樂園」「輝く昭和の聖代」「振興の農村」「デンマーク農民の努力」君が代「何は仙人」水泳選手	
岩手	デヴライ映寫機	縣農會ヨリ借入	「新生の村」輝きの前に「二宮金次郎」「松ちやん」「警笛」	
山形	映寫機E型	縣農會ヨリ借入	「輝きの前に」落穂の頃「幼き水の勇者」「産業組合舞踊」	
宮城	アクメ十二號機	縣農會ヨリ借入	「新生の村」(四巻)「故郷の山」(四巻)「庄吉が幸福になった理由」(三巻)「御大禮の盛儀」(一巻)「蛙は蛙」「野外騎乗」金の行方「庄吉が幸福になった理由」「丘」「かちまろ」虫の世界「ザンバ」美しき愛「新生の村」肥料配合	
福島	E型デヴライ機	縣農會ヨリ借入	「金の行方」縣内組合ノ實寫「組合舞踊」	
茨城	アクメ映寫機	縣農會ヨリ借入	「庄吉の幸福」團結の力「長瀬」産業組合舞踊	
栃木	アクメ映寫機	縣農會ヨリ借入	「輝きの前に」金の行方「ジラフの首は何故長し」産業組合舞踊	
群馬	デヴライ映寫機E型	縣農會ヨリ借入	「金の行方」庄吉が幸福になった理由「落穂の頃」新生の村「くちなし」第一回埼玉縣産業組合大會概況「埼玉縣の乾福組合」トマトクリム販賣組合概況「其他實寫」二巻	
埼玉	デヴライ機	縣農會ヨリ借入	「故郷の山」振興の農村「組合舞踊」	
千葉	アクメ機	縣農會ヨリ借入	「村の榮」世は持合せ「頼知博士」力行「玉の汗」協調「金の行方」さすらいの乙女「産業組合舞踊」	
東京	デヴライ一式	縣農會ヨリ借入	「世は持合せ」農村ノ黎明「肥料配合」 「無限の寶」	

大阪	デヴライE型	所	有	「村の榮え」「庄吉が幸福になった理由」「磐石に築く」「小き親友」「産業組合舞踊」	
兵庫	デヴライ映寫機	所	有	「努力の人」「庄吉が幸福になった理由」「新生の村」	
奈良	デヴライ映寫機	縣ヨリ借入		「庄吉が幸福になった理由」「産業組合舞踊」	
和歌山	手廻映寫機	所	有	「世は持合せ」「輝きの前に」「庄吉が幸福になった理由」「レノンコート」「大和魂」「動物の譽」「産業組合舞踊」	「平和の費」「二つの道」「村の榮え」「農に咲く花」「賢婦せき女」「忠臣蔵」「海豹島」「忠吉は歸つた」「毬の行方」
鳥取	デヴライ映寫機	所	有	「新生の村」「櫻吹雪」「産業組合舞踊」	「母の心」「輝く人生」
岡山		借	用	「庄吉が幸福になった理由」	「磐石に築く」
廣島	デヴライ映寫機	縣信講販聯ヨリ借入		「新生の村」「新興の農村」	
山口	アクメ映寫機	縣信聯ヨリ借入		「水上靴」「斯くあればこそ」「故郷の山」	「輝の前に」「磐石に築く」「金の行方」「都はコリ」
徳島	アクメ映寫機	縣信利聯合會ヨリ借用		「福の神と貧乏神(一巻)」「落穂の頃(四巻)」「輝きの前に(五巻)」	「振興の農村」「メイトル膝栗毛」
愛媛	ワイツク映寫機 アウバン映寫機	所	有	「村の榮え」「磐石に築く」「金の行方」「振興の農村」「子供の行衛」「新生の村」「庄吉が幸福になった理由」「意太郎と何とも仙人」「輝きの前に」「團結の力」「ライオンと子供」「縣下優良組合案内」「農場」	「苦は樂の種」「庄吉が幸福になった理由」
香川	アーバン式二重 防火設備	所	有	「金の行方」「珍型移動住宅」	「月下の騎士」
高知	アクメ映寫機	所	有	「輝きの前に」「日本八景」「櫻吹雪」「土に還れ」	「庄吉が幸福になった理由」「室戸岬實寫」
福岡	デヴライ映寫機	所	有	「金の行方」「みはた」「光への道」「皇太子殿下御成婚の御儀」「奈良の風景」「村の榮」「科學應用大	「紫頭巾」
宮崎	デヴライ映寫機	所	有	「新生の村」「庄吉が幸福になった理由」「運動會の日」「犬猿の國」「猫と鼠」	
熊本	デヴライ映寫機	所	有	「新生の村」「輝きの前」「世は情」「意太郎」「鳴の海」	
大分	デヴライ映寫機	所	有	「村の幸」「新生の村」	
沖繩	デヴライ映寫機	映寫機ナシ		「村の榮光」「産業組合舞踊」	

ロ、産業組合に關する活動寫眞フィルムの種類及價格

名 稱	卷數及長サ	定 價	製 作 年 月 日	製 作 發 賣 所	備 考
世は持合せ	二、六〇〇呎	一〇圓	大正十年六月	東京市赤坂區田町一ノ一五 日本フキルム協會	
磐石に築く	二、七〇〇呎	一二圓	昭和二年	アクメ商會	
北海道漁獲の實況	七〇〇呎	四三圓	大正十二年六月	アクメ商會	
輝きの前に	四、〇六〇呎	一二圓	昭和二年	アクメ商會	
金の行衛	一、三〇〇呎	一〇圓	大正十四年六月	東京市赤坂區田町一ノ一五 日本フキルム協會	相談ニヨリ割引ス
土と心を耕せ	三、〇〇〇呎	一二圓	昭和二年	アクメ商會	
努力の賜	一、九二〇呎	一二圓	大正十四年七月	山口縣熊毛郡光井村渡邊印 刷所映畫部	
村の榮え	七、二〇〇呎	一四圓	大正十四年二月	東京市下谷區上根岸二二六 勝本映畫製作所	「落穂の頃甲、乙兩編ニ分タレテキルガ内容ニハ別段ノ相違ナシ」

落穂の頃(甲編)	五、三〇〇尺	一一	六三六、〇〇〇	大正十五年十一月	同	本編ハ以前ノ「歸雁の聲」ノ改作 改題セルモノナルモ大差ナシ
落穂の頃(乙編)	三、〇〇〇尺	一一	三六〇、〇〇〇	昭和二年十二月	東京市赤坂區田町一ノ一五 日本フィルム協會	全國大會ニ於テ試寫セルモノ
「歸雁の聲」改題 輝きの郷	四、六八〇尺	一一	六〇八、四〇〇	昭和三年四月	東京市京橋區五郎兵衛町一 アグメ商會	フキム製作所ハ岡山市山下 八正徳堂映畫部
故郷の山	三、六五〇尺	一一	四七四、〇〇〇	昭和三年七月	岡山縣産業組合聯盟本部 岡山支會	名古屋市中區下前津町一四一 模範教育映畫製作社
生きる道	八五〇尺	一一	一〇〇、〇〇〇	昭和四年	東京市京橋區岡本洋行 東京市京橋區五郎兵衛町一 アグメ商會	岐阜市春日町小林清商店販賣 (組合製米會傳映部) 加佐郡神野村有・石守信購販利 組合(侍從御差遣ノ模様及組合 事業ノ狀況ヲ寫眞ニ納メタルモ 埼玉支會ニ於テ作製
力の光	五卷	一一	五五、〇〇〇	昭和四年七月	岐阜支會製作	中外活動寫眞協會製作 現在ノ販賣價格ハ五百圓内外ニ 低下セル見込
産業組合の概念	六七米	一一	二〇四、〇〇〇	昭和四年七月	産業組合中央會滋賀支會	
警笛	五七一尺	一一	四五〇、〇〇〇	昭和四年七月	大阪府南區東美須町三ノ一 五サワタ映畫製作所	
産業組合の光榮	三〇〇尺	一一	三六一、〇〇〇	昭和四年三月	同	
新生の村	二、五〇〇尺	一一	八三二、〇〇〇	大正十二年六月	同	
産業組合活動の さまじく	二卷	一一	一三六、二三〇	昭和五年五月	同	
團結の力	三、二八七尺	一一	三〇、〇〇〇	昭和五年五月	同	
庄吉が幸福にな つた理由	二、七〇〇尺	一一	昭和三			
共同の力	九七一尺	一一	昭和三			
産業組合歌舞踊	二〇〇尺	一一	昭和三			

第九節 關係諸團體

會 名	會長又ハ代表者名	設立年月日	所 在 所
帝國農會	牧野忠篤	明治四三・一一	東京市麴町區丸ノ内三ノ一
大日本農會	吉川祐輝	明治四四・四	東京市赤坂區溜池町一丁目三會堂
大日本山林會	川瀬善太郎	同一五・一	同
帝國森林會	本多靜六	大正八・七	同
大日本水産會	伊谷以知二郎	明治一五・二	同
帝國水産會	野村益三	大正一・五	同
大日本蠶絲會	牧野忠篤	明治二五・四	同
中央畜産會	堀田正恒	大正四・七	同
帝國耕地協會	堀田正恒	昭和二・五	同
大日本米穀會	阪谷芳郎	明治四〇・四	東京市深川區佐賀町二丁目東京廻米問屋市場内
中央報徳會	水町袈裟六	明治三七・一一	東京市四谷區三光町八丁目
蠶絲業同業組合中央會	牧野忠篤	大正四・一〇	東京市麴町區永樂町二丁目一番地
大日本産業協會	藤村義郎	大正一〇・三	東京市麴町區山下町一丁目一番地
農林文化協會	古澤傳藏	大正二五・三	東京市牛込區上宮比町三番地
國際聯盟協會	古澤榮一	大正九・四	東京市麴町區丸ノ内二丁目十二番地
養鷄組合中央會	岡本英太郎	昭和四・四	東京市京橋區宗十郎町七番地貿易會館内
東京市政調査會	阪谷芳郎	大正一一・二	東京市麴町區有樂町一丁目一番地
協 調 會	徳川家達	大正八・二二	東京市芝區芝公園一六號地
國際聯盟國際勞動局東京支局	馬場 一	明治三〇・八	日比谷公園市政會館内
日本勸業銀行			東京市麴町區山下町一丁目一番地

第五章 外國産業組合概況

イギリス産業組合の發展

—— 經濟的不況にも拘らず偉大なる發達を遂ぐ ——

英本國、即ちグレート・ブリテン及びアイルランドに於ける産業組合の發展に關する統計的概観は、生産組合運動のそれをも含めて、以下の諸ページの中にこれを説明する。

最近に手に入つた數字の關係上より産業組合運動全般を考へれば、一九二九年の不利なる經濟事情にも拘らず、著しい

自一九一三年至一九二九年に於ける汎ゆる種類の組合

種 類	組合數	組合員數	出資及借入金	賣 上 高	純 [*] 剩 餘 金	使用人數	賃 ^{**} 銀 及 俸 給
配給組合	一、三三四	六、二六、九四	二七、七三、二六六 パウンド	二六、六七、〇九	二六、一三、九一 パウンド	一五、六六	三、九四、〇六八 パウンド
同聯合會	一一	四四	三九、七五	二八、五、四〇	一七、二六	五	八、三三
生産組合	九	四〇、七七八	四、〇六、三三八	六、七五、〇八三	五、六、七三	一、〇一三	一、七〇、〇六六
供給組合	二	一、〇三	三三、八五	九、一七	二、六二	三	三、三二七
特殊組合	一三	二、七九	七、〇七	三九、一五	四、一八	一一	一、一六八
卸賣組合	四	一、八四三	七、一七四、六八	一七、五九三、六七五	二、九六、二五	五、二〇六	七、一七、〇八八
保險組合	一	三	四七、六六	四、三六、八七一	一、五、九	五、一五五	二、九、四四
總計一九二九年	一、三五四	六、二四、六六	二〇五、三一、三七九	三四六、三〇、六三	二九、七九、六〇七	二四八、三六	三、一七、〇四〇
總計一九二八年	一、三五四	五、九三、七六六	一九、六六、九五	三三三、六三、〇八	二八、〇七、九四	二二九、〇九〇	三〇、四、四〇七
總計一九二四年	一、四四五	四、七五、六六	一四〇、七〇、六六	二八、九三、九〇	三、三六、五九	二〇七、三一一	二五、五九、九七
總計一九一三年	一、五八	三、〇一、五〇	五四、九九、八一	一四、〇五、九四	一四、二〇、四四	一四、一、五	八、四九、四八

* 剩餘金を示せる組合の純剩餘金の總計である。他方、總計二二、〇九五パウンド(一パウンドは邦貨約十圓に當る)に上る純欠損もあつた。その内譯は、小賣配給組合一一、九九二パウンド、配給組合聯合會一九七パウンド、生産組合七、六五四パウンド、及び特殊組合二、二五二パウンドである。

** この數字には、なほ組合によつて支拂はれた賃銀に對する賞與を加算せねばならない。その額は、小賣配給組合一二七、三七一パウンド、配給組合聯合會五九パウンド及び生産組合六二、二二三パウンドであつて、その總計は、一九二八年の一七五、六五六パウンドに比べて、一八九、六五三パウンドに上る。

組合數の漸次的減少は、最近の十年間を通じて繼續してゐるが、これはより大なる經濟單位を樹立する目的を以て、小賣配給組合の間に起りつゝある、業務の合同及び移讓より生じた結果である。組合員總計が二八四、一七五人、即ち四・八パーセント増加したことは、非常に満足すべき要點であつて、これに伴つて、出資金及び借入金に於ける一三、一三四、四二六パウンド即ち六・八パーセントの増加及び運動の共有資本たる積立及び保險基金に於ける三、二二七、〇一三パウンド——合計二六、五二五、一一八パウンド——の増加が生じてゐるのである。取引額總計は、一九二九年中に於ける物價水準の輕微なる低落にも拘らず、一一、七〇七、五九五パウンド、

即ち三・八パーセントだけ増し、純剩餘金は——出資配當金をも含めて——一、七二七、六六三パウンド増加し、そして借入金利息の負擔、損失等々を補填しても、なほ且つ組合の資金、借入金及び積立金總額に對して一二・九パーセントの利益に當つてゐたのである。使用人數は九、六六六即ち四パーセントだけ増加した——これは組合員の増加率よりも緩慢である——が、しかし賣上高の増加率よりも急速である。

以下の諸節に於て、生産組合運動をも含む主要なる組合グループを、更に詳細に検討し、以て右の一般的前進の分析をなし得るやうにしよう。

小賣配給組合(即ち消費組合)

一九二九年には、有益なる組合合同がフェールウオース、エックリズ、アツシユトン、ハル及びサウス・ウエールズの諸地方に起つた。一九三〇年中には、なほ一層進展して、南ロンドン、デユースベリー、ハリファックス、バーンリー、ブリトン・フェーリー、その他の地方に於て合併が行はれたから、組合数の更に一層の減少は、今から豫想して然る可きである。

組合数の減少に伴つて、組合員数の堅實なる増加が起つた。そして一九二九年は六、一六八、九九四人となつてゐるから、一九二八年の總計に比べて二八三、八五九人即ち八パーセントの増加に當る譯である。組合員数の増大は、特に大組合にこれを發見することが出来る。一九二九年末には、それ〴〵二〇、〇〇〇人以上の組合員を擁する組合六五個は、組合員總計の五〇・ニパーセント内外に當つてゐた。之等の數字に對して、それ〴〵一、〇〇〇人以下の組合員を有する組合五三一個は組合員總計の僅か三・八パーセントにしか當らなかつた。最大の組合は三五五、〇〇〇人の組合員を擁するロン

ドン、二三四、〇〇〇人のウールヴェイツチ、一四二、〇〇〇人のリヴァプール、及び一〇七、〇〇〇人のリーズである。

出資金及び借入金金は九、〇五八、五〇ニバウンド、即ち七・六パーセント増加した——即ち資金は、組合員よりも増加速度が早いのである。賣上高は、七、五七七、五四四バウンド即ち三・六パーセント増大した——これは組合員よりも増加率が緩慢である。然し乍ら物價水準の低落が、この場合一つの原因をなしてゐる。組合員一人當りの平均賣上高は、スコットランドに於ける一週につき一バウンドより、西南イングランドに於ける一週一〇シリング九ペンス(註1)まであつて、一組合員當り一週につき平均一三シリング六ペンスである。

註1、一バウンドは二〇シリング。一シリングは一二ペンス。

純剰餘金は一九二九年には、一、三九八、四七三バウンド増加したが、これは取引高總額に對して一二パーセントの利益に當り、そして借入金利息の負擔損失等々を補填しても、なほ且つ組合の出資、借入及び積立資金總額に對して一九・一パーセントの利益に當つたのである。組合は八、〇九〇人の上る餘分の労働者を新規に備ひ入れたので、使用人は總計で一七、五六六人となつた。

小賣配給組合——一九一三年より一九二九年まで

年次	組合數	組合員總數	出資及借入金	賣上高	純剰餘金	配給及生産 使用人總數	俸給銀 及總額
一九一三年	一、三三七	二、八七八、六四八	四、〇六二、六五五	八、三、五九〇、三四四	一一、八、五二一、一〇三	一〇三、四四四	五、九〇三、六四四
一九二四年	一、三三四	四、七〇二、八六八	九、四〇五、四四一	一、五、〇七七、八五五	一、五、五三三、六〇七	一四一、四一九	一、七、五三四、八九二
一九二八年	一、三四五	五、八八五、一三五	一八、六六三、六六六	二、〇、九八九、五五五	二、四、七五五、四三八	一七五、五五五	二、一、六九七、七七七
一九二九年	一、二三四	六、一六八、九九四	二七、七三三、六六八	二、六、九六七、〇九九	三、六、一三三、九一一	一七五、六六六	三、一、九四四、六〇八

ウインドであつた。

配給組合聯合會

小賣配給組合は種々様な形態の生産——例へば製パンの如きを營み、そしてますます増加して行くいろいろな部門のサーヴィス——例へば理髪の如き——を組織しつゝある。この組合グループ全體として見ると、彼等の資産及び負債は、一九二八年の一四〇、四一〇、四三七バウンドに對して、一五〇、七八〇、五九一バウンドでバランスした。主要資産は、營業財産の三七、八六九、八一ニバウンド、營業ストックの一九、五三八、二三九バウンド、出資及び貸付投資(主として卸賣組合に對する)の五九、四八七、一八ニバウンド、其他の投資——主として卸賣組合銀行に對する——の五九、四八七、一八ニバウンド、營業債務の五、二〇九、四六九バウンドであつた。また主要負債は、出資金の一〇六、五六四、八八九バウンド、種々の形態に於ける借入金の一、一五七、二七九バウンド、積立金の八、八〇七、四四四バウンド、營業債權の四、五二〇、三六六バウンド及び繰越殘高九、七三〇、六一三バ

これらの組合は、共同作業及び共同仕入れの目的を以て作られた、小賣配給組合の地方聯合會である。牛乳の處理(即ちバター、チーズ等の製造)に關して聯合會の有する利益がますます大となるにつれて、この種のグループは、年ならずして、その重要性を増す見込みがあると思はれる——蓋しがやうな聯合會を數個組織しようと思ふことが、一九三〇年中に考慮されてゐた。左の表に摘要された、一九二九年の數字の中には、ウエスト・ヨークシャー石炭聯合會は解散したから最早含まれてゐないが、ノース・スタッフオードシャー産業組合製酪場が始めて顔を出してゐる。配給組合聯合會の生産及びサーヴィス部門の上り高は、卸賣價格に於て、一九二八年の三三、二二三バウンドに對して、一九二九年は、二三二、二二四バウンドであつた。

この組合グループの負債及び資産の總計は、一九二八年の
七二、二八五ポンドに對して、一九二九年は五六、六四二ポ
ンドであつた。グループの積立金は三、七一七ポンドに
達した。
配給組合聯合會——一九一八年より一九二九年まで

年次	聯合會數	加盟組合數	出資及借入金	賣上高	純剩餘金	使用人數	賃銀及俸給
一九二四年	二〇	六〇	四九、八八〇 ポンド	二六、二六七 ポンド	二六、三三三 ポンド	四一人	六、二七六 ポンド
一九二五年	二〇	六六	四八、〇〇〇	二四、五九六	二六、二八四	元	六、一六三
一九二六年	二〇	六六	四八、七三〇	二六、五五三	二四、二八三	三六	六、三三九
一九二七年	二〇	六九	四七、五五五	二二、五五四	二〇、六七七	四四	六、九七九
一九二八年	二二	八二	五〇、三三九	二九、一〇五	二八、六九九	五三	八、一〇六
一九二九年	二二	四四	三九、七七五	二五、六四〇	二七、三二六	五	八、三三三

生産組合

このグループの組合は九十九個で主として消費者の團體たる諸組合と、主として生産者(労働者)の團體である他の諸組合と、それから消費者の組合及び個人的生産者の双方から成る加盟員を有するより多数の諸組合とが、包含されてゐる。産業別によつて組合を分類すると、一九二九年末には、織物産業の組合一一個、履物製造業が一七個、木工及び金屬

加工、建築、採石業が一〇個、印刷及び製本が一〇個、製粉及び製パンが一〇個、洗濯業が一三個、その他の産業が八個であつた。これらの組合の中、八七個はイングランドにあり一二個はスコットランドにあつた。一九二九年の數字をそれ以前の年々と比較してみると、その中にはエックリトズ布圍組合が、その組織上、産業組合たることを止めた爲めにその姿を消し、その代りに、理想的産業組合洗濯所(ケント)及びチフオックス飼養所が始めて顔を出してゐる。

生産組合——一九一三年より一九二九年まで

年次	組合數	組合員數	出資及借入金	事業高	純剩餘金	使用人數	賃銀及俸給
一九一三年	一〇八	三、四六三 人	一、一〇七 ポンド	三、七〇一 ポンド	二五、〇二四 ポンド	一〇、四四一人	五、六三〇 ポンド
一九二四年	一〇五	三、七九九	一、〇七、八七 M	五、四二五、六〇〇	三、六三、七三四	一一、三三八	一、三三八、三五
一九二八年	九八	三九、八〇四	三、七、七、九元	六、五、一、二、三三	四、七、一、九、七六	一四、七、七四	一、六四一、五三
一九二九年	九八	四〇、一、七、八	四、〇、六、三、六	六、七、五、三、〇八三	五、六、一、七、七三	一五、〇、一、二	一、七、〇、〇、六

このグループの組合から生ずる、生産及び事業サービスの上り高の評價は、卸賣價格に於て、一九二八年の五、三三八、三七三ポンドに對して、一九二九年は、六、四四四、七一五ポンドであつた。

八ポンドの純剩餘金を得たのであつた。
このグループの組合の生産高は、一九二八年の三、七三五ポンドに對して、一九二九年には僅かに七三八ポンドに過ぎなかつた。

特殊組合

この標題の下に包含されてゐる一三組合は、いろいろの種類の業務を営んでゐるので、他の何れのグループへも分類し難いものばかりである。あるものは農業的産業組合事業に従事してゐるが、産業組合中央會の組合員たることによつて工業的産業組合運動にも關係してゐるといつた有様である。

一九二九年末に於ける、特殊組合の資産及び負債の總計は一九二八年の一、一八、五〇四ポンドに對して、九一、六三四ポンドであつた。

配給卸賣組合 C・W・S

一九二九年には、彼等は二、七八九名の組合員と、五七、〇四七ポンドの出資金及び借入金とを持ち、二二九、一五八ポンドの取引を行ひ、一一四名の人間を使用し、四、一四

この四組合のグループは、イングランド卸賣組合、スコットランド卸賣組合、イングランド及びスコットランド(聯合)卸賣組合及びアイルランド農業卸賣組合より成立してゐる。この最後に挙げた組合は、主として農業組合を相手に取引するのである。先づ第一にイギリス卸賣組合 E・C・W・S)

及びスコットランド卸賣組合(S・C・W・S)の統計を考察するのが適當である。蓋しこれら兩組合の取引は、殆んど大部分、我々がその活動について考察したところの小賣配給組合を相手なのであるから、卸賣組合の取引金額を考慮するに當つては、食料品の卸賣價額が小賣價額よりも、より早く、またより急速に低落したといふ事實は、この場合甚だ重要視せねばならない。

イングランド卸賣組合

以上四つの卸賣組合を各別に引き離して、先づ第一にイングランド卸賣組合(E・C・W・S)の數字を検討すると、次の事實を看取することが出来る。即ち、一九二九年末には、この組合は一、一三組合といふ加盟員——これは合同等々

の理由のために、一九二八年より一〇個少ない——と、六〇、二五三、三三六パウンドの出資金及び借入金——これは三、一六九、七三八パウンド、即ち一ヶ年五・五パーセントの増加である——と、それから五、一〇九、八三六パウンドの積立金とを有してゐた。それは四〇、四八五名の人間を使用してゐたが、これは一、〇九三名の増加である。一九二九年の賣上高は九〇、〇〇二、一六九パウンドであつたが、これは九五、一一九パウンド、即ち二・六パーセントの増加である。純剰餘金は一、九八三、七一三パウンドであつて、九五、一一九パウンドの増加である。そしてこの剰餘金の中の一、二一四、九六八パウンドは卸賣組合の生産事業に歸せらる可きものであつた。今、卸賣組合の發展を示す主要なる數字を集めてみると、左の如くである——

イングランド卸賣組合——一九一三年より一九二九年まで

年次	加盟組合數	出資及借入金	卸賣配給取引	純剰餘金(出資配當金を含む)	使用人數	賃銀及俸給
一九一三年	一、一六六	六、三三〇、七六三	三、三三七、九六五	七、三四一、五八三	二、〇、九八四	一、三八三、三三四
一九二四年	一、一八七	三、五五二、二〇三	七、八八八、〇六四	一、一三三、四四五	三、四三、三七七	四、八二四、四七七
一九二八年	一、一三三	五七、〇八三、五九八	八七、七五五、六三三	一、八九〇、九四四	三九、三九二	五、三三六、九五九
一九二九年	一、一三三	六〇、二五三、三三六	九〇、〇〇二、一六九	一、九八三、七一三	四〇、四八五	五、四五五、四二二

組合の生産及びサービス部門の、卸賣價格に於ける上り高は、一九二八年の二九、三五九、七〇九パウンドに對して、一九二九年は三〇、九四八、〇六〇パウンドであつて、一、五八八、三五一パウンド、即ち五・四パーセントの増加である。

卸賣組合銀行(C. W. S. Bank)の上り高——預金及び回収金——は一九二八年の六九〇、五一九、五三一パウンドに對して、一九二九年には七二五、一二六、三九四パウンドに上つたが、これは三四、六〇六、八六三パウンド即ち五パーセントの増加である。開かれた當座勘定の口數は、一九二八年末の二四、五二〇から、一九二九年末の二六、二二六まで増加した。そして預金勘定の口數は、同期間内に二八、八二六より三〇、二五二に増えた。銀行部は、また幾千名かの預金手形所有者等々と取引をしてゐる。

一九二九年のバランス・シート總計は、六四、四二二、〇四二パウンドに對する六八、五七四、六四五パウンドであつた。負債の部に於ける主要項目は出資金の八、〇八〇、四九七パウンド、銀行部の負債を含む借入金金の五二、一七二、八三九パウンド、積立金の五、一〇九、八三六パウンドであつた。主たる資産は、營業ストックの八、〇一四、四三二パウンド、配給用營業財産の一、七二六、九六八パウンド、生産用營業財産の四、五二六、一七一パウンド、投資額總計四五、七二四、〇四七パウ

ンド、それから現金及び銀行勘定の一、九三〇、九七六パウンドであつた。

スコットランド卸賣組合

スコットランド卸賣組合の加盟組合數は、一九二九年の一一年間に主として合同のために、四個減少して、二五三組合となつた。同年末にこの組合は、八、一一三、四五三パウンドの出資及び借入金を持つてゐたが、これは一年につき九九、〇一一パウンド即ち一・二パーセントの減少である。この點については、スコットランド卸賣組合が製パン事業を營んでゐないといふ事實に注目すべきである。蓋しイングランド卸賣組合の資金の増大は主としてこの製パン事業の發展に負ふところが多いのであるから。積立金は一、六三九、三八八パウンドであつた。組合の使用人は一〇、四五九名を數へた。これは當該年度につき一五三名の増加である。一九二九年の賣上高總計は、一九二八年の四五週間の一五、七二三、三七〇パウンド、及び一九二七年の一七、七一八、〇五五パウンドに對して、一八、三三二、七六六パウンドであつた。これは、物價の低落にも拘らず、二ヶ年間に三・六パーセントの増加に當るわけである。一九二九年の純剰餘金は、一九二七年の五四七、三八六パウンドに對して、五四四、二六一パウンドであつた。

この剰餘金の中、二二三、五六八パウンドは生産事業から生じたものである。スコットランド卸賣組合の最近の發展を説

明する数字を左に掲げて置く――

スコットランド卸賣組合――一九一三年より一九二九年まで

年次	加盟組合數	出資及借入金	卸賣配給取引	純剰餘金 (出資配當金を も含む)	使用人數	賃銀及俸給
一九一三年	三六八	三、六六四、四五	八、六四〇、三三	三四、七三〇	八、六五	四〇五、八五
一九二四年	三六六	七、三三三、三三	一七、三三、一四	四二、七九	九、七三	一、三三、八九
一九二八年	三七七	八、二二二、四四	* 一五、七三三、七〇	四七、七〇	一〇、三六	* 一、五〇、四九
一九二九年	三五五	八、二二二、四五	一八、三三三、七六	五四、三六	一〇、四九	一、五三、〇三

*この年の營業期間は、僅かに四十五週間に過ぎない

スコットランド卸賣組合の生産及びサービス部門の、卸賣價格に於ける上り高は、一九二七年の八、八六七、一七二パウンドに對して、一九二九年には、一〇、九六九、五六九パウンドであつた。

この組合は一九二三年に登録されたのであるが、兩卸賣組合の聯合茶業部として、それより二〇年も昔から活動してゐたのであつた。

イングランド及びスコットランド
(聯合)卸賣組合

一九二九年のバランス・シート總額は、前年の一〇、六九一、一七パウンドに對して、一〇、八四七、二六七パウンドであつた。主要負債項目は出資金の一、六四八、五六五パウンド、借入金の一、四六四、八八八パウンド、積立金の一、六三九、三八八パウンドであつた。主たる資産は、營業ストックの一、六六三、〇九四パウンド、營業財産の一、〇七〇、四〇三パウ

この組合は一九二三年に登録されたのであるが、兩卸賣組合の聯合茶業部として、それより二〇年も昔から活動してゐたのであつた。

聯合組合の營業――それは大部分、その加盟員たる二つの卸賣組合を相手になされたものであるが――は、一九二九年

には八、六四六、五六二パウンドであつた。これは、一九二八年の数字に比べると一六二、八一一パウンドの減少であつて、この減少額は、一九二九年豫算に於ける茶消費税の廢止によつて豫期されたところよりも著しく大きかつた。といふの

は、茶はこの組合の營業の大部分をなしてゐるのであるから。左の数字は、登録以後に於けるこの組合の發展を示すものである――

イングランド及びスコットランド(聯合)卸賣組合――一九二四年より一九二九年まで

年次	出資及借入金	卸賣取引	純剰餘金	*使用人數	賃銀及俸給
一九二四年	三、八七四、二二四	六、三三四、六七三	三三三、〇八八	一、〇五九	一七五、八一
一九二八年	四、一七〇、六四九	八、八〇九、三七三	四三三、六〇一	一、六九九	二四一、七〇六
一九二九年	四、六〇七、五〇三	八、六四六、五六二	四四八、二八四	一、六七二	二五四、二六九

*海外に於ける土人労働者を除く

この組合の生産高は、卸賣價格に於て、一九二八年の一、一七、七〇五パウンドに對して、一九二九年は一、〇六〇、九二〇パウンドと評價された。減少の原因は物價の下落である。

入つてゐるのは、營業ストックの二、九九七、三六三パウンド、營業財産の一、三二三、二〇二パウンド及び現金及銀行勘定の三五七、〇三八パウンドであつた。

アイルランド農業卸賣組合

一九二九年後のバランス・シート總計は、一九二八年度の四、三九五、三七三パウンドに對して五、一八一、五九三パウンドであつた。負債の中に入つてゐるのは、出資金の二、四六八、二〇六パウンド、借入金の一、三三九、二九七パウンド、及び積立金の二八二、七二六パウンドであつた。資産の中に

この組合は、アイルランドに於ける内争の終結以來、改造の過程を――今までのところはまだ不完全であるとは云へ――經て來たのである。一九一八年以來のその發展に關して入手し得る数字を集めれば、左の如くである。

アイルランド農業卸賣組合——一九一八年より一九二九年まで

年次	加盟組合數	出資及借入金	卸賣配給取引高	使用人數	賃銀及俸給
一九一八年	五一	一一六、四六一	九一四、二四二	一五六	一七、一〇九
一九二四年	六七六	二九三、六七三	四四〇、二七五	一一七	二二、三三四
一九二八年	—	一九八、五一六	五九七、四八一	—	—
一九二九年	四七四	二〇〇、三五六	五九二、一七八	—	—

保險組合

この組合は、一九一三年度以來、イングランド卸賣組合とスコットランド卸賣組合との共同所有に屬して來たものであつて、以前は他の組合によつて管理されてゐたのであるが、戦後の數年間に於て非常に急速なる發展をとげたのであつた。一九二九年に於ける保険料收入は四、三九六、八七一パウンドであつて、一九二八年に比べると、二二二、七〇九パウンド、即ち五・一パーセントの増加に當るのである。これらの數字を一九一三年の總計二二三、七〇四パウンドと比較してみると、

一九二九年のバランス・シート總計は、一九二八年の八、八

一九二九年末に於けるあらゆる種類の組合に關する綜合バランス・シート

綜合バランス・シート

左に掲ぐる産業組合運動に關する綜合バランス・シートは、産業組合の速急なる發展及び全運動の財政的安定の兩者を再び改めて證明するものである。これらの數字を見るに當つて記憶すべきことは、資産の部に於ては營業財産及びストックが自由に減價され、そしてバランス・シートの都合上、過小評價されてゐるといふことである。

負債之部	金額	資産之部	金額
出資金	一一〇、八二八、〇三八	營業ストック	三三二、九三〇、五九五
借入金	八四、三〇三、三四一	營業財産	四八、四〇六、二五七
積立及保險基金	二六、五二五、一一八	其他の非營業財産	五、七四七、七九八
其他の負債	八、四七二、三〇四	投資	七九、六九六、七八二
出資配當金及び繰越殘額	一一、二六六、六二一	株式及び貸付金	六〇、五六九、八九五
		抵當權、其他	一一、二三〇、九〇四
		營業債務	九、一七三、五七二
		現金及び銀行勘定	二、三三四、一三五
		其他の諸項目	—
負債總額	二五一、三九五、四二二	資産總額	二五一、三九五、四二二

産業組合の生産

生産を営むあらゆる種類の組合の生産及びサービス部門の綜合總上り高は、合計したところ一九二八年の八〇、三七七、〇八七パウンドに對して、一九二九年は八六、四六一、六五九パウンドであつた。この項目に關して信頼す可き資料を手に入れることは甚だ困難である。故にこれらの數字は實際に於ては、トホンの概算に過ぎないのである。總上り高の中

四二・六パーセントは小賣配給組合の生産部に、四九・八パーセントは卸賣組合に、そして七・五パーセントは生産組合に附屬す可きものであつた。然し乍ら、卸賣組合製粉工場の上り高は小賣配給組合の製パン部等々の上り高の一部をも形成してゐるのであるから、右の數字の中には若干の重複があるといふことを、注意して然る可きである。

産業組合的生産の發展のよりハッキリした吟味は、『純増價額』の決定、即ち總上り高より原料費を差引いたもの、決

定の中に見られる。この點に關する公けの見積りによれば、一九二八年について見ると、『純増價額』は約二三、〇〇〇、〇〇〇パウンドと評價されてゐる。この金額の中、小賣配給組合の割當は約一一、〇〇〇、〇〇〇パウンド、卸賣組合は約九、〇〇〇、〇〇〇パウンド、生産組合は約三、〇〇〇、〇〇〇パウンドであつた。これに對應する一九二九年の數字は、本稿起稿當時には未だ手に入らなかつた。

生産並にサーヴィス部門に従事する勞働者に支拂はれた賃銀の總計は、一九二八年の一三、八七九、四三五パウンドに對

産業組合使用人の増加

して、一九二九年は一四、六八四、八六四パウンドであつた。

産業組合使用人

産業組合の發展に對する一の重要な吟味は、運動がその組合員のために就職口を見つけることに成功したその範圍に關しても、これを見ることが出来る。一九一三年以來、あらゆる種類の産業組合に於ける組合使用人の増加を示すと、左の通りである――

年次	使用人總數	従業者		配給		從業勞働者へ支拂ひたる賃銀及び俸給		小賣配給組合の組合員數に對する使用人總數の百分比
		生	産	給	配	生	産	
一九二四年	二五、四四	八三、六四	二一、八二〇	一〇、八七三、四三六	一四、六三〇、六六六	四・二六		
一九二八年	三九、〇〇〇	一七、三九	一一、八〇一	一三、八七九、四三三	一六、五三〇、六〇三	四・〇六		
一九二九年	二四、七三六	一一、〇一八	一八、六三六	一四、六四、八六四	一七、四七、一七九	四・〇三		

アフリカ

數個の産業組合が輸出用果實及び蔬菜の栽培に積極的に参加しつゝある。その中の一つの如きは、今まで六、七年間に互つてこの事業をやつて來たのである。輸出に不向きな果實

及び蔬菜は、工場で罐詰となされてゐる。そしてこの事業の一部は、産業組合によつて行はれてゐるのである。

タンガンイーカのキリマンジャロ土着人栽培者産業組合は一九二九年には一一、〇〇〇人の組合員を擁し、コーヒーの栽培及び市場取引に關與してゐた。一八二八年に於て、こ

の組合の組合員によつて栽培されたコーヒーの總價額は、五〇、〇〇〇パウンドと評價された。

土着人産業組合は、競争を避け且つ共通の輸出市場を確保するために、白人産業組合と提携してゐる。既にケンヤの産業組合の最も成功したもの、一のランブワ酪酪製造所の如きは、土着人組合員をも白人と同一條件で加入せしめてゐる。

アルジェリア

ボナ煙草産業組合は、十年前の創立に係り、アルジェリアの三組合中、最大なるもので、ミチヂャロ平原に活動してゐる。その發展は實に急速であつて、一九二一年の栽培地一、五〇〇ヘクタールから一九二九年には一一、三四七ヘクタールに増加し、組合員は一、〇六六名から四、六四五名に増した。組合員は主として土着人の小耕作者であつて、ヨーロッパ人の栽培者は僅かに七〇〇人しかゐない。ボナ地方はアルジェリアに於て栽培せられる煙草の三分の一を生産し、この中の九五パーセント、即ち五千萬フランといふ價格に上るものが、ボナ組合の勘定となつてゐる。同組合は一千萬キロの收容力の大倉庫四個及二百萬キロの收容力の倉庫一個を所有してゐる。組合はその煙草の大部分を政府に賣渡すのであるが、政府に對して組合は十年間の契約を結んでゐる。組合は

また目醒ましい輸出貿易を築き上げ、ベルギー、ドイツ、オランダ、ポーランド、スペイン及びポルトガルに煙草を供給し、そして近來に於ては日本及び北アメリカとも關係を結ぶに至つた。

アルジェンチン

アルジェンチン共和國に於ける産業組合は、常に、南アメリカに於ける他の如何なる國よりも遙かに目醒ましかつたのである。そこには少數の配給組合があるが、その中最も大なるものは疑ひもなくブエノス・アイレスの『エル・ホガール・オブレロ』(El Hogor Obrero) 『勞働者のホーム』の意味である。これは信用、建築及び消費といふ三つの目的を有する組合である。この組合は昨年その二十五週年記念を祝つたが、その時の組合員は八、六九二名、賣上高總計八三一、五〇六ドル(註一)であつた。今一つ、可成りしつかりした組合がある。それは、リオ・デ・エスカラーダの『ラ・インテルナシオナル』である。兩組合ともイングリランド卸賣組合(the English C. W. S.)と取引を結んでゐる。

註一、一ドルは約二圓である。

農業方面には力強いそしてぐんぐん延びつゝある運動が見

られる。その代表と云ふべきものは、『アルジェンチン産業組合』といふ中央會であつて、これは眞實のロッヂデール主義に則り、國法に従つて登録され、その規約は農務省によつて認可されてゐる。この團體と卸賣組合(C・W・S)との間には、取引關係が存在してゐる。現在、諸農事組合のために一個の卸賣組合を樹立しやうといふ試みがなされてゐる。こ

公式報告の統計

消 費 費 組 合	生 産 組 合	農 事 組 合	信 用 組 合	其 他 組 合	報 告 組 合 數	組 合 員 數	事 業 者 (一九二九、六、三〇)
三六	三三	一三二	一八	四八		三八、〇三三	九、一六、二四九
						一〇、七六八	五、〇五、一一一
						一六、九一四	六五、一〇二、六七七
						四、五〇二	

註一、金ペソは約二圓。紙幣は約八五錢である。

アルメニヤ

この國に於ける近代的産業組合運動は、一九〇四年に、メーラーに於ける一消費組合の創立を以てそのスタートを切つた。この國の人口は百萬に満たない。少數の農民の組合を除いても、この國には一百以上の消費

組合がある。一二二個の組合の組合員數は一五二、四四〇を算する。これらの組合は、『アイ・コープ』(“Ai-Coop”)と云ふ中央會に結成されてゐるが、そこに鐘詰工場を有つてゐる、また一九二八年には、信用組合四十一、組合員三七、〇五七。一六一個の牛乳、葡萄、棉花、煙草、蜜蜂飼養、絹及び機械の諸産業組合、組合員二六、九〇五名があつた。アル

門を持つてゐるのである。

産業組合的努力は、その廣大なる大陸の縦横に亘つて存在し、公けの機關たるオーストラリア聯邦年鑑 (Year Book of the Commonwealth) 一九二九年版の示すところによると、同聯邦内には四七四個の産業組合があり、その中には二九四個の生産組合及び一八〇個の消費組合が含まれてゐる。上り高の大きさは、うまく二分されて、兩者それぞれ二三、六九五、七五六パウンド及び二一、四一四、六七三パウンドであり、そしてこれらの組合の資産合計は約一六、〇〇〇、〇〇〇パウンドである。

農業方面に於ては、小麥、羊毛、酪製品、冷凍肉、果樹園産物等々が、何れも輸出品の中で斷然頭角を抜き出でてゐる。そしてこれらの原始生産の各々に於て、收穫、地方配給、輸出、それからロンドン賣出しでさへも大部分、産業組合の影響下にあるのである。

オーストラリアに於ける最大の産業組合的活動の二中心は多分ニュー・サウス・ウェールズと西オーストラリアであらう。そして一九二九年、六月三十日を以て終はる會計年度についていふと、記録係りは三五五組合の所在を報告してゐるがその中には一〇七個の農村組合、六八個の營業組合、一個の組合セトルメント、一八個の金融組合、一五五個の建築

社會主義ソヴェット同盟に於ける小共和國の一に、トランスコカシア地方にある、アゼルバイジャンといふのがあつた。人口は約二百五十萬、そして首府はバクーである。一九二九年には、アゼルバイジャン産業組合中央會たる『アゼリツチフアーク』は二五四個の加盟組合を有し、その組合員總計は五一二、五〇〇人であつた。卸賣組合として活動してゐる中央會自身は、一九二八—二九年度には四四、九七五、〇〇〇ルーブルの事業高を有してゐた。同期に於ける加盟組合の事業高總計は、一七五、三四三、〇〇〇ルーブルであつた。

アゼルバイジャン

メニヤ人口の四〇パーセントが、すつかり産業組合に組織されてゐるわけである。エクリヴァンには産業組合新聞が一つ刊行されてゐる。

オーストラリア

オーストラリアに於ては、産業組合が確實な地盤を獲得したやうに見える。そして、その工業的活動と相並んで廣漠たる原始生産を有する國に於て豫期せらるゝが如く、この國の運動は消費配給及び農事組合といふ明確に規定せられた二部

組合、四個の投資組合、及び三個の産業組合協會が包含されてゐる。

農業方面に於てもまた、ニュー・サウス・ウェールは、酪製品、羊毛、小麦等々の生産及び販賣組織と提携せる非常に卓越した産業組合を有つてゐる。前述した一〇七個の農事組合は、主としてバター、チーズ、燻肉、卵、果實等々の生産に従事してゐる。

西オーストラリアに於ては、小賣配給組合が発達しつゝあるとはいへ、今日までの主たる發展は、農家の間に見られたのであつた。一九一四年には、有限責任西オーストラリア農事組合が六〇、〇〇〇パウンドの出資總額を以て創立されたが、この出資は、爾來二五〇、〇〇〇パウンドに増加した。

その後間もなく、六〇個の産業組合が出来、それに包含される約一〇、〇〇〇名の生産者組合員が全州産業組合統一體たる西オーストラリア産業組合聯合會 (the Co-operative Federation of Western Australia) の中に、結合せられることになつた。一九一九年には、一保險部が追加せられた。

オーストラリアに於ける種々の農業卸賣組合の國內的事業に對する上層建築として、諸州に於ける主要組合が、有限責任オーストラリア生産者卸賣産業組合小聯合會 (The Australian Producers' Co-operative Federation Pty., Ltd.)

なる名稱の下に、一九二〇年に聯合した。

オーストラリア

一九二九年といふ年は、長い冬、膨大なる失業者、及び物價下落等の理由のために、オーストラリアに於ける産業組合運動にとつては、艱難辛苦の年であつた。然りと雖も、産業組合の活動が非常に活潑であつたから、運動は困難にもかゝらず、ウイーンに於ける、國際産業組合聯盟の第三次大會に際しては、全世界の産業組合員を歓迎することが出来たのであつた。

首府には世界最大の組合の一つ——組合員五三、五〇八名——があるが、「紙上兵士」——即ち全然購買しないか、さもなければ僅かしか購買しない組合員——の除名政策が、無慈悲に敢行されて、一一、二〇五名を下らぬものが、名簿から削除されたのであつた。組合貯蓄銀行 (the Saving Bank of the Society) は、一九一九年の恐慌の影響を示す唯一の部門であつた。何となれば、一方に於て預金額が四、三三二、五九五シリングに上つたにも拘らず、引出し額總計が四、一九五、五一三シリングに達したのであるから。使用人の訓練のために學校が設立された。

オーストラリアには、三つの産業組合中央會がある——即ち

オーストラリア消費組合中央會と農事組合中央會、それからオーストラリア經濟組合中央會とがさうである。

然し乍ら、我々の興味は主として消費組合の上にあるのであつて、これらの消費組合は一八七三年のオーストラリア産業組合法の下に存在してゐるのである。これらの組合の多數は勞働階級から形成されてゐる——尤も組合員の中には農民も澤山ゐることはあるが、戰爭の結果として、オーストラリアの受けた苦痛は恐る可きものがあつたので、これらの組合は極く最近に至るまで數年の間、無配當であつた。そして今でもかゝる剩餘金の支拂は二パーセントに制限されてゐる。

オーストラリア消費組合中央會は、一九二九年には、一一七個の消費組合、三八個の生産組合、三四個の建築、住宅及び

セツトルメント組合、一五個の勞働者ホーム、一六個の信用組合、一〇個のデパートメント・ストア、一一個の聯合會その他の諸組織を有してゐた。

最近の發展は、ラタオの名の下に知られてゐる、有限責任露塊貿易組合の創設であつた。これはロシア及びオーストラリアの産業組合の間に於ける貿易を目的とするものである。ロシア政府は、費用の五〇パーセントを支拂つてゐる。これは非常にうまく成功したので、ルセツクスの名の下に知られてゐる、露塊輸出入組合といふ一つの特別機關が設立された程であつた。そしてこの組合に於ては、オーストラリア卸賣組合と勞働者銀行とが同等の出資をなしてゐる。

消費組合同盟に加盟せる配給組合の發展

年	次	組 合 数	報 告 組 合 数	組 合 員 合 計	賣 上 高 合 計
一 九 二 四 年	一	一一八	一一八	四七五、五二〇	一三四、四七七、八五八 ^{シリング}
一 九 二 五 年	一	一三〇	一一八	三二一、〇一四	一三八、一九七、五九八
一 九 二 六 年	一	一二九	一一六	三一七、九三六	一二九、四四七、一七二
一 九 二 七 年	一	一二五	一〇九	二五三、五六七	一三八、五六七、一三一
一 九 二 八 年	一	一一一	一〇八	二五五、六一四	一四八、八六七、七一五
一 九 二 九 年	一	一一七	—	二六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇、〇〇〇

卸 賣 組 合

卸賣組合は、一九二九年には慶賀す可き發展を報告するこ
とが出来た。正式の名稱をオーストリア消費組合卸賣購買組
合といふ——略稱ゲーク(Geek)、同組合は、當該年度の終り
に當つて、前年度の一四一個に對して、一三九個の組合を加
盟員として持つてゐた。加盟組合は、六〇乃至九〇パーセン
トまでその必要物を中央同盟から購買した。

オーストリア卸賣組合は生菓子類製造所、男子服及び下着
類仕立工場、婦人服裁縫所、乾菓子製造工場、製靴工場及び
マカロニ及素麵製造工場もある。卸賣組合は、ウィーン木材
及び石炭會社の株主となり、またウィーン市と共に、肉類販
賣會社の株主となつてゐる。而してウィーン市はまた、果實
及び蔬菜類の供給についても諸産業組合と協力し、そしてそ
の電車従業員の制服等々を卸賣組合から得てゐる。一つの新
しい織布工場が一九三〇年中にウィーンに於て購入された。

年 次	賣上高合計	賣上高合計
一九二八年	八七、一〇九、三四二	二、五二四、八九〇
一九二九年	九五、三〇二、三八五	二、七六二、三八七

労働者銀行は、一九二三年一月一日から開業したのである

が。労働組合及び産業組合運動の共同事業である。その預金

額は、三九、六〇〇、〇〇〇シリングより四七、一〇〇、〇〇〇
シリングに増加した一方、その出資金は二、五〇〇、〇〇〇シ
リングより四、〇〇〇、〇〇〇シリングに上つた。純益は六
五〇、〇〇〇シリング——一九二八年よりも七〇、〇〇〇シリ
ング多かつた、そして配當は一〇パーセントであつた。積立
金は總計七、〇〇〇、〇〇〇シリングであつた。

オーストリア公務員信用組合はこれとは違つた特徴を持つ
てゐる。これらの組合はシュルツエ・デーリツツチ制度に型ど
つてゐる。組合は組合員と非組合員との區別なく、何れから
も預金を吸収し、かくて集められた金をば、公務員たるその
組合員に對する貸付けに使用するのである。

ベルギー

ベルギーに於ける配給組合は、主としてベルギー産業組合
中央會及びベルギー卸賣組合によつて代表されてゐる——そ
れらはベルギー社會主義的産業組合運動の實體であつて、ベ
ルギーに於ける消費組合員の三分の二を擁してゐる。そして
國家使用人の消費組合及びカトリック乃至自由黨に近い關係
のある諸組合にそれら所屬する消費者が、残りの三分の一
を構成してゐるのである。

産業組合中央會

ベルギー産業組合中央會は、現在、その組合員として約一、
二〇〇、〇〇〇人を擁してゐる。一、〇六九個を下らぬ消費組
合店舗が、全國に散在し、三五七個の人民の家があつて、社會
的活動及び教育的努力の中心をなしてゐる。貯蓄組合は前年

度の二七六、八三〇、九三八フランに對して、三五九、六一二、
九〇〇フランに上る預金を持つた。しかのみならず、諸組合
は、恩給、教育、圖書館、出版等のために、八、二二六、二二
九フランを留保した。左に、一九二九年に於ける興味ある主
要數字の比較表を掲げる——

組 合 数	一九二九年	一九二八年	一九二七年
組 合 員 数	三〇〇、〇三二	二八六、五九八	二九八、一一九
賣 上 年 額	七七二、五五二、八一四	七五五、〇六六、四〇二	六七七、一四三、九二一
剩 餘 金 總 計	二七、〇九八、四八七	二四、四五九、八一七	二一、六三七、九五九
使 用 人 數	六、〇八六	五、八五三	五、三三三
資 本 總 計	二〇、八五一、二三八	一八、二九九、二九六	一三、〇四八、〇八九
財 産 計	二二四、〇四七、一三九	一九九、八七三、〇五二	一七二、三二七、七九二

生、産、組、合——同盟にはまた二三個の生産組合が加盟してゐ
るが、これらの組合は二一、〇〇〇、〇〇〇フラン以上の價格
に達する物品を生産した。事業の種類は、印刷、マッチ、ガ
ラス、葉卷、金屬製品、建築に及んでゐる。

ベルジウム卸賣組合 (F・C・B)

年 次	賣 上 高
一九二七年	二〇五、九八二、二三三
一九二八年	二二〇、五五七、五三三
一九二九年	二三一、三六〇、六四〇

ベルジウム卸賣組合の最近の事業高は、次の如くである。

ブラジル

ブラジルには、産業組合中央會、信用組合地方金庫、及びブラジル漁夫中央會が首府のリオ・デ・ジャネイロにあるが、最近の数字は分らない。然し乍ら、一九二四年には漁夫中央會は一四一組合を擁し、その組合員總計二一、〇五〇人を算し、また一九二三年には、産業組合聯合會は二五個の加盟組合を有し、そして信用組合金庫は一五個の組合と全組合員一、五三四名とを包含してゐた。

民間信用機關の大會が、一九二四年に開催されたが、それには二五〇個の信用組合が代表され、その組合の出資額は二六、〇〇〇、〇〇〇コントであり、借入金九八、〇〇〇、〇〇〇コントに達した。

ブラジルに於ける農事組合は、課税に關しては特別なる恩典を與へられ、組合の獲得せる不動産は財産税を免除せられ組合に屬する一切の土地は一〇年間、地租を免除されてゐる。組合はまた、營業税を免除され、葡萄酒を輸出する組合は輸出税を免ぜられてゐる。農村信用組合及びその同盟は更に待遇がいゝといふのは、それは三〇年間、完全に税金を免除されてゐるのであるから。

ブルガリア

ブルガリアに於て、産業組合運動の始まつたのは、一八九〇年のことであつて、その年に最初の信用組合が創立されたのであつた。今日では、そこには約六〇〇、〇〇〇名の組合員を有する、二、五〇〇個の産業組合がある。

農村組合は聯合してブルガリア農事組合中央會を作つてゐるが、同中央會は、問題の期間には約一、二〇〇個の産業組合と一、三二九個の信用組合とを包含してゐた。そして上り高總計は一、二九三、五三六、〇〇〇レヴァ(一レヴァは約一圓餘)であつた。

中央會兼卸賣組合「ナツブレッド」

中央會内には七〇個の消費組合があり、その中の五六個が産業組合中央會兼卸賣組合たる「ナツブレッド」(前進といふ意味)を形作つてゐる。そして他方に於て、一四個がブルガリア産業組合中央金庫に直屬してゐる。これらの七〇個の組合の組合員總計は、六五、六三三人であつて、三、三二パーセントの増加であつた。恐る可き戦後時代、及び二三七個の産業組合建築物の破壊、他方に於ては五〇、〇〇〇名の産業組合員が一九二八年の地震によつて寄る邊を失つてしまつたこ

と—あらゆるこれらの困難にも拘はらず、『ナツブレッド』は左表に見られるであらう如く、首尾よく發展したのであつ

た—

年	次	加盟組合數	組合員總數	各組合事業高總額	卸賣組合事業高總額
一九二四年		六五	四三、九六一	一、一六五、四五七、〇〇〇 ^{レヴァ}	七四二、一五九、〇〇〇 ^{レヴァ}
一九二八年		五五	五一、九八一	—	三三三、三三二、一六〇
一九二九年		七〇	五三、三一	四一五、八七七、八一三	四三三、四一七、八九三

『ナツブレッド』によつて擧げられた純益は、三、五六四、七七レヴァに達し、産業組合中央金庫によつて擧げられた純益は、一、〇八四、五六二レヴァに達した。『ナツブレッド』の融資力—資金及び積立基金—は、一九二九年には二二八、七六四、七二〇レヴァに達し、産業組合中央金庫に加盟する消費組合のそれは、五一、〇〇三、九三一レヴァに達した。『ナツブレッド』は、同國內で賣られた砂糖全量の五分の一以上を販賣してゐる。それが一八二八年に、自己の加盟消費組合に物品を供給した割合は八六パーセントであり、他の消費組合及び私營商人に供給した割合は一四パーセントであつた。卸賣組合は、チエルヴェン・ブレーグに製粉工場を持つてゐるが、これは一年中、毎日三五、〇〇〇疋の小麥粉を生産してゐる。またそれは、數個の穀塔をも持つてゐる。

ブルガリアの産業組合中央金庫は、一九二九年末には、四一三個の取引産業組合を持つてゐた。これは前年に比べて七個の増加である。出資金は、六、五六九、五〇〇レヴァであり、そして積立金は二〇、四八二、一五三レヴァであるが、これは一九二八年に比べると五、四七五、五七六レヴァの増加である。一九二九年に於ける純剩餘金は八、二七一、七二〇レヴァであつて、二、四七一、四七二レヴァの増加であつた。

一九二九年末には、産業組合中央金庫に加盟してゐる庶民金庫は正に一六八個であつたが、それらの組合員は一三七、一三〇名、資金合計は六六七、〇二一、〇七四レヴァであつた。

労働者生産組合中央會は、七二個の加盟組合を數へ、また個人組合員は七一四名である。中央金庫もまた、二、〇六五名の個人組合員を有する五〇個の住宅建築組合と、二三、三〇

○名の組合員を有する電気組合中央會、即ち『ヴァツチャ』("Vatcha")を、自己の手に所屬せしめてゐる。

カナダ

カナダ自治領は、それが非常に廣大な面積を占めてゐるといふ唯一つの理由のために、産業組合の發展といふ途上には一大國民的困難が横たはつてゐるのである。何となれば、一方に於てカナダは人口一〇、〇〇〇、〇〇〇に垂々とし、不斷に増加し行く住民があるとはいへ、しかも民衆は遠く且つ廣く分散してゐるのであるから、共同するといふ——換言すれば共同して産業組合を作るといふこと——は、決して生優しい仕事ではないのである。

一九二九年に於てはカナダに九三六個の産業組合があり、その組合員は略々五二三、〇〇〇名に及び、その中には西部諸州の穀物栽培者も、東部諸州の製酪農民、及び果實蔬菜栽培者も包含されてゐると記録されてゐる。組合は次の諸項に分類されてゐる——即ち、生産組合、市場取引組合、生産及び市場取引組合、配給組合、市場取引及び配給組合、信用並に貯蓄組合及び雑組合。

生産者組合のグループの中には七〇個の組合がある。その分布は、ブリチツシュ・コロンビア州に二四個、ケベック州

に二二個、サスカツチエワン州に七個、マニトバ州に六個、オンタリオ州及びアルバータ州にそれぞれ四個、それからニュー・ブルンスウィツク州に三個といふ状態である。

市場取引のグループの中には、小麥プールのが、云ふまでもなく、目立つた組織である。有限責任カナダ小麥生産者組合は、サスカツチエワン、アルバータ、マニトバ及びオンタリオ等の小麥プール中に包含される一四〇、〇〇〇人餘の組合員を持つてゐると註されてゐる。補助組合は左の諸州内に所在する二五七個組合を持つてゐる——即ちケベック六〇個、マニトバ五〇個、オンタリオ五〇個、ブリチツシュ・コロンビア四三個、アルバータ二九個、サスカツチエワン一三個、及び海岸諸州八個。カナダ小麥プールは、一九二八—二九年には憂ふ可き一年を持つたのであるが、二五三、一〇二、五八五ブツシエルの小麥及び三五、六九四、〇五七ブツシエルの粗穀類を取引した。小麥の持越し高は、四八、三五八、五八五ブツシエルであつた。カナダの小麥生産は、一九二七—二八年の四八七、〇〇〇、〇〇〇ブツシエルに對して、五四七、〇〇〇、〇〇〇ブツシエルであつた。

生産及び市場取引組合と稱する組合は十一個あるが、その中で最大の組合員を有するものは中央アルバータ酪製品生産者組合(the Central Alberta Dairy Producers' Association)

であつて、その組合員は一、六二五名に上る。このグループに屬する組合は、ニュー・コロンビア州には七個あり、ニュー・ブルニスウィツク、ケベック、オンタリオ及びアルバータの諸州には各々一個づゝある。

市場取引及び配給組合のグループの中では、トロントの統一農民産業組合株式会社(the United Farmers' Co-operative Company, Ltd.)及びウイニペグの統一穀物栽培者組合(the United Grain Growers)が目立つてゐる。このグループに屬する一六組合の中、七組合はブリチツシュ・コロンビア州に、四組合はオンタリオ州に二組合づゝがそれぞれ

ある。市場取引及び配給組合のグループの中には、トロントの統一農民産業組合株式会社(the United Farmers' Co-operative Company, Ltd.)及びウイニペグの統一穀物栽培者組合(the United Grain Growers)が目立つてゐる。このグループに屬する一六組合の中、七組合はブリチツシュ・コロンビア州に、四組合はオンタリオ州に二組合づゝがそれぞれ

カナダ産業組合中央會の統計

年次	報告組合数	組合員数	組合の當該年諸組合の純剩餘金總計
一九二三年	七	四、六四六	一七二、九七二
一九二八年	三〇	一〇、三三六	三、四二、七五〇
一九二九年	三一	一〇、六四八	二、三三、三〇二

右の數字の上に、更に一七個の加盟組合と七二、〇〇〇ドルの賣上高を有するアルバータ卸賣組合、四六個の加盟組合と二八六、八七六ドルの賣上高を有するマニトバ卸賣組合及び二九個の加盟組合と、六三五、四七三ドルの賣上高を有す

るサスカカツチエワン卸賣組合を追加せねばならない。オンタリオ玉葱栽培者組合も矢張り、この中央會に加盟して、その組合員一三二を數へ、賣上高二五、八四四ドル、そして剩餘金一二、八三六ドルを算する。

セイロン

一九二二年の一勅令は、産業組合の構成並びに統制に關する法律を整備したのであつたが、これらの組合は、その年の年次大會に表はれたるところを見れば、一二五を算し、他方に於て、五個の中央會及び中央金庫から代表が出席してゐた。一九二九年に於ては發展が傳へられ、この年には一〇〇個の新組合が登録されて組合總數が四五〇となつた。組合の金融については、若干の困難が經驗され、そして政府下附金の一五〇、〇〇〇ルーピーも直ちに使ひ果たされてしまつたので、コロンボに於ける諸組合によつて、二五、〇〇〇ルーピーに上る金が貸出された。けれども、その返済振りを見ると、僅かに一〇パーセントの延滞しか示してゐないことは、この年としては満足す可き現象であつた。組合中、最多數を占めるのは、農事信用組合であるが、米穀市場取引組合を作る努力が始められつゝある。政府の貸金を當てにするのを避けて、産業組合中央金庫の資金に頼らうとする傾向があるのを聞くのは喜ぶ可きことである。

支那

全國的な擾亂及び内亂にも拘はらず支那に於ては産業組合

て經營され、彼等はその棉花を集め、これを格付けし、そして紡績工場へこれを直接に賣り込むのである。蒙古には、羊毛、毛皮、及び家畜の販賣及び交換のための組合が多くあつて、その上り高は二〇、〇〇〇、〇〇〇ドルに及ぶと報告されてゐる。

支那饑飢救濟國際委員會は、諸國に於ける産業組合文献を研究した後、産業組合の準備規約を一通り起草した。經濟關係基督教化全國協議會も、消費及び信用組合組織のために活動しつゝあるいま一つの動力である。前者の活動の直接的な結果は、即ち黃河流域地方に於ては、一九二三年には僅かに八個の組合しか存在してゐなかつたにも拘はらず、一九二九年には八一八個となり、その中、二四六個が第一流に位するものであつたといふことが見られる。總組合員は略と二二、〇〇〇人に近く、出資は一六四、九八四ドルであつた。この年にはまた九個の地方聯合會が成立するのが見られた。

チリ

一九二八年末には、チリに於て八〇個の産業組合が登録されてゐた。その中三五組合は建築組合であり、數組合は建築兼消費組合であり、残りが消費組合であつた。

一つの産業組合全國聯合會が、一九二八年八月六日に、サ

運動が徐々に確立しつゝある。一九二七年以來、國民黨によつて代表せられる新しい社會秩序は、産業組合の原則に従つて國民經濟を建設せんとする、眞面目なる意向を抱いて來たのであつた。このために、産業組合の發達に好都合なる諸法律が可決され、そして産業組合指導者及び労働者養成のため

に諸々の學校が設立されたのであつた。現在、支那産業組合中央會が上海に活動してゐて、全國のあらゆる主要都市に支部を持つてゐる。そして、週刊及び月刊新聞が各々一個づつ該中央會によつて發行されてゐる。産業組合的思想は、江蘇省に於て最も進歩してゐて、そこには、産業組合的宣傳のために省政府の手によつて八個の事務所が設立されてゐる。

上海には消費組合があり、北支那には農村信用組合がある。約五九一個の信用組合が存在すると報告され、その組合員は約一四、九一〇人といふことである。北支那に於ける多數の組合は販賣、貯蓄及び購買組合を兼ねてゐる。かゝる組合は鶏卵を販賣し、新年までその金を貯蓄し、それから組合員の必要とする諸商品を購入することになつてゐるのである。

南京郊外に於ては、農民が絹の販賣のために産業組合を組織してをり、また一方、廣東郊外に於ては、米の販賣のため

の組合がある。烏江に於ける或産業組合は棉花生産者によつて設立して、十個の組織が參加した。

政府は最近、種々葡萄栽培組合の設立のイニシアチブをとつた。そして店舗及び倉庫の獲得によつて、輸出用葡萄酒の種々雑多な型を標準化することが希望されてゐる。五〇、〇〇〇、〇〇〇ペソの金額が、政府の下附金として與へられた。

チエツコスロヴァキア

一九二九年一月一日には、チエツコスロヴァキア共和國に於て、前年の一五、六二五個に對して一六、〇七七個の組合があつた。これらの現存産業組合は、次のグループに分たれてゐる。——信用組合、ライファイゼン (Raiffeisen) 型四、八五一個及びシュルツェ・デリツチ (Schulze-Deitsch) 型一、七五〇個、合計六、七一八個。農事組合、四、八五一個。消費組合一、一五八個。生産組合、一、六〇二個。住宅組合、一、五七九個。雜組合、一二〇個。及び産業組合聯合會、四九個。總計、一六、〇七七個。消費組合數は、合同の結果、五七の減少を示してゐる。

チエツコスロヴァキアに於ける最大の聯合會は、ブラーグ

に於ける農事組合中央會である。一九二九年一月一日に於ける加盟組合は、三、二七三個で、事業高は、一九〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇チェッコ・クロネであつた。ドイツ農事組合中央會は、一九二九年に、一六八個の加盟組合、個人組合員は二三一、八七五名、事業高總計は五八七、一七〇、二二九チェッコ・クロネであつた。

チェッコスロヴァキアに於ける配給組合は、チェッコスロヴァキア産業組合中央會及びドイツ産業組合中央會である。一九二八年に於ける慶賀す可き發展は、共同購入に於けるドイツ及びチェッコの兩産業組合中央會の提携であつた。

チェッコスロヴァキア
産業組合中央會

在ブラーグ、チェッコスロヴァキア産業組合中央會 (Důstředni Sraz Československých Družstev v Praze) は、同共和國に於ける最大の配給機關であるが、一九二九年には、一、〇四三組合から成つてゐた。その内容を述べると、二五六個の消費組合、二〇三個の工業生産組合、二三五個の勞働者住宅組合、二二五個の建築及び家屋組合、三六個の信用組合、及び一九四個の農事組合があつた。

年次	組合員數	上り高	年次	組合員數	上り高
一九二三年	四六、五五	チェッコ・クロネ 八八、六四、六三	一九二九年	四三、二四	チェッコ・クロネ 一、三四、八九、八六
一九二八年	四九、六〇	一、三三、六〇、六八			

卸賣組合 (略稱 V・D・P)

卸賣組合の一聯の年月に於ける最も注意す可き數字を記録

年次	加盟組合數	上り高	純益	使用人數
一九一三年	一一九	三、一二六、四六三	三五、三一六	二九

すると、左表の如くである。そこには戦後の幾年間に於ける卸賣組合の偉大なる進歩が、はつきりと看取される――

生産 一九二九年に於て組合自身の生産價格は、一九二八年に於ける一八〇、二二六、八八〇クロネ、及び一九二六年に於ける一六七、四〇一、九六一クロネに比べて、一七四、〇〇九、四三一クロネといふ數字を示した。

ドイツ人産業組合中央會

チェッコスロヴァキア共和國に於ける、少數ドイツ民族の

一九二四年	四〇四	五四三、九九〇、二二〇	一五八、九五八	八七九
一九二八年	三三九	五七二、七五二、八九八	二五三、二四八	八〇八
一九二九年	三四七	六〇四、七三三、五〇六	三六三、一〇七	八八七

産業組合組織はドイツ人産業組合中央會 (Verband deutscher Wirtschaftsgenossenschaften in der Tschechoslowakischen Republik) であつて、これは一九一九年に獨立の立場に基いて組織されたものである。中央會は(少數の生産及び建築組合を除いては)配給組合の中央會であつて、その統計記録を示すと左表の如くである。

年次	組合數	組合員數	賣上高	總計
一九一九年	二八五	一八二、二二六	一六六、三四一、八二九	チェッコ・クロネ
一九二八年	一八五	二二三、七二二	五五八、六五五、三二九	
一九二九年	一七九	二三一、八七五	五八七、一七〇、二九九	

卸賣組合 (『ゲック』中央會)

チェッコスロヴァキアに於けるドイツ産業組合の總供給者

年次	出資總額	賣上高	使用人數
一九一九年	七七一、六四四	一三五、二二二、一七五	三三九

は、卸賣組合、即ち在ブラーグ有限責任『ゲック』産業組合中央會 "GEG" である。

*一九二四—二五年	六、五八一、八七九	**三八二、九九九、七〇二	五二九
一九二七—二八年	七、六七六、八四〇	二八八、六八一、七三四	八八八
一九二八—二九年	八、〇九八、三三六	三〇二、〇九二、六二七	一

*八月。 **十八ヶ月。

産業組合中央會は一〇、一五〇個の農事組合を統一してゐるが、その中、五二七個の新組合は一九二九年に加入を許されたものである。條件が不利であり、チエツコスロヴァキアの農業が酷い危機を通過しつゝあつたにも拘はらず、發展が遂げられたのであつた。組合全部の取引高總額は二、八〇九、三五一、八四四チエツコ・クローネであり、積立金一一六、四二六、八七二チエツコ・クローネに達した。

エクアドル

最初の眞實の産業組合と稱する、消費組合中央會(Sociedad Union de Compradores)が、一九二三年に資本二七五、〇〇〇ドルを以て、エクアドルに設立せられた。

デンマーク

ロッチデルの種子は、一八六〇年といふ昔に植えつけられたのであるが、その時以來、デンマークは産業組合的農業

に關しては全世界の模範となつた。そして、他方に於て、國民の主要輸出は、産業組合の生産物に限られてゐる有様である。同國內に於ける産業組合の三分の二は、農事組合である。一人の農民は大抵、産業組合店舗、産業組合製酪場、産業組合屠殺所、糧秣購入組合の組合員を兼ねてをり、恐らくは數個の保險組合の組合員でもあるであらう。

デンマークに於ける産業組合の發展程度に關する若干の概念が、左の一九二九年度の數字から拾ひ集められるであらう。農事、生産及び販賣組合が上り高に於ては斷然リードし、その額一、四九五、六〇〇、〇〇〇クローネに及び、他方、その組合員は四二二、五六四名であつた。消費組合は、組合員數三三一、五〇〇を算し、上り高は四一一、〇〇〇、〇〇〇クローネであつた。農業購買組合は、その全組合員は一三一、七六〇名であつたが、上り高は一八三、九〇〇、〇〇〇クローネと記された。その他の諸産業組合は、組合員數こそ最大——即ち五六八、九三七名——であつたが、しかしその上り高

は僅かに八、五〇〇、〇〇〇クローネに過ぎなかつた。

消費組合運動は、北部ユットランドのチステッドといふ小さな町に於ける消費組合店舗の設立と共に、その源を發したのであつた。デンマーク産業組合運動の端初は、一八八二年、西部ユットランドのフイエツディング村に於ける最初の産業組合製酪場の創立に始まる。そして最初の産業組合ベールコン

デンマーク卸賣組合 (F・D・B)

年次	加盟組合數	組合員數	卸賣組合賣上總額	卸賣組合生産價額
一九二〇年	一、七九二	三三五、一〇四	二〇三、三五五、六二一 ^{クローネ}	四一、八八二、二一四 ^{クローネ}
一九二四年	一、八〇四	三三七、五〇〇	一六九、五八五、三六七	四六、一八六、六七五
一九二八年	一、七八四	三三一、五〇〇	一三四、三六八、六二九	三八、〇七九、一五四
一九二九年	一、七九〇	一	一四一、六一一、七七四	四〇、三〇七、一一八

信用事業——デンマークに於ける産業組合運動の金融機關は、現在では、デンマーク産業組合庶民金庫(Dansk Andels og Folkebank)であつて、これは一九二五年、コペンハーゲンに設立されたものである。

エジプト

エジプトに於ける産業組合運動の起源は、一九〇九年に週

る。當時皇太子であつた、サルタン・ハツセンが産業組合運動の先驅者であつた。そして産業組合法の通過した一九二三年に至るまで、その進歩は非常に遅々たるものであつた。

この法律は、一九二七年に、他の法律によつて、取つて代はられた。この新法の下に於ては、特別の恩典と便宜とが與へられ、その中には、若干の司法的及び行政的負擔の免除、及び輸入機械並に材料に對する國有鐵道運賃の二割五分引等

が含まれてゐた。

年次	組合数	組合員数	出資	剰餘金
一九二五年	一三九	一〇、六七三	三五、四〇四 ^エ	六二七 ^エ
一九二八年	一六二	一四、一七六	五六、〇六七	五、六五七
一九二九年	二二七	二二、三三六	八〇、九八五	一、六八〇

エストニア

一九二九年の始めに於ては、エストニアの住民（これは一九二八年一月一日には、一、二四、九四一名と算定された）の間には、二、五〇〇個の産業組合があつた。この数の中には九〇個の馬鈴薯組合、三〇〇個の泥炭組合、三八〇個の相互保険組合、二一〇個の銀行・貸付・貯蓄組合、四〇〇個の製酪場、及び二五〇個の消費組合——この最後に挙げた組合の最初のもは、一九〇二年にその淵源を發する——が含まれてゐた。全部は一二個の中央會が組織され、そして全國に跨が

エストニア卸賣組合

年次	加盟組合数	組合員合計	各組合賣上高合計	卸賣組合賣上高
一九二〇年	二二五	九七、七〇五	四、七六六、六九六 ^{エストニア}	二、一〇九、七一九 ^{エストニア}

る全運動を統制するピラミッドの頂點には一九一九年に設立された彼のエストニア産業組合中央會がある。
エストニアに於ける配給組合運動の代表的組織は、エストニア卸賣組合（略稱 E.E.K.）であるが、これは消費組合の約九五パーセントを抱擁してゐる。二四二個の加盟組合の中には、中央會、一八二個の消費組合、三〇個の農事組合、一〇個の農業取引中央會、九個の漁業組合、九個の銀行、及び一個の運輸中央會を包含してゐる。人口の四分の一は、消費組合の中に組織されてゐる。

フィンランド

産業組合的信用運動は、フィンランドに於て、非常に發展してゐた、一九二八年には一、四一四を下らぬ信用組合があり、その全組合員は一三八、七六二名に上つた。農業信用組合中央金庫は、四〇、〇〇〇、〇〇〇フィンランド・マルクの

年次	組合数	組合員合計	出資金と、二八、五〇〇、〇〇〇フィンランド・マルクの積立金とを持つてゐるのであるが、約一七〇、〇〇〇、〇〇〇フィンランド・マルクの金を諸組合へ貸付けてゐた。
一九二四年	二六八	七六、二〇三	二二、二八二、八二三
一九二八年	二四五	五八、二〇二	三二、八四〇、八二四
一九二九年	二四二	五五、一三四	三五、〇三二、四九六

其のそれの卸賣組合によつて代表されてゐる。一九二九年度に於ける兩中央會の數字を比較すれば左の如くである。

中央會の名稱	組合数	各組合組合員数	各組合賣上高總計
産業組合聯合會	四二五	二一七、七五八	一、八七九、二五七、一九三 ^{フィンランド・マルク}
産業組合中央會	一一二	二三八、八一五	一、三八二、八〇〇、〇〇〇
合計	五三七	四五六、五七三	三、二六二、〇五七、一九三

産業組合聯合會 (Y.O.L)

一聯の年月に互る聯合會の比較統計は、左表に示されてゐる。

年次	組合数	組合員数	各組合賣上高總計
一九一四年	四一五	九七、〇〇〇	七、一〇〇、〇〇〇 ^{フィンランド・マルク}

最近の幾年かに就いていふと、組合員合計が静止状態に到達したかの如くではあるが、これに反して、上り高總計は増加するに至つてゐることを注意すべきであらう。

一 九 二 九 年	一 九 二 八 年	一 九 二 四 年	四 七 八	四 一 九	四 二 五	一 八 五、六 〇〇	二 〇 六、四 一四	二 一 七、七 五八	一、一 三〇、〇 〇〇、〇 〇〇	一、八 二四、六 八四、八 二二	一、八 七九、二 五七、一 九三
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

多くの組合及びその組合員に對する産業組合保険は、二つの企業、即ち火災保険組合、『ツレンヴァーラ』及び生命保険組合、『ポーファー』(Polja)によつて營まれてゐる。

消費組合中央會 (K・K)

一九一六年に設立された消費組合中央會によつてなされた顯著なる發展は、左の注目すべき統計を見るとはつきりと分る。

年次	加盟組合數	加盟組合員數	各組合賣上高合計	純 剩 餘 金
一九一八年	八七	九五、二一六	一四六、八五六、九一五	五、一七八、八一八
一九二四年	一一〇	一八五、三〇三	九六六、五七四、七一八	一七、五七六、七二三
一九二八年	一一二	二二五、五三七	一、三五八、二〇〇、〇〇〇	三一、六〇〇、〇〇〇
一九二九年	一一二	二三八、八一五	一、三八二、八〇〇、〇〇〇	二七、六〇〇、〇〇〇

卸 賣 組 合 (S・O・K)

その頭文字S・O・Kによつて、よく知られてゐる、かのフィンランド卸賣組合の第二十五年の活動報告は、フィンランドに於ける經濟的活動が一九二九年には幾多の困難に遭遇したことを示してゐる。資金の缺乏、建築その他多くの産業に於ける増大し行く失業、及び農業生産の不利なる販賣條件並

に價格は、公衆の購買力を減退せしめた。その結果として、賣上げに於ける局部的停滯が起つた。國內卸賣及び小賣取引は、前年のそれに比べて、五乃至一五パーセント減少したのであつた。

一九二〇年以後に於けるS・O・Kの上り高年額を示せば、左の如くである。

年次	組 合 數	賣 上 高 總 計	純 剩 餘 金
一九二〇年	五〇〇	三三三、六九九、四四三	四、三三七、五七三
一九二四年	四六一	六三〇、三二〇、一八三	九、五二三、四一四
一九二八年	四一九	一、〇〇三、三九八、四六五	一八、五八一、〇〇九
一九二九年	四二五	一、〇五四、一五四、〇一〇	四、七八一、二四八

生 産——一九二九年に於ては、同組合の工業的事業の上り高は、價格一〇五、四二八、〇四四フィンランド・マルクに上り、前年と比較して二五、四〇九、八九九フィンランド・マルク、即ち三一・七パーセントの増加であつた。生産事業を擧ぐれば左の如くである——ヴァーヤコスキーに於ける、マツチ製造所一個、製材工場及び木工工場一個、ブラツシ工場一個、紙袋及び製紙工場一個、ボンボン及び罐詰製造所一個及び人造バター工場一個、ヘルシングフォルスに於けるメリヤス工場一個、化學工場一個、チコリー工場一個、及びコーヒー炒り所一個、ヴィボルグに於けるビスケット製造所一個及びマカロニ製造所一個、そしてジェームセーに於ける煉瓦工場一個。S・O・Kは國産マツチ工業の險惡なる状態を征服するために、フィンランドの諸マツチ商會がスウェーデン・マツチ會社と取極めた協定に加入した。新しい人工バター工

場が、一九二八年にヴァーヤコスキーに開かれたが、同地ではまた新しいボンボン工場も始められた。ヘシングフォルスに於ても同じく新しいのが一つ開かれたが、同地ではなほ多くの空地が、殊にメリヤス製造業のために要求されてゐたのであつた。北部フィンランドのために、ウレアボルグのウールーに、新しい製粉工場が設立された。

卸 賣 組 合 (O・T・K)

一九二九年の金融惡化時代、經濟的不況及び失業は、O・T・Kなる略稱によつて知られてゐる卸賣組合に結びついてゐる配給組合の活動に對して、妨害的な影響を及ぼした。かて、加へて、同年一杯に互り、あらゆる重要消耗品の價格に關して、異常に猛烈な低落の風が吹きまくつたので、その結果として、これらの物品の價格は、國際市場に於てもまた、フィ

一九二九年の金融惡化時代、經濟的不況及び失業は、O・T・Kなる略稱によつて知られてゐる卸賣組合に結びついてゐる配給組合の活動に對して、妨害的な影響を及ぼした。かて、加へて、同年一杯に互り、あらゆる重要消耗品の價格に關して、異常に猛烈な低落の風が吹きまくつたので、その結果として、これらの物品の價格は、國際市場に於てもまた、フィ

ンランド市場に於ても下落を見たのであつた。

年次	加盟組合数	賣上高總計	純剩餘金
一九二〇年	一一〇	九八、八三七、七五四 <small>フィンランド・マルク</small>	三、一〇五、九二三 <small>フィンランド・マルク</small>
一九二四年	一一二	五五〇、三九二、六〇五	七、二三七、六八五
一九二八年	一一一	一、八一三、五四八、五六八	一一、二七七、〇〇八
一九二九年	一一二	七七一、九三五、四四一	一〇、二八〇、一七七

フランス

生産——O.T.Kの工業的事業の中には、マッチ工場一個、衣類及び下着工場一個、製絲場一個、鮮漬製造所三個、コーヒー炒り所一個、技術化學工場一個、化學肥料混合工場等が含まれてゐる。一九二九年に於ける生産價格は、一九二八年に於ける六四、〇〇〇、〇〇〇フィンランド・マルクに對して、六〇、九〇〇、〇〇〇フィンランド・マルク以上であつた。

保險——中央會加盟組合に對しては、二つの保險組合(一つは生命保險、一つは火災保險)がある。一九二九年の一年間に表はれた生命保險組合「カンサ」(「Kansa」)の數字を見ると、發行保險證書の数が一九、四〇九枚に達し、その金額が一九二、四〇〇、〇〇〇フィンランド・マルク以上に當るといふことが分る。

フランスに於ては、農事組合が繁榮してゐるが、このフランスに於ては農事信用中央金庫及び相互制度及び農事組合全國聯合會がある。後者は、生産組合、製酪組合、卵組合、葡萄栽培組合、打穀組合、樹脂組合、電力組合等を包含してゐる。

フランスに於ては、消費組合運動は消費組合全國聯合會に依て代表されてゐる。その加盟組合は、國內に於ける消費組合員總數の半分以上、即ち二、三〇〇、〇〇〇名を抱擁するものと認めて差支へない。

現在、フランスに於ては五二個の發展組合が活躍してゐるが、一般的にいつて、その各々は數個の部門を包含してゐる。

これらの發展組合は、一九二九年には、三、四四九個の店舗を統制し、七二九、九〇三名の組合員と、一、二四八、五二〇、六〇二フランの上り高とを有してゐた。

卸賣組合(M.D.G.)

年次	加盟組合	賣上高總計	生産年額	使用人数
一九一四年	四二五	一一、三六五、七七〇 <small>フラン</small>	九二六、七一六	二七一
一九二四年	一、五六一	三五三、九八六、二二三	一三三、七一八、八七六	一、三九六
一九二八年	一、四五四	六五四、〇四二、九九〇	三〇、二二四、七四二	七八五
一九二九年	一、四二三	七一一、〇〇〇、〇〇〇	二二、二四、〇一九	一、〇〇〇

一九一四年以來のフランス卸賣組合(Le Magasin de Gros)の主要數字は、左表に示されてゐる。そこには、多くの慶賀すべき合同があつた。而して、一九二六年以來の組合員の増加は四〇〇、〇〇〇であり、他方、店舗数は七、〇〇〇より八、二〇〇に上つたことが認められてゐる。

卸賣組合は幾多の生産工場を持つてゐるがその中には、三個の製靴工場、一個のスリッパ製造所、三個の果實及び蔬菜罐詰工場(トマト、豌豆及び隠元豆の罐詰)、及び一個の鰯罐詰工場、一個のチョコレート及びボンボン製造所、三個のコーヒー炒り所、衣服製造及びオー・ド・コロン工場が含まれてゐる。

ドイツ

運動の金融機關はフランス産業組合金庫(La Banque des Cooperatives de France)の名で知られてゐる。これは一九二二年の創立に係り、卸賣組合(La Magasin de Gros)の銀行部たる事務を遂行するものである。その出資は二一、

ドイツの經濟生活は、一九二九年に於ても依然として困難且つ荒涼たるものだつた。然し乍ら、産業組合の數に於ては著しい増加が見られた——年末には、年始よりも四〇〇個も

多かつた。組合の数は、——これは大いに注目すべきことであるが——一九二八年のその約二倍である。

ドイツの産業組合の完全なる統計的調査を得んとする試みがなされたが、その結果によると、ドイツには、一九二八年の五〇、九七二個に對して、一九三〇年一月一日には五二、五九九個の産業組合があつたことが明かにされてゐる。そこには、二二、〇八九個の信用組合、三、九八二個の職業別及び産業別同業組合、一、七五三個の消費組合、四、七二六個の住宅及び建築組合、四、九二二個の雜組合、四、一二七個の建築組合、及び一九、〇八七個の農事組合があつた。一九三〇年三月二十一日には、二つの農事組合運動、即ち、一八七七年の創立に係る、ドイツ・ライプハイゼン産業組合中央會及び一八八三年の創立に係る、ドイツ農事組合中央會について、歴史的な重要性を有する事件が起つてあつた。この兩者は、今や合同してドイツ農事ライプハイゼン組合中央會と稱する一聯合會となつてゐるドイツ聯邦政府は、この集中の促進のために、二五、〇〇〇、〇〇〇マルクを計上して置いたのであつた。新しい中央會は、全ドイツ農事組合の九〇パーセントを——即ち三六、三三九組合を包含してゐる。

ドイツ消費組合中央會

卸賣組合 (G.E.G.)

過去五ヶ年間に於けるドイツ卸賣組合の目覺しき發展を表

示する左の附屬表は、最も慶賀すべき特徴を示すものであり、而して戦争直後の幾年かの數字——即ちこの受難時代の悼ましい經濟状態のために卸賣組合が突き落されてゐた地位を雄辯に證明するところのこれらの數字に比べると、實に陸離たる光彩を放つものである。この受難時代の次に來つた明白なる進展は年々の上り高の増加、即ち一九二四年に於ける一三・六二パーセント、一九二五年に於ける三五・四パーセント、一九二六年に於ける二八・九パーセント一九二七年に於ける二

ドイツ卸賣組合の一九一四——一九二九年の統計

年 次	組 合 數	卸 賣 組 合 の 上 り 高	
		金 マ ル ク	パ ウ ン ド
一九一四年	八二三	一五七、五二四、〇四〇	七、八七六、二〇二
一九二四年	* 八二二	一六八、四六六、二七八	八、四二三、三二五
一九二八年	八八二	四四四、三七一、六六四	二一、七五一、九一七
一九二九年	九九九	五〇一、三七八、二二二	二五、〇六八、九〇六

* 加盟組合數の減少は、不況に壓されて多數の小組合が退却したことに基因すると報告されてゐた。

信用事業——卸賣組合の信用部は、諸組合に對する金融の中心として活動してゐる。一九二九年に於ける數字は、事業高の増加を示し、その總額は、一九二八年の三、三七六、四四八、〇〇〇マルクを下らない有様である。

生産——卸賣組合、即ちG.E.G.は、食料品及び類似商品の生産、諸種の必需品の生産及び織物並に衣服の生産を抱擁する四〇個内外の設備を含む企業を有してゐる。第一に擧げたグループの中には二一個の製造所が、即ち一個の生菓子

ドイツ消費組合中央會は、一九二九年には、一九二八年の一、〇五二個に對して一、〇七二個の加盟組合を有し、一九二八年の二、八〇〇、〇〇〇名と比較して三、五〇〇、〇〇〇名の個人組合員を持ち、一一、八一七個の店舗を管理してゐた。上り高總額は一、二二六、五〇〇、〇〇〇マルクに上り、その中、三三〇、〇〇〇、〇〇〇マルクが自己の生産に係るものであつた。諸組合の貯蓄基金は、二八四、五〇〇、〇〇〇マルクに達した。

生産的方面は、製パン所、礦泉工場、製粉工場、肉生産物工場、製酪場等々によつて代表されてゐる。

中央會の恩給部の加盟員としては、三六七個の組合がある。一九二九年に於ける恩給受領者數は、三、二九一であつた。そして拂ひ出された金額は一、六八二、七五八マルクであり、一方、掛金は七、〇五六、〇〇〇マルクに達した。

ハンブルグの生産組合は、ドイツに於ける最大の組合である。一九二九年に於けるその上り高は、八七、八〇一、七六四マルクであり、前年に比べて一〇、八〇一、七六四マルクの増加であつた。

六・八一パーセント、一九二八年に於ける一九一パーセント、及び一九二九年に於ける一・二八三パーセントといふ上り高の増加によつて示されてゐる。自己生産の上り高は、一九二八年に對して一八・三〇パーセントの増加であつた。

一九二九年に於ける純剩餘金は、一九二八年に於ける四、三六一、三五〇マルクに比べて四、九四六、三六九マルクに達した。積立基金は總額一七、五七五、四八一マルクに及び三、七八三、四二五マルクの増加であつた。

製造所、一個のボンボン及びチョコレート製造所、三個のソーセージ及び燻製ハム製造所——オルデンブルグにあるその一の如きはヨーロッパ大陸に於ける最大のものであつて、その消費力は一日に豚一、二〇〇である——一個の魚貯蔵加工所、一個の麦芽コーヒー工場、一個の罐詰及び罐詰(豌豆隠元豆及び果實、マーマレード、果汁等の罐詰及び罐詰)製造所、一個の食物調味品製造所、一個の芥子製造所、六個の葉巻工場、三個の煙草工場、一個の巻煙草工場及び一個の製粉工場が含まれてゐる第二のグループの中には、八個の製造所が、——即ち二個の石鹼工場、一個の化學雜種品(靴クリム等々)工場、二個のマッチ製造所、一個のブラツシ工場、一個の家具工場及び一個の製材製函工場が含まれてゐる。第三のグループの中には、五個の製造所が——即ち二個の織布工場(これはベツト・カパー、タオル地、フランネル、ファスチアン織、シート地及びシャツ地を生産する)、二個のレディード雑貨(エブロン、ブルーズ、シャツ、ニツカーボツカー及びズボン)製造所、一個の衣服製造所が含まれてゐる。卸賣組合はまた二個の大きな生産商會——即ち一つの衣服製造所及び一つのチーズ製造所——の共同出資者であり、前者に於ては、卸賣組合は資本の十分の九を所有し、後者に於ては、卸賣組合は資本の半分を握つてゐる。そして同組合はま

た一個の農場をも持つてゐる。

使用人——一九二九年末に於ては、卸賣組合に使用されてゐる人間の總數は、前年度の同期の七、三七二名に比べて七、四四六名であつた。

保 險——運動のための保險事業は二個の組織によつて營まれてゐる。即ち生命保險は、一九二二年に創立された民衆共濟勞働組合及び産業組合保險株式會社により、また火災保險は「自助」火災保險株式會社によつて營まれてゐる。生命保險會社に關していへば一九二九年に於ける事業總額は、一九二八年の五八一、〇〇〇、〇〇〇マルク餘の金額に對して、殆んど八〇〇、〇〇〇、〇〇〇マルクに達した。そして保險料收入は、二六、七〇〇、〇〇〇マルクに對して四五、八〇〇、〇〇〇マルクに上り、而して保險證書の數は、一九二八年に於て、一、四七二、一四〇であり、また一九二九年には五八〇、六三八口の申込があつた。

『自助』火災保險會社(これの擴張部の成員は共濟生命保險會社のそれとほぼ同一である)は三、〇〇〇、〇〇〇マルクの出資を以て、一九二六年七月に業務を開始したのである。同會社は強盜保險に對する特殊部門を持つてゐる。

ドイツ消費組合中央會

邦の首府をも兼ねてゐる。

一九二八——二九年の事業年度に於てジョルジアの産業組合中央會たる『ツエカフシーリー』は、組合員總計四七一、七一一名を有する一六一個の組合を擁してゐた。加盟組合に對する卸賣組合たる資格に於て、本中央會は六七、一三九、〇〇〇ルーブルの上り高を持つてゐたが、これは一九二七——二八年に比べて一九四パーセントの増加であり、更らに後者は一九二六——二七年に比べると一三六・七の増進であつた。チフリスに於ける組合は、この中には入つてゐないが、これをも加へると、一九二八——二九年度の中央會の上り高總額は、一〇九、一九一、五〇〇ルーブルであつた。

ギリシヤ

公けの統計によると、一九二九年の始めには、信用組合が三、七四〇個、供給組合が一一九個、市場取引組合が三二七個、生産組合が二五〇個及び雜組合が四一一個存在してゐた。これらの組合は七〇個の聯合會に分屬し、その組合員總計は二四〇、〇〇〇名である。總拂込濟出資高一〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドラクマを以て、これらの組合は、その組合員のために三億ドラクマの價額に上る生産物を賣り上げ、彼等に對して三億五千萬ドラクマの價額の物品を供給した。産業組合員は

ドイツには、尙この外に、ケルンに本部を有する全國的消費組合中央會がある。即ちドイツ消費組合中央會がそれである。一九二九年といふ年には、その加盟組合數が二七六から二七三に減少した。そして他方、個人組合員數總計は七八六、七五八から七六四、九六〇に下がつた。二、七九八名といふ組合員の減少は、あらゆる無購買組合員の斷乎たる除名に由るのである。上り高は一八三、〇〇〇、〇〇〇マルクより一九五、五〇四、五三二マルクに上り、その中、二七、二五五、三七二マルクが生産的活動を代表してゐる。

本同盟の組合員は『ゲパツグ』(“Gepaeg”)卸賣組合から供給を受けてゐるが、後者は一九二九年には、七二、五三三、九一五マルクの上り高總計を報告してゐる。即ち一九二八年に比べて一八・二パーセントの増加である。卸賣組合の生産事業の中には、石鹼工場、一個のソーセージ製造所、一個の葉巻製造所、一個の生菓子製造所、コーヒー炒りプラント及び一個の印刷工場が含まれてゐる。

ジョルジア

ソヴェエツト社會主義共和國同盟の一員たる、トランスコーカサスのジョルジア共和國は、丁度二百五十萬の住民を有してゐる。首府のジョルジアは、またトランスコーカサス聯

全国の農村人口の六五パーセントに當ると見られてゐる。ギリシヤの産業組合に於ける、これ以外の興味ある新機軸は、牛乳生産、造船、牧畜及び製酪、オリヅ油生産、打穀葡萄酒生産、煙草栽培、建築及び荷揚人足の諸組合である。

オランダ

オランダに於ては、消費組合運動は、オランダ消費組合中央會によつて、代表されてゐる。これは一九二〇年に、オランダ消費組合中央會とオランダ労働者消費組合中央會との合同によつて、設立されたものである。合同以來の組合員の趨勢は、左の數字によつて、知ることが出来る。

年次	組合数	組合員合計	年次	組合数	組合員合計
一九二〇年四月一日	一五五	一九一、五七三	一九二九年一月一日	一二九	一八二、〇二九
一九二四年一月一日	一三五	一二六、七二五	一九三〇年一月一日	一三〇	一八五、三九四
一九二八年一月一日	一三二	一八〇、三五九			

消費組合中央會の活動的な分身としては、成功しつつある貯蓄銀行部と繁榮しつつある産業組合婦人ギルドとがある。

オランダ卸賣組合

卸賣組合の統計左の如し。

年次	卸賣組合 賣上高		年次	卸賣組合 賣上高	
	ギルダ	パウンド		ギルダ	パウンド
一九二一—二四年	四、五六一、四四四	三六四、九一五	一九二二年	二二、一〇一、八七二	一、〇〇八、四八九
一九二一年	一四、二二五、五三八	一、一三七、二四三	一九二九年	一八、二八三、一一五	一、五二三、五八五

一九二九年の純剰餘金は、一九二八年の三〇二、三七〇ギルダに比べて、六二七、七四二ギルダに達した。

生産—卸賣組合はウトレヒトに石鹼工場を持つてゐるが、このウトレヒトには近頃ジャム製造所が一つ建てられた。

三三フローリンの多きに及んだ。

ハンガリー

ロッテルダムにある生産工場を全部こゝへ移轉されてゐる。三〇〇、〇〇〇キログラムの収容力を有する、一個のチーズ倉庫がグラーダに建築されて、卸賣組合の大量輸出貿易に備へることになつた。

保 險—ハンデルスカメル(卸賣組合)は、發展し行く保険部を持つてゐる。そしてこの保険部は、火災、強盜、傷害等々に對する保険を營んでゐる。

印刷所—消費組合中央會と卸賣組合とは、ダイヤモンド活字工組合及び多數の消費組合と協力して、株式會社の形態をもつた一個の印刷所を經營してゐる。一九二九年の事業高は二四七、六二二ギルダであり、剰餘金は三一、二五一ギルダであつた。

貯蓄銀行—總消費組合貯蓄銀行は一九二四年九月の設立に係るものである。同銀行の發展は一九二八年十二月三十一日の一、三九四、九四六フローリンより一九二九年十二月三十一日の一、七四五、一九七フローリンに至る預金高の増加を見れば分る。

購買組合、即ちネザーランド農事委員會中央會は、その本部をロッテルダムに持つてゐるのであるが、一九二九年六月には加盟員數三八二を算し、同年の業務額は六〇、八九七、〇

『ハンギヤ』卸賣組合加盟組合統計

戰爭以來のハンガリーに於ける産業組合の最も大なる發展は、信用、配給及び製酪の線に沿つて來たのである。一九二九年には三五八、六五〇名の組合員が、一、〇〇〇個以上の信用組合に登録されてゐるのが見られた。その中には、ハンガリー中央相互信用組合も包含されてゐるが、これ等の組合は二八、五四五、四〇三ペンゲーの出資金を以て、三四、〇三二、九八一ペンゲーに達する預金、五、〇〇〇、〇〇〇ペンゲーの積立金及び一六五、六二二、四六三ペンゲーの借入金を持してゐた。

ハンガリーに於ける消費組合は、主として、ハンガリー農民中央會の卸賣組合たる『ハンギヤ』(蟻と云ふ意味)によつて代表されてゐる。組合數及び個人組合員數が二つながらや、減少したことが、見られるのである。その説明はかうである—即ち、一九二八年には四九個の組合が破産し、六個の組合が中央會規約違反の爲めに除名され、また一九二九年に於ても二七個の組合が破産し、一方、一個の組合が脱退し一個の新組合が加盟したのである。

年次	組合数	組合員合計	賣上高合計
一九一四年	一、二七六	一九〇、五五五	六六、八二七、九二一
一九二四年	一、九五二	八七〇、五四九	九四、四八一、六四四
一九二八年	一、六九八	七四三、七二二	一二二、四三二、七七六
一九二九年	一、六六一	—	—

一九一四年以後に於ける卸賣組合の毎年の上り高總額は、左記の數字によつて示されてゐる。

年次	ベンゲル	年次	ベンゲル
一九一四年	三四、三六六、六〇七	一九二二年	二七、六六五、七〇四
一九二一年	二五、八一三、九二〇	一九二九年	六八、三六六、五一七

一九二八年末には、組合の使用人員は前年の八五〇名と比べて八一五名であつた。

生産——組合の工業的事業(それは『ハンギヤ工業株式会社』といふ別個の補助機關の手を廻して營まれる)の中には、石鹼及び蠟燭、化學製品、ロープ及び麻紐、マッチ、ブラッシ、刃物、芥子、酒類の製造のための十二個の工場がある。會社はまた己れ自身の製粉工場を二個持つてゐる。一九二七年に於ける生産物の賣上總額は、九、四五一、六〇四ベンゲルであつて、前年の總額に比べて二五パーセントの増加であつた。

た。しかるに一九二九年に於ては、『ハンギヤ』がこの年にそのマッチ工場をマッチ・トラストへ賣却する破目に陥つたといふ事實を考慮に入れねばならないと云へ、この總計は七、五六六、五〇四ベンゲルに低落したのであつた。

現在、保險を營みつゝある組合は三個ある——一つは家畜専門であり、第二は生命保險、第三は生命、傷害、身許保證火災、電害、自動車及び家畜保險である。

今一つの優秀なる産業組合組織は、ハンガリー公務員卸賣組合であるが、之は三十八ヶ年といふ長い間、國內に於ける

この唯一の組合であつた。委細は左の表が語つてくれる。

年次	組合数	組合員数	上り高
一九八三年	一	一、五三四	七七七、〇〇〇
一九二八年	一〇六	七〇、二二一	三四、七四〇、一四〇
一九二九年	一一〇	五〇、一八一	三三、九五二、一七七

組合は首府のブタベストに、一〇六個の店舗を有し、また數個の工業的機關や設備を持つてゐる。

非常なる繁榮をしたのであるが、そのことは左に掲げた創立年度以來の數字を見るとよく分る。

さて他方に於てブダベスト一般消費組合は、過去數年間に

年次	組合数	組合員数	上り高
一九〇五年	一	九六二	一六四、五〇四
一九二八年	一〇六	六二、六九五	二二、〇七六、八三八
一九二九年	一〇二	六三、八五二	二二、八二五、六六九

インド

インドに於ける農民大衆を救済する希望の光りは、産業組合である。政府と雖も、これ以外には、あらゆる州に於けるあらゆる勤勞階級にとつて共通な最大災禍——即ち金貨の魔手に陥るといふ災禍を矯正すべき手段を見出し得ないのであ

る。故に、産業組合は、たゞに政府によつて奨励せらるゝのみならず、現實にその手によつて支持されてゐるのである。現在インドには幾千といふ産業組合があるが、しかもそれでもまだ十分ではないのである。一九二七年—二八年には、九六、〇九一個以上の組合が存在してゐた。九六、〇九一個の組合の中には、州中央金庫及び金庫聯合會を包含する五九

八個の中央會、再保險組合をも包含する一、四四二個の監査及び保證中央會、家畜保險組合を包含する八四、九五九個の農事組合及び九、〇九二個の非農事組合が入つてゐる。

左に掲げる表は、諸州に於ける組合を分類してその數を擧げたものであるが、これはインドに於ける産業組合的活動の研究について有益なものであるであらう。

英 領 イ ン ド

	聯合會	監理組合	農事組合	非農事組合	合 計	住民十萬人 當り組合數
マドラス	三三二	四一四	一一、四七一	一、五九三	一四、五一〇	三四・三
ボンベイ	二〇〇	一〇〇	四、四四一	七六九	五、三三〇	二七・六
ベンガル	一一一	三	一六、四二六	一、五二〇	一八、〇六〇	三八・七
ビハール及オリッサ	六六	二二一	七、九三四	三六六	八、五八七	二五・三
聯合諸州	七〇	二	五、七一三	二九六	六、〇八一	一三・四
パンジャブ	一一九	一	一五、二九九	二、六一六	一八、〇三四	八七・一
中部諸州	三三七	二六	四、三五八	二二六	五、二四〇	四四・八
アッサム	一六	一	三、九一五	七一	四、〇四九	二九・一
西北國境州	一	一	一、二二〇	六一	一、一九七	一五・七
コオメル	一	一	五〇	九	六〇	二・六
アジュメル・メルワラ	七	二	二〇五	一三	二三一	一一・五
ハイダラバード行政区	一	一	四七五	九七	五八一	一一・六
德里	一	一	一	一一	一一	一一・〇
合計	五〇三	一、四〇四	七二、六四〇	七、六八九	八二、二六六	三三・五

獨 立 イ ン ド 諸 國

	聯合會	監理組合	農事組合	非農事組合	合 計	住民十萬人 當り組合數
マイソール	一七	一	一、五〇二	三四七	一、八六六	三一・一
バロルダ	二五	二	七六四	二二九	九〇〇	四二・九
ハイデルバード	二八	一	一、六八〇	三七四	二、〇八二	一六・七
ボパール	二五	一〇	一、〇七〇	二四	一、一一九	一六・三
グワリオール	一	一	三、三一一	四四	三、三五五	一〇四・八
インドール	五	一	三六七	三四	四〇六	三六・九
カシミール	一三	一	二、一七三	一〇三	二、二八九	六九・四
トラヴァンコール	一	二六	一、三三九	二九五	一、六五一	四一・三
コトチ	一	一	一一三	五三	一七七	一七・七
合計	九五	三八	一一、三一九	一、四〇三	一三、八五五	四〇・九

消費組合運動は、數字的に見れば、ボンベイ州に於て最もよく代表されて居り、そこには三五個の組合があつて、一九二八年に比べると三個減つてゐる。そこには鐵道雇員、電信労働者、政府雇員及び三個のカレッジ學生の組合がある。これらの消費組合には一九、六八二名の組合員があり、その購買額は全部合計して五、六七、九三七ルーピーに達する。インドに於ける消費組合の成功した事業の中で、最も目撃ましい實例は、マドラスに於ける三角都市産業組合 (The Triplicane

Urban Co-operative Society) である。一九一九年に於けるその組合員は五、七八一名であり、その売上高は一一、一五、一二八ルーピーに達した。同組合は僅かに三二〇ルーピーの出資金を以て始めたのであるが、今日では公稱出資は二〇〇、〇〇〇ルーピーとなつてゐる。

アイスランド

アイスランドに於ける最初の産業組合は、一八八二年に設

立された。今世紀の始めに當つて、この二十年の間に設立された諸組合の間に、産業組合的教育宣傳事業が開始され、かくして、その後に現はれ、そして卸賣組合として活動してゐる、彼のアイスランド産業組合中央會の設立に至る道が準備されたのであつた。

聯盟は、加盟組合三九個を算し、その個人組合員總計は、七、五〇〇名であるが、これから割り出すと、全住民の三五パーセントが産業組合的組織によつて便誼を受けてゐることになるのである。

イ タ リ

全國を通じ八、三九一個を下らぬ産業組合があり、その組合員は一、九五四、六六一名に上り、全部、一つの大きな産業組合中央會に加盟してゐる。この中央會は一九二七年に設立されたものであつて、運動の汎ゆる部分は否應なしにこの一權力の下に服従せしめられ、而してこの權力は、一九二九年には三三、〇〇〇、〇〇〇リラの賣上總額を持つてゐる。消費組合はその全國的住所をば、八二六、八四五名の個人組合員と、四、七八六個の店舗等々を擁する、消費組合中央會の裡に持つてゐる。

住宅建築業及び土木工事の労働者の間にさうであつて、こ

れらの労働者は相協力して、いろ／＼な仕事を、共同に營んでゐる。中央會の中には、かうした組合が、一、二八三個もあつて、その組合員は二〇七、〇〇〇名に及ぶ有様である。北部地方にもまた、この種の組合が繁榮してゐる。

これにも劣らず面白いのは、農業労働者の組合であつて、これは一九二九年には四一四個を數へ、七五、二五九名の労働者組合員を持つてゐた。

産業組合的事業は、また他の諸方面、例へば製酪場、葡萄栽培組合、發電事業、信用組合等々の如き方面にもその手を延ばしてゐる。若干の組合の如きは、學校、療養設備、さては組合員の子供を保健及び保養のために送るべき海濱及び山間コロニー及び貧民病院等々を組織してゐる。

ラ ト ヴ ィ ア

一九二九年の始めには、五三、〇〇〇名の組合員を有する三〇一個の消費組合が設立されてゐたが、これらの組合の大多數は農村地方にあつた。組合は、日用消耗品及び農業必需品を供給する以外に、また製パン所、製酪場、製粉場、煉瓦製造工場、製材工場等々をも經營してゐる。

この國には二つの中央會がある。産業組合中央會兼卸賣組合及びラトヴィア配給組合中央會がこれである。前者は二一

二個の加盟組合を有し、後者は二五個の加盟組合を持つてゐる。『コンツームス』即ち前者は、消費組合の他に、八八個の農事組合と、六一個の製酪組合と、一九個の貯蓄及び貸付組合と、それから六個の雜組合とを包含してゐる。

一九二九年に於ける『コンツームス』の外國貿易額は、四、

年 次	上 り	高	残	高
一 九 二 四 年		二五、三九四、三〇〇 ^{ライタ}		八、七三八、六〇〇 ^{ライタ}
一 九 二 八 年		四九、九〇三、五七〇		一六、一三二、九六五
一 九 二 九 年		五五、四九一、〇〇〇		一五、八八〇、〇〇〇

ラトヴィアにはまた、一九二九年に於ては、二三、六〇〇名の組合員を有する四五五個の製酪組合及び二二四個の加盟組合を有するラトヴィア製酪組合中央會があつた。

この同じ時代には、五九二個の貯蓄及び貸付銀行が見られた。

銀行業は、ラトヴィア國立銀行及び信用組合中央會によつて營まれてゐる。前者は三四一個信用組合、一七三個の消費組合、一二四個の雜組合、一〇〇個の教育組合及び二五五個の地方都市並に市會其の他に融通してゐる。同盟は八七個の加盟組合を有し、その中七八個は信用組合である。

八五九、〇〇〇ライタに達し、輸入額は一〇、一一一、〇〇〇ライタであつた。

『コンツームス』の發展は、次の表の中にはつきりと現はれてゐる——

一九三〇年一月一日には、都會地方には組合員總計一九、七四二名を有する三二個の保險組合があり、農村地方には、七三、四九五名の組合員を包含する三九二個の保險組合があつた。約三二〇個の相互保險組合が、相互保險中央會に加盟してゐるが、この中央會の一九三〇年一月一日附のバランス・シートは、總計五〇三、五二六ライタに及んだのである。なほこの他に、生命、家畜及び收穫、電害等の保險組合がある。

リ ツ ア ニ ア

リツアニアの運動に於ける優越的地位は、信用組合及び産

業組合製酪場等々によつて占められ、消費組合は第三位を承つてゐる。政府公報による数字は、一九三〇年には四六九個の信用組合、三三一個の消費組合、三九〇個の製酪場、一六二個の農事組合及び八四個の雜組合等——即ち産業組合的活動のあらゆる形態を網羅する、總計一、四三六個があつたこと

年次	組合数	組合員總数	中央會ノ卸賣上リ高
一九二四年	二六三	六二、五八〇	一三、八七二、〇〇〇 _{リタ}
一九二八年	二六三	—	七、五八四、〇九二
一九二九年	二二六	—	一一、七四一、六五九

農事組合の中央會は、リツアニア農事中央會即ち『リツキス』とリツアニア農民産業組合中央會とであつて、前者は五二個の加盟組合を有し、三四〇、四九二リタの出資を持つてゐた。

この國には又リツアニア産業組合金庫 (Lietuvos Kooperacijos Bankas) と稱する中央金庫がある。農民同盟中央金庫 (Centralinis Ukieiku Bankas) は、この他に一八九個の

とを示してゐる。一九二九年一月一日には、二六四個に及ぶ配給組合がリツアニア産業組合中央會に加盟し、その中二六〇個が消費組合であつた。本中央會は、卸賣組合として、豚屠殺場一個と、肉生産物工場一個とを持つてゐる。

マ レ ー (英領)

農業信用組合を加盟員としてゐた。スタートの切られたのは一九二二年のことであつた。官吏の間に幹部の充實した産業組合部がある。

一九二九年六月三十日を以て終る産業組合年度は、左の数字を示してゐた。

名 稱	組 合 数	組 合 員 数	拂込濟出資額	積立基金	運用資金
農村農業信用組合	七九	一一、五三八	九二、八七六 _{ドル}	一九、三四九 _{ドル}	一三五、六〇九 _{ドル}

非農業積立・貸付組合	二六	一四、一一〇	二二、二四、七四五	八八、二二〇	二、二七八、七九五
インド人農場労働者組合	三三	七、一〇四	七四、一二八	八八	七五、八八八
合 計	一三八	二一、三、七六二	二二、二九一、七四九	一〇七、五五七	二、四九〇、二九二

ニューファウンドランド

最も最近の一つで、しかも全くうまく成功した冒険は、大伐木組合であつて、これは、故ノースクリフ卿がその英國諸新聞のために創始した、大木材パルプ企業によつて創設された、工業中心地へ品物を供給してゐる。

漁夫保護組合と關係を持つ店舗が、二八個ある。この漁夫組合は、セント・ジョーンズに於ける大規模經營の獨占的傾向と闘争するために作られたものである。今日では、二二、〇〇〇名の組合員があるといはれてゐる。同組合は今や、その産業組合的性質を變じて、株式會社のそれを有するに至つたと看做されてゐる。

ニュージールランド

ニュージールランドに於ては、配給組合はあまり榮えない地位を占めてをり、そして配給卸賣組合は今まで成功したことがなかつた。それは、一九二二年に設立された(そしてせい

二十個の配給組合を抱擁するに過ぎなかつた) ニュージールランド産業組合中央會兼卸賣組合が、不幸にして、その支持宜しきを得なかつた爲めに、一九二五年に業務を停止せねばならなかつたのを見ても分る通りである。

他方に於て、農事組合が目覺ましい地位を獲得してゐるといふ事實を、注意すべきである。それはニュージールランド産業組合製酪部(これは世界最大の單獨製酪場である)、ニュージールランド生産者産業組合市場取引中央會及びウエリントンに於ける有限責任ニュージールランド農民卸賣組合中央會の如き諸組織の状態を見ればよく分る。

ニュージールランドの農民によつて、目覺ましい勝利が獲得された。即ち彼等は困難を冒かし、強力な且つ執拗な反對に當面しつゝ闘つた擧句、つひに一個の小麥プールを組織することに成功したのであつた。而かもこのプールは、彼等農民の目標が契約面積一二〇、〇〇〇エーカーの獲得であつたにも拘はらず、一二五、〇〇〇エーカー以上の契約面積を獲得したのである。

ノールウエー

ノールウエーに於ける一九二九年といふ年は、戦争に随伴する恐慌に引き續いて起つた、長い経済的不況時代の終焉を示した年であつた。この年が、一年中を通じてクロローネ

の安定(即ち一バウンドに對して一八クロローネを見た、最初の年であつたのである。ノールウエー配給組合中央會及び卸賣組合は、事業高に關して言つても、また生産に關して言つても、その活動力を増大した。

年次	組合數	組合員數	各組合賣上高合計	卸賣組合賣上高
一九一四年	一四九	三一、〇〇〇	一〇、〇一九、六〇〇	三、〇九七、〇一七
一九二四年	四三二	一〇〇、八三六	一三四、三二七、四〇〇	三一、五八〇、一六一
一九二八年	四三六	九九、八二一	一〇一、〇三五、九〇〇	二六、四六七、八五〇
一九二九年	四四〇	一〇四、一五七	一〇四、五九八、〇〇〇	二九、三三三、七七七

卸賣組合及び中央會は、一括してノールウエー産業組合中央會と呼ばれる。一般經濟状態は勿論、産業組合の業務に影響を及ぼした。

生産事業に付いていへば、諸組合は三八個の製パン所、二八個の屠殺所及びソーセージ工場、一個の豚肉店、一個の人造バター工場、一個のチーズ工場、一個のコーヒー炒り工場、一個の製粉工場、一個の鞣皮工場、二個の男子服仕立職場及び二個の婦人服製造所を營んでゐる。

ノールウエーの運動の生産的活動は、一九二九年オスローに於ける新しい一つの近代的人造バター工場の開業、スタヴ

アングルに於ける新しい一製粉工場の開業、及びドラメンに於ける製靴工場の譲受けによつて、著しく増進せられたのであつた。

銀行部の成績も良かった。預金者は、一九二八年に於ける一六、〇〇〇名より一七、三一七名に増加した。預金總額は六、二〇〇、〇〇〇クロローネであつた——一九二八年に比べて少しばかり減少してゐるが、それは新しい人造バター工場の建設のために、多額の金引き出されたことによるのである。

保險組合「サムヴィルケ」は、一九二八年に於ける一八、七

四五口に對して、一九二九年中には二〇、三〇〇口の新保險及び更新保險を持つことが出来た。これらの保險額總計は、前年の一二七、〇〇〇、〇〇〇クロローネと比較して、一三九、五〇〇、〇〇〇クロローネに當つてゐる。なほこの他に、一九、〇〇〇、〇〇〇クロローネの金額が、共同保險として、他の諸會社に投入された。

ノールウエーに於ける消費組合から岐れた面白い枝は、漁夫同盟である。これは二〇個の地方的漁夫産業組合と、三〇、〇〇〇名の組合員とを包含してゐる。政府は毎年補助金を支給して、この企てを支持してゐる。

パレスタイン

パレスタインに於ける産業組合の發展は、たゞユダヤ人及びドイツ人のみの努力の致すところである。産業組合を作らんとするアラビア人の試みが一つあつたが、登録して活動するまでには至らなかつた。ドイツ人の農民は——彼等こそ、實にこの國に於ける産業組合の先驅者であつたが——土地を小作する八〇名の組合員をその中に包含する産業組合植民地一個を持ち、製酪場二個、及び多くのオレンヂ栽培組合、並にハイファに於ける消費組合店舗一個を所有してゐる。ユダヤ人住民の間に於ける産業組合運動の發展は、英國の

支配下に於けるパレスタインの經濟的發達中でも、最も注目すべき特徴の一つである。七個の都市的中心地は、三八、五三二單位——即ち家族及び未婚者——その産業組合員二四、〇二二名を有し、而して六個の都市的中心地は同じく八、四九一單位と五、五〇六名の産業組合員を有するものとして、正式に登録されてゐるのである。

ポーランド

ポーランドに於ては、國內の諸社會群の必要に照應して、千種萬様の産業組合的活動が存在する。一九三〇年一月一日には、一七、四七六個を下らぬ産業組合が登録されてゐたが、その内譯を見ると、六、九九四個の信用組合、三、二二一個の消費組合、一、六八七個の牛乳及び卵販賣組合、六七六個の農業取引、消費及び販賣組合、三八〇個の他の農業組合、八三九個の建築及び住宅組合、一五二個の生産者組合、五四個の労働者組合、八九二個の取引及び工業組合並に二、五九一個の他の雜組合があつたといふ事實を見ても、いかに種々様な組合があるかゞ分るであらう。これらの數字は、ほと三、四〇〇、〇〇〇名の組合員、即ち同國の全人口の一パーセントを代表してゐる。然し、もし一家につき家族を三名と假定すれば、右の數字は、全人口の三分の一が産業組合によつて便宜

を得てゐるといふことを意味することになる。

純ポーランド人の産業組合運動は、三個の最大ポーランド産業組合中央會と夫々相照應する、三つの主要種類によつて代表されてゐる。三個の最大産業組合中央會とは、即ち、ワルソーにあるポーランド農業組合中央會、ポーゼンにあるポーランド産業組合中央會及びワルソーにあるポーランド消費組合中央會の三者である。第一の中央會は、漸進し行く合同のおかげで、一九三〇年一月一日には、ライプアイゼン式農業信用組合をば三、九七八個持つてをり、第二の中央會は、都市中流階級及び官吏並に富裕農民のための、シュルツェ・デリツチエ式信用組合を一、四一九個持つてゐた。また第三の中

年次	組合数	組合員数
一九二〇年	一、〇五八	二四七、〇〇〇
一九二七年	八二二	四〇五、〇〇〇
一九二九年	八九七	三九七、〇〇〇

一九二八年に於ける、本中央會加盟組合の上り高總額は、一五九、〇〇〇、〇〇〇ツロチーである。

本中央會はまた、その普通の活動の他に、卸賣、保險及び銀行の諸部門を持つてゐる。一九二八年に於ける卸賣部の事業高は九〇、一七四、〇〇〇ツロチー、一九二九年に於ける

中央會は、軍人信用組合と共に、一、二一一組合を抱擁してゐるが、これらの組合は主として消費組合である。同期に於て、レンベルグに於ける二個のウクライナ人信用組合聯合會には二、九六七組合が登録され、三個のユダヤ人信用組合聯合會には八五八組合、五個のドイツ人信用組合聯合會には八〇五組合が登録されてゐるのが見られた。

それは九〇、二四二、〇〇〇ツロチーであつた。

中央會の生産事業の中には、石鹼工場、靴磨き工場、床ニス工場、紙袋工場、ボンボン工場、襪工場及び製粉工場が含まれてゐる。中央會はまた、對イングランド輸出貿易を營んでゐるが、この貿易の中には、一九二九年に於ては八一七、

〇〇〇ツロチーの價格に上る家具、六四〇、〇〇〇ツロチーの卵及び六九〇、〇〇〇ツロチーの雜品が含まれてゐた。保險部は、一九二九年には、一九二八年の一、八一三枚に對して、一、二一九枚の保險證書を發行した。一九二九年に於ける産業組合に對する火災及び盜難保險證書は、一九二八年に於ける三〇、〇〇〇、〇〇〇ツロチーと比較して、四六、〇〇〇、〇〇〇ツロチーに當つた。

信用事業は、極めて最近に新設せられたもので、その創立出資が五、〇〇〇、〇〇〇ツロチーに達したといふ事實以上には、何等報告すべきことがない。

ルーマニア

新法規により諸聯合會自身は、一個の中央會に結集され、而してこの中央會が、全國內に互る全運動の自治に於ける、最高權力たるべきものとされてゐる。然し乍ら、この中央會が出来上るまでは、その機能は、産業組合總評議會の指導の下に、ルーマニア産業組合全國事務局によつて代行せられつゝある。この總評議會のメンバーの半分は諸産業組合自身によつて選舉され、そして残りの半分は關係諸當局によつて指名されたものである。この新法は併合領土に於ける産業組合にも矢張り適用されるのであるから、ハンガリー人やドイツ

人の産業組合も、この唯一の中央會の統制を受けるのである。

信用組合は、ルーマニアの運動に於ける最古の形態である。そして今なほ最も重要な要素であつて、それは實に、全農業制度がその周圍をとり巻いて動く樞軸である。一九二九年末には、四、七四三個の銀行があり、その組合員は九九五、一二五名、拂込出資は一、六一七、〇〇〇ライ、積立基金は二五〇、〇〇〇、〇〇〇ライ、そして預金は一、一八三、〇〇〇、〇〇〇ライであつた。

農村の消費及び生産組合は、信用組合に相伴つて發展して來た。そこでは二〇一、三六〇名の組合員を有する養蜂、葡萄園、礦泉、製酪等々を營む二、四四七個の組合がある。

生産組合の中には、一九二九年に於て、五四、五二二名の組合員を有する五五一個の森林組合が含まれてゐた。

土地購入組合は、四〇二を算し、その組合員三九、四八五名であつた。

最後に、産業組合中央金庫といふのがあつた。これは理事會によつて支配されてゐるのであるが、この理事の多數は産業組合から出され、爾餘のものは國家及びルーマニア國立銀行から任命されるのである。そのバランス・シートは、一九二九年についてみると、合計一、〇七〇、四〇五、八七九ライであ

つた。組合員は六、一九六、二〇一名ゐたが、その取引高は二、三〇四、五六八、五二五ライであつた。
 一個の輸出入組合中央會が、商業方面に手をつけ始め、穀物販賣を組織し、耕作者のために種子及び機械を供給しつゝある。

運動は今や單一の獨立した組織となり、金融業務のために、加盟組合四、五三五個を有する五十二の地方聯合會を連じて活動し、また商業的活動のためには、全加盟組合四六六個を有する八つの地方聯合會を通じて活動してゐるのである。

ロシヤ

ソヴィエット・ロシアの統制下に於ける社會的實驗の偉大なる領域は、萬國の産業組合員にとつて、異常なる興味の対象となつてゐる。何となれば、この國に於ては産業組合運動なるものは非常に高い地位を占めてゐるのであつて、それは、民衆の利益に對する奉仕といふことについては、國家そのもの、協力者とまで成り上がつてゐる程である。至るところに、またいかなる方向に於ても、産業組合の勢はますます増大しつゝあり、且つその活動はますます多岐となりつゝあるのである。

ソヴィエット社會主義共和國同盟、即ちU.S.S.Rに於ける産業組合運動は、消費組合及び農事組合といふ二つの主要部分に分つことが出来る。各部分は、それ／＼地方組合、聯合會及び中央會と云つたそれ自身の系統を持つてゐる。そこにはまた、産業組合運動の全部門に關係を有する特殊の目的のために、これから産業組合のいろ／＼な部門を統一する特別の組織がある。後者の中で、産業組合に對するその價值からいつてもまたその活動領域の廣さからいつても、最も重要なものは、その地方支店をも含めた全露産業組合金庫である。ロシアにはまた住宅組合運動もある。これは産業組合の他の部門とは何等の關係がないが、著大なる利害を代表するものである。

消費組合

ソヴィエット同盟に於けるいろ／＼な種類の産業組合の中でも、消費組合は、その組合員数からいつても、その事業高からいつても、またその財力からいつても、斷然頭角を抜いた最も廣大なるものである。消費組合の力は、次に示すが如く、絶えず増大しつゝある。一九二四年に於ける組合員總数は、七、二二九、〇〇〇であつたが、この數字は、一九二七年に至つて二倍以上となり、同年の組合員は一五、〇七五、〇〇〇

〇を算した。最近の數字、即ち一九三〇年五月の時のそれは組合員總數四三、二〇〇、〇〇〇を示した。勞働者及び農民の力の比例は、一九二九年四月に於て、勞働者及び都市組合に於ける組合員數一五、九三〇、〇〇〇、農村消費組合に於ける組合員數二四、九八〇、〇〇〇といふ數字によつて示されてゐる——一九三〇年、五月末に於ける總計は四三、九一〇、〇〇〇名であつた。都會人口は七〇パーセントに至るまで消費組合的に組織され、そして農村人口は三一パーセントまで組織されてゐると見られてゐる。

一九二六——二七年に於ける消費組合系統の事業高は一〇、〇七〇、五三一、〇〇〇ルーブルであつて、一九二九——三〇年の前半に於ては八、七五五、〇〇〇ルーブルであり、他方に於て、店舗數は一九二七年末期に於ける七三、五〇五個より、一九三〇年早期に於ける一二八、〇〇〇個に増加したのであつた。

現在に於ける消費組合は、左の如き諸機能を營んでゐる。

——(一)組合はその組合員及び一般公衆に對して、國營工業組織、私營機關より購買したり、又外國より輸入したりした工業製品を供給する。(二)組合は消費者に對して殆んど専ら國內より得たる農産物を供給する。そしてまた(三)組合はその組合員によつて供給される乃至は國內市場より購入される

農産物を蒐集、取引する。

消費組合が工業製品の供給に於て演ずる役割は、次の事實から察知することが出来る。即ち消費組合は、國營工業によつて製造されたる物品總額の七〇パーセント以上、織布八三パーセント、ゴム製品七九パーセント、砂糖八六パーセント、安煙草八三パーセント、鹽九五パーセント、植物油九七パーセント及びメリヤス製品八〇パーセントを獲得してゐるのである。

産業組合系統の事業高は、過去三年の間に殆ど三倍し、一九二八——二九年に於ける増加率は三〇・六パーセントであつた。産業組合工業の生産高は、四〇・三パーセントを増加し、村落に於ける店舗數は二一・三パーセント、また都會に於けるそれは四〇・三パーセント増加し、組合自身の基金は四五・八パーセント、それから組合員は——運輸勞働組合をも含めて——村落については四六・八パーセント、都會に於ては五〇パーセント増加した。一九二八——二九年に於けるU.S.S.Rの上り高總額中に占むる産業組合の参加率は——卸賣六〇・九パーセント、これに對する一九二七——二八年は五六・三パーセント、小賣六八・七パーセント、これに對する一九二七——二八年は五九・一パーセント、そして全取引額は六二・八パーセント、これに對して前年度は五七・五バ

ーセントであつた。

偉大なる文化的事業が、消費組合によつて行はれつゝある。託児所、幼稚園、グラウンド、母親及び児童の診察のための移動診療所、洗濯場、レストラン、喫茶店、『母子』安息所——かくの如きが、消費組合運動によつて支持せられる諸施設の大體の表である。

全國舉つて、偉大なる繁榮促進五ヶ年計畫に従つてゐる。そして産業組合運動も、勿論その視野の中に入つてゐる。五ヶ年計畫は、産業組合小賣店舗の商業的技術の合理化及び運動の中心事業の一としての全技術的機關の改造の必要を強調してゐる。

ツェントロソユーズ(全露消費組合中央會)は、ロシアに於ける一大有力産業組合機關であつて、政府機關と共に、輸出入貿易の獨占權を分有する獨特の特權を擔ふものである。ツェントロソユーズの資産は、七〇、〇〇〇、〇〇〇ルーブルに達し、その上に尙ほそれは、商品についても、亦銀行に於ても、この額の三倍に達する信用を享受してゐるのである。一九二八——二九年度の數字の示すところによると、毛皮、織維、卵、鳥類及び魚類生産物の輸出価格は、對ロンドンが一〇、六〇六、〇一五ルーブル、對ベルリンが一五、三八七、二九五ルーブル、對パリが九七七、〇二二ルーブル及び對ニューヨークが六、六一七、六一〇ルーブルに達してゐる。一九二八——二九年度に於けるソヴィエットの輸入中に占めるツェントロソユーズの割合は、一九二七——二八年度に於ける五・七六パーセントに對して、六・五九パーセントであつた。

一九二八年への繰越金は一一、八六六、〇〇〇ルーブルであつた。その年の終りに於ては、消費組合組織の九〇パーセントまでが保険に加入してゐるのが見られた。

生産事業は、その數、約二十個位であるが、その中には一個の包装工場(茶、コーヒー、ココア、チッコリー、芥子、及び胡椒の)、一個の製菓工場(ボンボン、キャラメル及びチョコレート)、一個のソーセージ及び肉類罐詰工場、一個の果物罐詰工場、六個の製粉工場、一個の煙草工場、二組の澱粉及び糖水製造所、三個の植物油工場、二個の石鹼工場、一個の履物工場、一個の鞣皮工場、一個の針金、釘、鋳製造所等が含まれてゐる。一九二八——二九年度には、これらの諸事業からの總生産額が一八二、五〇〇ルーブルの價格に達し、そして殆んど一〇〇、〇〇〇名以上の人間が使用されてゐるのが見られた。

産業組合運動の金融機關は、全露産業組合金庫(略稱『フセコバンク』)であるが、その業務範圍は、ウクライナ共和國を

除くソヴィエット同盟の全版圖に及んでゐる。同金庫は一九二三年に業務を開始したのであるが、今やそれは一七、八〇六の株主を持つてゐる。一九三〇年一月一日に於けるそのバランス・シートは、總額六〇二、〇〇〇、〇〇〇ルーブルであつた。拂込資本は三六、〇〇〇、〇〇〇ルーブル以上、基金は九、〇〇〇、〇〇〇ルーブル以上、積立金は三四、〇〇〇、〇〇〇ルーブル以上、そして預金及び當座勘定一一一、〇〇〇、〇〇〇ルーブル以上であつた。

モスコ人民銀行は——これはロンドンにも幾つかの事務所を持つてゐるが——U.S.S.R.に於ける産業組合組織の輸出入業務に融資をしてゐる。その公稱資本は一、〇〇〇、〇〇〇パウンドであり、積立基金その他は一九九、九八五パウンドに達する。

南アフリカ

農事組合に關する最初の諸法律が、一九〇四年乃至一九〇八年の間に、南アフリカに於ける州立法議會を通過した。トランスバール及びオレンジ自由國は、一九〇八年及び一九〇一年に、始めて確定的な産業組合條例を持つたのであつた。それから後一九二二年に、一般的産業組合條例が聯邦議會を通過し、全國内に施行されることゝなつたのである。

一般的にいへば、南アフリカに於ける産業組合は、配給組合よりも、むしろ農事組合の方が多い。一九二四年には、本條例の適用を受ける二二三個の組合があつたが、その三分の二は無責任に基礎を置いてゐた。最も多數の組合は家畜買買を目的とするものであつた。そして他方に於て、最大の組合は玉蜀黍及び一般生産物を取扱ひ、そして又製酪及び果實組合も目立つてゐた。八〇、〇〇〇名のヨーロッパ人農民中、三〇、〇〇〇名が組合員となつてゐた。

過去六年間に、多くの組合が——それは主として農事組合であるが——設立せられ、これらは全部、一九二二年の産業組合條例の下に登録されてゐる。

南アフリカに於ける主要消費組合は、左の如くである——
有限責任・チャールタウン及び同地方産業組合、有限責任・ダーバン及び同地方産業組合、有限責任・サルト・リヴァー産業組合

この他にもまだ數個の組合があつて、それらは何れも皆、堅實なる發達を遂げつゝある。
主要なる農事産業組合的の事業は、一九一九年に設立された有限責任・南アフリカ農民産業組合聯合會である。この聯合會に加盟せる主要商品組合は、左の如くである——
有限責任・産業組合中央代理店(玉蜀黍)、有限責任・産業組

合棉花中央取引所(棉花)、有限責任・南アフリカ果實栽培者
産業組合取引所(果實)及びその他重要なもの二個。
加盟組合の組合員總計は、五〇、〇〇〇名を越え、そして聯
合會は『産業組合』なる表題の下に、一つの産業組合新聞を起
した。

ス ペ イ ン

スペインに於ける組織的産業組合運動は、主として東部及
び北部の海岸の工業地方に集中されてゐる。

最古の、そして最大の地方組織は、カタロニア産業組合地方
聯合會であつて、これは配給並びに生産の兩組合を包含して
ゐる。同聯合會は、その加盟組合のために、ある程度までの
卸賣業務をも營んでゐた。それはまた、その生産高をます
く増して行くスーブ・タブレット製造所を一つ持つてゐる。
スペイン産業組合中央會の設立のために、數年に互る努力

が費された。この中央會の性質は中立である。それは消費組
合、生産組合並びに信用組合を包含し、また中立的な北部中
央會、社會主義的産業組合聯合會、中立的なカタロニア地方
聯合會及び政府統制下の『ボシトス・マリチモス』をも抱擁し
てゐるのである。中央會は全部で、八、七一六個の加盟組合を
代表し、それからの組合の一九二八年に於ける賣上高は一五、
四五五、三二三ペセータに達し、他方に於て一、〇七五、三六
八ペセータの出資の上に一、一三九、〇七三ペセータの金額が
積立金としてあつた。中央會は、また卸賣組合として活動し
つゝあるが、一九二〇年にそのスタートを切つた時は二三四、
八六三の出資であつたが、その加盟組合のために、三二、三七
四、六六七ペセータに上る取引を行つた。

スペイン産業組合の總體に互る全數字は未詳であるが、左
の數字もそれ相當に役立つと思はれる――

組合數	組合員數	事業高	官吏組合	組合數	組合員數	事業高
カタロニア	一五七	二九、〇五一	三七、四七八、七六六 ^{ペセータ}	三七	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇 ^{ペセータ}
北部スペイン	六二	一八、四九七	三三、八二〇、五九六	二	—	一〇、二四、六一三
マドリッド	四	一五、一八五	三、二二三、四八五	—	—	—
			鐵道従業員組合			

海 峽 植 民 地

海峽植民地に於ける産業組合的活動の指導については英國

人、回々教徒及び支那人が共に役員として働いてゐる。
産業組合の發展の割合は次の數字の中に示されてゐる――

年	次	組 合 數	組 合 員 數	拂 込 濟 出 資
一 九 二 五 年		四	五〇〇	八、九八〇 ^{ドル}
一 九 二 八 年		二一	四、一八〇	二二五、六〇五
一 九 二 九 年		三〇	五、九三三	三九九、八一九

ス ウ エー デ ン

スウェーデンに於ける産業組合の最近の年々を特徴づける
ものは、スウェーデン産業組合中央會に具體化されてゐるが

如く、確實にして健全なる發展である。組合員一人が四人の
家族を代表するとして計算すると、全人口の二五パーセント
が今や運動によつて用を足してゐるといつても間違ではない
のである。

スウェーデン産業組合中央會統計

年	次	組 合 數	報告組合數	組 合 員 數	各 組 合 賣 上 高 總 計	卸 賣 賣 上 高 總 計
一 九 一 四 年		六〇八	五八三	一一五、五〇〇	四〇、八五〇、八〇〇 ^{クローナ}	九、八八九、二五二 ^{クローナ}
一 九 二 四 年		八七六	八六八	二九二、四六九	一三三、〇五二、一〇三	八三、七七四、二五三
一 九 二 八 年		八七九	七九五	三九二、三五一	三三四、二九四、八〇〇	一三五、二九七、〇〇〇
一 九 二 九 年		八六六	—	四二二、六〇八	四七三、三〇〇、〇〇〇	一四一、三三〇、〇〇〇

一九二九年に於ける剰餘金は總計五、〇〇〇、〇〇〇クローネに達したが、これは一九二七年の剰餘金——その總額は上り高總計と共に、その時までの最高レコードであつたのである——よりも約一、四五〇、〇〇〇クローネの増加である。

スウェーデンの運動に關しては、一つの異色ある特徴がある。それは即ち教育的努力に對する忠實さである。K.F.——中央會はかう略稱されてゐるのである——は、映寫用のフィルムを百本も所有し、支配人、店員、製パン工等々に對する講座及びサンマー・スクール（夏季學校）及びコレスボンデン・クラス（通信文教授クラス）を有する、極めて有名なる教育的中心を持つてをり、それには約五、〇〇〇名の學生が糾合されてゐるのである。

中央會によつて使用される従業員数は二、一六二名である。K.F. は、一個の技術的化學的工場及び豚屠殺組合の事業を營みつゝある外に、尙ほ補助組合といふ形式を以て、一個の人造バタ工場、二個の製粉工場、一個の製靴工場、一個のゴム靴工場等を營んでゐる。この聯合會は十五ヶ年の長きに亘つてオーヴァ・シューズの價格を統制して來たものであつたが、ついにスウェーデン卸賣組合が、獨占打破のために有効なる手段をとり、そこで同聯合會はその價格を二五パーセントも下げ、その後、一九二六年にギスラヴェッド・ゴム商

會の持主は、これをスウェーデン卸賣組合に賣渡し、そして同卸賣組合はこの最近の買収によつて、ゴム靴の獨占をば決定的に終熄せしめたのであつた。K.F. による一番最近の買収は、人造肥料工場一個及び電球製造工場一個である。

中央會の活動の卸賣方面にあつては、一四一、三二〇、〇〇〇クローネの事業高が示されてゐる。スウェーデンには、また農事組合運動があつて、これは一九二八年には、一九二七年の二五、七〇〇、〇〇〇クローネに對して、二七、八九〇、五一二クローネに上る取引を行つたのであつた。

産業組合保險は、『フォルケット』生命保險組合及び『サマルベテ』火災保險組合によつて營まれてゐる。この兩者は何れも中央會に加盟してゐる。火災保險組合は一九二五年に傷害、自動車、及び強盜保險を開始した。一九二九年に於ける生命保險の保險料収入は六、一一一、一八八クローネであり火災保險は二、二二二、二一八クローネ、その他の部門は二、四二五、二二三クローネであつた。契約高は、それ／＼一、〇三九、一五五クローネ、一、〇四七、〇七七クローネ及び一、六五〇、九一五クローネであつた。

ス イ ス

スイスの配給組合は、一般にスイス消費組合中央會（略稱V.S.K.）に加盟してゐる。この中央會の過去一六年間に亘る各年の數字は、後段に掲げてある。

中央會の活動には、また保險組合が加へられてゐる。この組合は生命保險を營んでゐる。

年	次	加盟組合數	組合員總數	各組合賣上高總計	卸賣組合上り高
一	九	一	三九六	二七五、七二〇	一四二、六三七、一八九
一	九	二	五一九	三五一、一五九	四七一、七一四、一一一
一	九	二	五一六	三五〇、九七三	二八三、〇〇〇、〇〇〇
一	九	二	五一八	三五七、五〇七	一四九、四五〇、一四六
一	九	二	五一八	三五七、五〇七	一五七、五八〇、六二三

中央會の生産事業の中には、印刷及び製本、コーヒー炒り、香料搗き、ラードの精製、パン粉及びプリン粉生産、玉蜀黍製粉、木工及び製糖業が含まれてゐる。同盟はまた八ヶ所の農場を所有し、その中の一と聯合して、中央會は、休日ホームを持つてゐる。

中央會そのもの、諸事業の外に、尙ほ中央會が一出資者として參加してゐる生産組合に依て經營されてゐるいろいろな事業がある。これらの事業の中には、二個の製粉工場、製酪場、家具製造所、及び靴製造所、新設の産業組合・勞働組合金

産業組合の使用人のためには、癱疾及び養老並に死亡使用人の遺族に對する、恩給賦與のための保險金庫（これは中央會の理事會によつて管理されてゐる）がある。關係組合の數は、一九二九年に七〇より七五に増加した。二、二三八、五三一フランの金額が、受取額を表はしてゐる。

庫の本部の所在する産業組合會館、一個の市場向菜園が包含されてゐる。パーゼル郊外のフライドルフ産業組合村もまた、こゝに擧げて置く價值がある。

最近の設立に係る産業組合中央金庫は、二二八個の加盟組合及び七、〇八八、〇〇〇フランの資金を以て營業しつゝある。フランス・シートは、一九二八年に於ける六六、五〇〇、〇〇〇フランに對して八一、四〇〇、〇〇〇フランの總額を以て締切られた。

スイスには、一九二八年末に於ては、同年始めの一、一、五七

四個と比較して、一一、六三五個の登録農事組合があつた。これらの中で二、八〇二組合は、チーズ製造組合であり、これに次いで最も数の多い組合の種類は、家畜飼養組合の一、五二五個、農業供給組合の七四六個、醫療及び埋葬組合の五七四個、村落金庫の四七六個、給水組合の四二三個、聯合利用組合の三六七個、電氣及ガス供給組合の三六三個、建築並に住宅組合の二五四個であつた。

東スイス農事産業組合聯合會が出来てから、今や四十三年になる。そして一九二九年に於ては、それは二三六個の加盟組合を持ち、その取引高總額は三九、九二二、六一九フランであつた。

スイスに於ては、特に戦後の幾年間に於ける甚だしい住宅の不足のために、建築組合が重要視されてゐる。この種の組合としては、一三七組合が活動しつゝある。

コンコルディア (Konkordia) 中央會は、ローマ・カトリック教徒の組織であつて、その加盟組合は六一個であり、一九二八—二九年に於けるその組合員は三四七、三八六名に上り、その購買額は合計四、三一五、二六六フランであつた。

トルコ

トルコに於ける最古の産業組合たる、アイデン無花果栽培

組合は、輸出業者の聯合會に對して生産者を保護することをその主要目的としてゐる。アイデン國立銀行は無花果栽培組合と密接に結合してをり、後者は前者の大株主となつてゐる。而してこの機關は無花果の栽培に對して融資してゐるのである。無花果栽培組合は、極端なる不況の打撃を受け、一九二九—三〇年の期節は一三、一一八パウンド(トルコ)の缺損を示したのであつた。組合員数は八三〇に増加した。組合はイングランド卸賣組合と取引關係を結んでゐる。

信用組合もまた存在するに至つた。そして無花果栽培組合の成功はアイデンの棉花栽培者及びマダネシアの乾葡萄栽培者を刺戟して、スミルナの輸出業者に對抗するやうな市場取引組合を組織せしむるに至つたのである。

農業組合も最近その組織を見たが、これは農業金庫と提携してゐる。そしてこの金庫はたゞ中央信用機關として活動するのみならず、更らにまた統制者としても活動してゐる。

一九二九年五月二十八日の特別條例は、この種の組合の法律的地位を規定してゐる。

ウクライナ

ソヴェート社會主義共和國同盟の構成員の一たる、ウクライナ共和國に於ける配給組合の中央會は、ハリコフの全ウク

は、一年につき四〇〇、〇〇〇噸の穀物を使用しつゝある。

重要なのは、ウクライナに於ける産業組合のあらゆる部門に對する金融機關たる、ハリコフに於ける全ウクライナ産業組合金庫『ウクライナバンク』である。これは、一九二九年に於ては、一九二八年の二五、九二三、〇〇〇ルーブルに對して、金額三〇、三三二、〇〇〇ルーブルに達する運用資金及び積立金を持つてゐた。一九二九年十月一日に於けるバランス・シートは、前年の九七、九〇二、六三五パウンドに對して、一三〇、〇〇一、〇〇〇パウンドであつた。

ウクライナの産業組合系統に於ける農事的活動の中には、集團的農場、倉庫、養禽場附屬の冷蔵庫、卵格付け所、ベーコン工場及び屠殺所、バター及びチーズ工場、果實罐詰並に果實及び薄荷油蒸溜所等々が包含されてゐる。

産業組合出版及び卸賣組合の文房部は、『クニホスピルカ』によつて經營されてゐるのであるが、その出資者は總て、前記のウクライナ産業組合諸中央會並びに地方組合から出てゐる。

アメリカ合衆國

吾々が一般に合衆國と呼んでゐるアメリカに於ては、今や産業組合といふ肩書きを持つてはゐるが、しかし全然ロッチ

ライナ産業組合中央會『ウコプスビルカ』である。これは、一九二九年の事業年度に關する公報によると、九、〇〇七組合を擁し、その組合員合計は六、八六三、〇〇〇名であり、その事業高總額は三、七九五、九七三ルーブルであつた。而してこれと比較して、一九二八年の事業年度に於ては、加盟組合数は九、三二六個、組合員合計は四、七七三、〇〇〇名、そして上り高總額は三、〇二五、二一三ルーブルであつた。

卸賣業務

配給組合中央會たる『ウコプスビルカ』は、中央會たると同時にまた卸賣組合として活動し、一九二八年十月一日—一九二九年九月三十日の年度に於ける其の事業高は、前年の五三八、六九九、〇〇〇ルーブルに對して六五〇、三三〇、〇〇〇ルーブルに達した。

生産—『ウコプスビルカ』の生産事業もまた發展しつゝあつて、その現在のリストの中には、ハリコフ及びキエフに於ける二個の石鹼工場、オデッサに於ける一個の罐詰(魚類及び蔬菜罐詰)工場、その他一二個の製粉工場、二個の穀物倉庫、及び二五個のバター製造工場が含まれてゐる。なほまた、地方及び勞働者組合が、彼等自身の製粉工場を三七個、及び機械製パン所を一〇個持つてゐる。全運動の製粉工場

デールの原則に従つてゐないあらゆる種類の企業がほとんど出来てゐる。とはいへ、産業組合の萌芽はこの國にも見られるのである。

合衆國農務省の名の下に公表された報告によれば、合衆國の農産物は産業組合を通じて取引され、産業組合の取引量は、羊毛刈込の六パーセントよりレモン收穫の九〇パーセントに至るまで、いろいろあるといふことである。卵及びバター、棉花及び煙草は、何れも皆、アメリカ人の概念に従へば、その産業組合的表現を持つてゐるのである。

約二九個の家畜組合が全國家畜中央取引代理機關を設立することに同意し、而して合衆國聯邦耕地局は、現在の農民の穀物市場取引諸組織を統整して、一個の有力なる全國的中央市場取引機關を作る計畫に關與しつゝある。そこには多くの種類を異にする代理機關が活動してをり、その中には産業組合倉庫も含まれてゐるが、案の目指さすところは、これらのあらゆる代理機關を動員して、合衆國の國法の下に活動する全國農民穀物會社を設立するにある。そしてまた、それは各株が平等表決權を有する、一株二〇ドル(四バウンド)の額面高の普通株より成る、二〇、〇〇〇、〇〇〇ドル(四、〇〇〇、〇〇〇バウンド)の公稱資本を持つことになつてゐるのである。

消 費 組 合

合衆國に於ては、配給組合運動の組織は、未だなほ發達の初期にあるのである。この點に關しては、全國的組織宣傳の中心として活動しつゝある、合衆國産業組合中央會が漸く一九一五年の設立に係るものであるといふ事實を指摘すれば足りる。一九二九年末に於ける加盟員は一二九組合であり、その個人組合員は合計七七、八二六名に及び、賣上げ年額は一四、〇〇〇、〇〇〇ドルに達した。ある重要な提案がなされて、合衆國に於ける全國的卸賣組合を設立しやうと目論まれてゐる。そこには既に、五つの地方卸賣組合が存在してゐるのであるが、これを併吞して一個の全國的機關とすることが希望されてゐるのである。

産業組合保險は、組合員二五、〇〇〇名を有する新時代生命協會と、組合員五六、〇〇〇名を有する勞働者家具火災保險組合とによつて營まれてゐる。この兩者は何れも中央會に加入してゐる。

東部諸州卸賣組合は二三個の店舗、製パン所、及びレストランのために、一ヶ月一五、〇〇〇ドルに及ぶ購買をしてゐる。

西インド諸島

一九二九年といふ年の開始を特徴づけるものは、ユーゴースラヴィアに於ける、新しい、且つより活潑なる社會的精神の誕生であつた。そして特にこの精神は感銘を經濟組織の上に及ぼしたのであつた。産業組合に關する二つの問題が解決された——農業信用と産業組合組織統一法とがそれだ。而してこのことは、農業特殊金庫によつてなされたのである。この金庫の出資は三〇〇、〇〇〇、〇〇〇デナールである。今やこの國には、ユーゴースラヴィア王國産業組合中央會の媒介によつて、發展的方面を辿らんとする、確定的な動きが見えてゐる。當局のいふところによれば、一九二九年十月三十一日には、ユーゴースラヴィアに於て六、三三八個の組合が登録されてゐたが、その内譯を示すと、信用組合が三、九七四個、農業供給及び配給組合が一、一〇七個、製酪組合が一、二二個、機械供給組合が三二個、葡萄酒組合が四八個、家畜飼養及び牧場組合が七八個、漁夫組合が三八個、職人組合が一〇二個、電氣組合が五八個、製油組合が一六個、住宅及び建築組合が七六個、衛生組合が四七個、農事組合が四八〇個、雜組合が一六個、信用組合聯合會が二六個、及び地方

ユーゴースラヴィア

の貸付を許可した。

一九二九年といふ年の開始を特徴づけるものは、ユーゴースラヴィアに於ける、新しい、且つより活潑なる社會的精神の誕生であつた。そして特にこの精神は感銘を經濟組織の上に及ぼしたのであつた。産業組合に關する二つの問題が解決された——農業信用と産業組合組織統一法とがそれだ。而してこのことは、農業特殊金庫によつてなされたのである。この金庫の出資は三〇〇、〇〇〇、〇〇〇デナールである。今やこの國には、ユーゴースラヴィア王國産業組合中央會の媒介によつて、發展的方面を辿らんとする、確定的な動きが見えてゐる。當局のいふところによれば、一九二九年十月三十一日には、ユーゴースラヴィアに於て六、三三八個の組合が登録されてゐたが、その内譯を示すと、信用組合が三、九七四個、農業供給及び配給組合が一、一〇七個、製酪組合が一、二二個、機械供給組合が三二個、葡萄酒組合が四八個、家畜飼養及び牧場組合が七八個、漁夫組合が三八個、職人組合が一〇二個、電氣組合が五八個、製油組合が一六個、住宅及び建築組合が七六個、衛生組合が四七個、農事組合が四八〇個、雜組合が一六個、信用組合聯合會が二六個、及び地方

ジャマイカの生産者が、アメリカの輸入業者によつて取扱はれた酷い方法は、つひに彼等を驅つてその注意を産業組合に向はしめ、その結果として、最近バナナ栽培者組合を存立せしむるに至つたのである。この組合とイングランド卸賣組合との間に、常恒的な取引關係を結び度いと希望されてゐる。ジャマイカ生産者組合では大地主と農民階級の耕作者とが生産に於てもまた市場取引に於ても、共に相携へて働いてゐるからである。ジャマイカ・レモン栽培者組合(the Jamaica Citrus Growers' Association)は、政府より五、〇〇〇バウンドの貸付を得、そのおかげで彼等は、キングストンの近郊に、格付け機械等々を備へた包装工場を建てる事が出来たのであつた。

英領ギアナには生産者組合があつて、パンを作る原料たるカサヴァ澱粉工業を發展させようといふ鋭意努力しつゝある。バーベイドースにもまた、生産取引組合が一つあつて、政府はこれに對して五、〇〇〇バウンドを貸付けるやうに請求されてゐる。甘藷が特産物であるバーベイドースA・B・C生産組合は約五〇名の組合員を算するが、これは、イングランド卸賣組合の出資者である。

トリニダード島植民地政府は、この島のレモン栽培者組合に對して中央倉庫を設備してやるために、五、〇〇〇バウンド

聯合會が一五個であつた。

これらの数字を見ると、過去二年間の中に組合數に著しい増加があつたことが一目瞭然として分る。そしてこの組合數は、一九二七年に於ける四、二六五個より一九二九年に於ける六、三三八個へと躍進し、四八パーセント以上の増加を示してゐるのである。最も著しい増加が記録されたグループは、信用組合（一九二七年の二、四五九個に對して、一九二九年は三、九七四個）、農事組合（一一三個に對して四八〇個）、職人組合（三八個に對して二〇二個）、家畜飼養組合（五九個に對して七八個）、住宅及び建築組合（四八個に對して七六個）、及び葡萄酒組合（二七個に對して四八個）等々である。

六、三三八個の組合總體に於ける一九二九年度の業務成績は、總計一、三二九、二二九、三六二デナールであつた。

一つの重要な團體は、ルユブルヤナ産業組合金庫である。といふのは、その主たる組合員が労働者階級消費組合、生産組合、及び建築組合、並に労働組合及び社會保險組合であるからだ。一九二九年に於けるその出資總額は五六〇、〇〇〇、〇〇〇デナールであり、その上り高總額は四五〇、〇〇〇、〇〇〇デナールより五六〇、〇〇〇、〇〇〇デナールに増加した。純益は三九〇、六二二デナールであり、積立基金は二五、五〇八、九九四デナールに増加された。

第六章 産業組合文獻

一、産業組合に關する書籍、雜誌、新聞並に論文を其の内容に依り適宜分類して、左に掲載することにす。
一、本章に採録せるものは、昭和五年十月より昭和六年九月末迄の分である。

1 概 論

産業組合論	小平 權一 興文社 四・五〇
産業組合の原理	佐藤 藤七 北海出版社 三〇
産業組合の原理に對する批判	同 同 一・二〇
協同組合運動の實證的研究	福本 英男 商學論叢 五年二月
我が農業危機と産業組合運動	高須 虎六 産業組合 三〇〇號
産業組合と共同制裁	奥原 潔 同 三〇二號
産業組合聯合機關の擴充と各個組合の内部統制について	藤原 一 産業組合 三〇三號
産業組合改善の基調	志立鐵次郎 同 三〇五號
經濟不況と産業組合	神戸 八郎 同 三〇五號
負債整理と産業組合	東浦 庄治 同 三〇七號
産業組合教育の基礎並方法	マーシヤン・ラバスキ 同 三〇七號
世界經濟問題と國際産業組合	同 三一〇號

合理化と産業組合 W・ミルンベリ 同 三一二號
農村衛生と産業組合 千石與太郎 農務時報 二四號
經濟不況に處する産業組合の對策 同 産業組合中央會 百部 一・〇〇

産業組合民主制 ワーダアス 産業組合中央會 二・〇〇
産業組合の理想並諸問題 同 同 四〇
産業組合の社會的地位に關する調査 同 同 四〇
Industrial Co-operative Societies in 1929 同 同 四〇

Ministry of Labour Gazette
Go-operative in Agriculture and Fisheries in 1929
Ministry of Labour Gazette
The Co-operative Movement The Economist
Eignet sich das Kollektive Zweckesystem für die landwirtschaftliche Entschuldung? Der Deutsche Ökonomist
Finanzierung der ländlichen Genossenschaften aus Eigenkraft Dar Deutsche Ökonomist

2 組 合 史

「産業組合誌」の回顧 横山 健堂 産業組合 三〇〇號
産業組合中央會の過去及現在の活動 月田藤三郎 同 三〇五號

二十五年間の進展
當年の顧ひ出
The Short History of the Co-operative Movement in Japan (by Kiyoshi Ogata)
産業組合中央會

3 法 規

各國法制研究及各國産業組合定款
ブラジル産業組合法
産業組合關係法規中改正法律私案に就て
朝鮮農業倉庫業令に就て
産系業組合法並にその關係法規

4 經 營

漁村産業組合經營事例
農業經營と肥料配給の統制
漁村不況の現状と漁村共同施設

5 信 用 組 合

信用組合論
庶民金融の實際知識
米國に於ける信用組合に就て
米國に於ける小口金融會社に就て

組合金融の變潮

佐藤 寛次 産業組合 三〇八號
農村産業組合金融調査
農村より觀たる低利資金
獨逸土地金融組合
産業組合中央金庫法の改正
産業組合中央金庫法の改正に就て

6 販 賣 組 合

産業組合製系の落付く處
農村の苦境をうつたうる前に農村販賣組合の利用にめざめよ
販賣問題は農業産業組合の將來の使命である

全・販・聯的米穀販賣方策私見

寺内 曠 産業組合 三〇五號 三〇六號
星井 輝一 産業組合 三〇七號 三〇八號
内崎虔二郎 産業組合 三〇九號
有賀 謙吉 文化農報 一〇九
奈良 正路 協同組合時代 二ノ五
野崎 清 露系會報 四七四

7 購 買 組 合 (消 費 組 合)

消費組合運動
消費組合物語
第三回市街地購買組合調査
配給機關としての消費者組合
消費組合指導原理の新傾向
在滿邦商と滿鐵社員消費組合
京都市に於ける消費組合
昭和五年に於ける労働者消費組合運動概観

本位田祥男 日本評論社 三・八〇
山崎 勉治 同人社 一・四〇
林 久吉 明大商學論叢 (五年七月)
平 實 經濟時報 (五年九月)
高橋 源一 新天地 (五年二月)
谷口 吉彦 經濟論叢 (五年十二月)
村山 辨藏 社會政策時報 (六年二月)
谷口 吉彦 經濟論叢 (六年二月)
大運商工月報 (五年六月)
工場パンフレット (五年七月)
高木 次郎 中央公論 (五年十月)
東畑 精一 産業組合 三〇〇號
石黒 忠篤 同
高橋 武美 同

購買品質掛代金相互保證制度と五人組の研究
愛媛縣の學用品購買組合について

消費組合運動に於ける幹部の對立と大衆

山崎 勉治 同 三二一號
長 孝志 同
新興農民階級と消費組合運動 根岸 勉治 帝國農會報 二〇卷一〇號
長野縣に於ける肥料の共同購買と共同配合
消費組合による米の配給
新潟縣に於ける肥料共同配給
Consumer's Co-operative Societies in 1929
Monthly Labour Review

8 利 用 組 合

長野縣諏訪連擧利用組合聯合會の狀況
辻 誠 産業組合 三〇八號
島根の西端に生誕せる産業組合共存病院 同 三一號

9 農 業 倉 庫

米穀の配給と農業倉庫
特色ある草屯信用組合經營の農業倉庫
倉庫業の經營經濟的組織に關する一資料
西澤 基一 經濟時報 三ノ四
森 忠平 臺灣時報
向井 梅次 研究論集 (六年三月)

10 雜

農村疲弊と産業組合に関する調査 昭和六年用産業組合年鑑	産業組合中央會	・七〇	販賣革命	中村 第三千倉書房	一・二〇
漁村産業組合に関する調査	同	・九〇	支那の協同組合運動	吉岡 克曉	東亞經濟研究 (五年十月)
農業經濟の理論と實際	同	・〇五	我國産業組合の現況	二宮 丁三	山口高商調査課時報 (五年五月)
中小小賣商店の活路	棚橋初太郎	一・五〇	肥料資本獨占形態の發展と肥料統制	中澤辨次郎	産業組合
蠶糸業の立て直し	松本省吾	・二〇	長野縣に於ける肥料配給に就て	神戸 八郎	産業組合
決算報告書の監査手續	藤岡 啓	・一〇	産業組合と肥料自己生産の準備	網野 新哉	同
配給の方法	渡邊 寅二	・八〇	關稅と肥料問題	上田貞二郎	同
倉庫業と經營經濟學	東京商工會議所	・二〇	福岡縣最近の農村事情と産業組合	佐藤 準藏	同
連鎖店經營法	マイヤー著 向井梅次譯	・三・八〇	經濟不況時に於ける農村金融	松村勝次郎	同
百貨店對抗新經營法	大江 新吉	・一・八〇	組合製糸の原料問題	杉本 連治	同
小賣物價統計表	栗屋 義純	・一・八〇	産業組合青年團體に関する調査	同	同
卸賣物價統計表	同	・一・三〇	蒙古に於ける産業組合運動の發展	同	同
蠶糸業資本主義史	森 泰吉郎	・一・五〇	最近の硫安問題と産業組合に對する希望	網野 新哉	同
農業革命の理論と實際	茂森 唯士	・一・三〇	中小商工業者の政治的結成	榎寺 龍二	同
製糸家の根城特約養蠶組合の解剖	千坂 高與	・一・三〇	農村經濟の現在と將來	橋本傳左衛門	同
金融界最近の趨向	明石 照男	・二・八〇	獨占と消費者	ロバート・リーフマン	同
農村經濟講話	中澤辨次郎	・二・八〇	農産物輸出に関する特殊會社	野崎 保平	同
農學文獻目錄・二	大野 史郎	・二・五〇	躰辨當折箱の製造に力を注ぐ	井口 貞夫	同
農村行詰の原因現狀對策	高橋 龜吉	・一・八〇	受難の福島	徳永 清次	同
農産物生産費の研究	近藤 康雄	・二・〇〇	日本農業恐慌に関する考察	内崎虔二郎	同
デパートメントストア	松田 慎三	・一・八〇	組合職員、従業員、賃銀問題	同	同
			世界恐慌に関する統計	同	同

11 海外事情

インタナショナル ブラツセルに於ける聯盟執行委員會	産・組ニユース	一號
世界に於ける産業組合數	同	二號
農業抵當信用の國際協會設立に就て	同	同
穀物、豚、乳製品、製酪品及び玉蜀黍の國際市況報	同	同
世界バターの需給狀況	同	同
ゴム價格の暴落	同	三號
バーゼルの産業組合夏期大學	同	同
世界に於ける失業者數の近況	同	五號
フーパー提案は組合運動にどんな反響を與へたか	同	同
國際産業組合聯盟會議日程	同	同
農業生産者及び消費者組合聯盟への段階	同	六號
生産の減退尙ほ停止せず	同	同
世界に於ける肉類の輸出	同	同
反産業組合宣傳とパーマ氏及クレプナツヒ氏の見解	同	同
ウィーン市に開催されたる第十三回國際産業組合大會報告	同	同
海外消費組合事情	中尾桂一郎	産業組合 三〇一號
	産業組合中央會	・八〇

特約養蠶組合の研究	千坂 高與	帝國農會報	二〇卷一〇號
農業共同作業組合成績書第三論	佐賀縣農會		
副業組合要覽	野縣内務部		
歌米に於ける農業組合	田中富太郎	産業	七ノ一〇
東京の出荷組合	東京府農會		
農事改良實行組合の乘	東京府南多摩郡農會		
一九三〇年の農民組合運動	杉山元次郎	經濟往來	五ノ一三
新時代の農業組合運動	岡田 良平	農政研究	一〇ノ三特輯
養蠶業組合及養蠶實行組合に就て	中村 直大	帝國農會報	二二卷八號
産業組合製糸の狀勢と二三の考察	千石與太郎	農業經濟研究	七ノ三
特約養蠶組合と其の將來	千坂 高與	同	同
養蠶組合今後の活動を望む	明石 弘	大日本農會報	六〇七
一九二九年に於ける販賣及購買に関する農業協同組合	帝國農會		
産業組合青年聯盟問題	農政研究	一〇ノ八	
利用者別販賣斡旋所事業成績より觀たる農村販賣機關の狀勢	農勢時報	六年一月	
農村負債整理計畫の事例	同	同	
農村不況狀況調査の一事例	同	同	
帝國農會の農家負債調べ	東洋經濟新報	昭和五、一一	
蠶糸業政策と養蠶者の自主的對策の方向	千坂 高與	中央蠶糸報	昭和五、一一